

平成28年度版

秋田の子ども・若者



めきた家族ふれあいシンリンデー
シンボルマーク

秋田県生活環境部男女共同参画課

は じ め に

次代を担う秋田の子ども・若者が、豊かな社会性を身につけ、時代に柔軟に対応できる自立した人間として成長することは、すべての県民に共通する願いです。

しかしながら、近年は、少子高齢化の進行や高度情報化の進展などにより、子ども・若者を取り巻く社会環境は従来にも増して大きく変化してきております。子どもたちが健やかに成長するうえで、少年非行や児童虐待、不登校・ひきこもり等の問題への対応が重要となっており、また、ニートと呼ばれる若者への対応など、若者の社会的自立を支援する必要性がますます高まっています。

また、最近ではスマートフォンやインターネットを介して子どもたちが巻き込まれる事件が増加しており、情報化社会での安全を確保することも、重要な課題となっています。

このような課題に適切に対処すべく、県では、平成28年3月に策定した「第2次あきた子ども・若者プラン」に基づき、関係機関・団体等と連携を図りながら、青少年の健全育成や非行等の問題行動を防止する施策、困難を有する子ども・若者の支援等の総合的かつ効果的な推進に努めております。

このたび、これら施策の実施状況等を取りまとめた「平成28年度版 秋田の子ども・若者」を作成しました。青少年育成関係者や多くの県民の皆様にご活用いただき、秋田の子ども・若者の育成等の一助となれば幸いです。

平成29年2月

秋田県生活環境部男女共同参画課長 伊東 弘毅

目 次

第 1 部 子ども・若者に関する行政施策等

1	あきた子ども・若者プラン	1
2	平成 27 年度子ども・若者に関する事業実績及び決算額	3
3	平成 28 年度子ども・若者に関する事業内容及び予算額	16
4	「あきた子ども・若者プラン」における主な数値目標	30

第 2 部 子ども・若者を取り巻く状況

第 1 章 子ども・若者人口

1	秋田県子ども・若者人口（0～39歳）の現状と推移	31
2	秋田県の市町村別 5 歳階級別人口（0～39歳）	32

第 2 章 子ども・若者の教育

1	学校教育について（平成 27 年度との比較）	34
2	児童・生徒数の推移	35
3	中学校・高等学校卒業後の進路状況	37

第 3 章 子ども・若者の健康と安全

1	発育状態について	38
2	交通事故、自殺について	40
3	非行少年等の概要	42
4	環境浄化の取組について	48

第 4 章 子ども・若者の労働

1	子ども・若者の就業状況	51
2	若年層の給与額	52
3	新規学卒者の初任給	53

第 3 部 子ども・若者行政関係資料

1	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	
(1)	条例制定の経緯・特色	54
	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	58
	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則	74
(2)	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく 推奨図書等一覧	78
2	相談機関一覧	86
3	県内の主な青少年団体の概要	92
4	市町村青少年行政主管課一覧	94
5	青少年育成県・市町村民会議一覧	94

第1部 子ども・若者に関する行政施策等

1 第2次あきた子ども・若者プラン

(1) プラン策定の趣旨

県では、県民総参加による青少年健全育成運動を進めるための指針として、昭和47年に「秋田県青少年育成総合基本計画」を策定し、以後、社会経済情勢の変化を踏まえ、平成18年の第9次計画まで見直しを行ってきた。

国では、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援法」に基づき、平成22年7月に策定された「子ども・若者ビジョン」を、平成28年2月に見直し、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。

本県においても、平成23年3月に策定された「あきた子ども・若者プラン」の取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえつつ、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため、「第2次あきた子ども・若者プラン」を平成28年3月に策定した。

(2) プランの位置づけ

プランは、子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけられるものであり、今後の県の子ども・若者育成支援の基本的な指針となるものである。

また、このプランは、県政運営の指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」や人口減少の克服と秋田の創生の実現を目指す「あきた未来総合戦略」、子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ策定した「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」などの個別計画との整合性を図りつつ、方向を整理している。

(3) プランの対象となる子ども・若者の範囲

子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とするが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も少なくないことから、これらの若者もプランの対象とする。

(4) プランの期間

子ども・若者プランの期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間である。

第2次あきた子ども・若者プランについて

男女共同参画課

プラン策定の趣旨

- 青少年健全育成運動を進めるための指針として「秋田県青少年育成総合基本計画」を策定し、第9次計画まで見直し
- 国が平成28年2月に見直した「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえつつ、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため「第2次あきた子ども・若者プラン」を策定

プランの性格と推進期間

- 県の子ども・若者育成支援の基本的な指針
- 対象とする「子ども・若者」は0歳～30歳代
- 推進期間は平成28～32年度の5年間
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけ

プランの推進体制

- 「秋田県青少年健全育成審議会」、「秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議」、子ども・若者育成支援に取り組むNPO等に施策の推進状況を報告し、意見を聴きながら推進
- 県の関係各課が市町村や民間との連携を強めながら一体となった取組を推進

目指す社会

子ども・若者を尊重し、すべての世代が支え合いながら共に生きる社会

政策展開に当たっての基本的な視点

1 社会を構成する担い手として子ども・若者を位置づける
子ども・若者と大人がお互いを尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていく。

2 子ども・若者の置かれている状態に応じて支援する
一人一人の置かれた状況、発達段階等に応じたきめ細かな支援を行う。

3 多様な主体による取組とネットワーク化を促進する
社会を構成する多様な主体の連携を推進していくとともに各主体が情報を共有しながらネットワーク化を図る。

基本目標

①子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり ②困難を有する子ども・若者の支援 ③秋田の未来を切り拓く子ども・若者の支援

子ども・若者の成長に応じた施策を展開

乳幼児期（生まれる前～5歳）

施策1 安心して出産できる環境の整備

妊婦健康診査や周産期医療体制の充実など、安心して出産できる環境づくりを促進

施策2 子育て支援の充実

多様なニーズに対応した保育機能の強化や子育て家庭の経済的負担の軽減

施策3 要保護児童に対する支援

児童虐待防止に係る支援体制の整備、障害・発達障害児に対する地域支援体制の整備

施策4 支援を必要とする親へのサポート

ひとり親家庭への就業・生活支援の推進とDV対策の推進

結婚・出産

青年期（おおむね18歳～）

施策1 職業能力開発・就労等の支援

就業のための能力開発支援、県内定住や起業活動を支援

施策2 多様な学びの場の確保

体系的かつ総合的な学習機会、高等教育機関による学びの機会及び環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供

施策3 地域の活力を担う若者の支援

社会・文化活動への参加の促進、地域で主体的に行動する若者の育成・支援

施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

出会い・結婚の支援、企業による仕事と育児・家庭の両立支援の促進、ワーク・ライフ・バランスへの取組の拡大

施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

若者の自立に向けたサポート体制の強化、障害のある若者への支援、ひきこもり対策や職場のメンタルヘルス対策の推進

学童期（6歳～12歳）

施策1 心身の健康づくりの推進

スポーツ活動を通じた体力づくりや食生活の改善に向けた取組の充実、心の教育の推進

施策2 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育支援体制の充実、父親の育児参加、地域で子どもを育てる取組の促進

施策3 安全・安心な環境の確保

安全・安心な地域づくりの促進や情報モラル教育、消費者教育、金融教育の充実

施策4 要保護児童に対する支援

障害のある子どもに対する支援体制の整備と、児童虐待防止及び児童ポルノ等犯罪対策の推進

思春期（13歳～おおむね18歳）

施策1 心身の健康づくりの推進

体力づくりやスポーツ活動を推進するほか、心の健康づくり・自殺予防の取組を推進

施策2 個性と創造力を育む教育の推進

少人数学習や多様な体験活動を推進するほか、開かれた学校づくりを推進

施策3 ふるさとを知り、国際的視野を培う力を養成

ふるさと教育の推進や国際理解・国際交流を促進

施策4 社会参加・参画機会の拡大

ボランティア活動や文化活動を推進するほか子ども若者の「声」を反映

施策5 社会への旅立ちを支援

キャリア教育の推進、進路指導・職業支援等の充実、奨学金制度による経済的負担の軽減

施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

ひきこもり対策の推進及び障害のある若者への相談・就労支援体制の整備

施策7 若者を非行・事件から守る取組

健全育成運動・非行防止活動などの推進及び立ち直りへの支援

義務教育期（6歳～15歳）

施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

基礎学力の向上、ふるさと教育、多様な体験活動、読書活動の推進

施策2 小・中学校の連携の推進

義務教育9年間を通じた連続性のある教育活動を展開

施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

学校・家庭・地域社会が一体となった地域ぐるみでの子ども育てる体制づくりの推進

施策4 いじめ防止と困難を有する子どもの支援

子どもの貧困対策・いじめ防止・不登校対策の推進、子ども・保護者の相談環境の整備

2 平成27年度子ども・若者に関する事業実績及び決算額

ステージごとの施策

〈乳幼児期〉施策1 安心して出産できる環境の整備

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額 (千円)
①	子どもや母親の心身の健康確保	健康推進課	母体健康増進支援事業	妊婦歯科健康診査2,869回分を助成した。	5,800
			幸せはこぶコウノトリ事業	318人の御夫婦に577件の不妊治療費の助成を行ったほか、不妊治療を広く正しく理解していただくための普及啓発事業としてリーフレットの配布、テレビCMの放映、県民公開講座を開催した。	104,656
			難聴児補聴器購入費助成事業	14人の児童に23個の補聴器購入費の助成をした。	412
②	周産期医療体制の整備	医務課	総合周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター（秋田赤十字病院）の運営に対し補助した。	146,202
			地域周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、地域の周産期医療機関を支え、周産期に係る比較的高度な医療を行う地域周産期母子医療センター（大館市立総合病院、平鹿総合病院）の運営に対し補助した。	32,920
			産科医療機関確保事業	身近な地域で出産できるよう、分娩取扱数が少ない地域の産科病院に対し補助を行い、分娩取扱施設の確保を図った。 対象：かつの厚生医療センター、北秋田市民病院、雄勝中央病院、市立角館総合病院	91,240
			総合周産期母子医療センター設備整備事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター（秋田赤十字病院）に必要な医療機器の整備に対し補助した。	37,313
			秋田県周産期医療人材育成事業	県民がどの地域にいても等しく周産期医療が受けられるよう、県内各地域において拠点となる病院をネットワークでつなぎ事例検討や情報共有を行い、各地域の周産期医療従事者の知識の維持、向上を図った。	1,534
③	医療費に係る経済的負担の軽減	長寿社会課	福祉医療費補助金	子育てに係る負担の軽減を図るため、乳幼児及び小学生70,394人に対して医療費の助成を行った。	898,890

〈乳幼児期〉施策2 子育て支援の充実

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額 (千円)
①	多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進	幼保推進課	保育所整備等特別対策事業	保育所整備等対策事業により3市7か所の保育所等の施設整備に対し助成したほか、認定こども園施設整備事業により2市7か所の認定こども園の施設整備に対し助成した。	834,018

〈乳幼児期〉施策2 子育て支援の充実

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
① 多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進	幼保推進課	地域子ども・子育て支援事業	①一時預かり事業として保育所等168か所、②延長保育事業として166か所、③病児保育事業として52か所、④実費徴収に係る補足給付事業として児童7人、⑤多様な事業者の参入促進・能力活用事業として児童1人に助成した。	183,030
		認定こども園拡充事業	認定こども園を目指す幼稚園等30園に対し、教育・保育の質を高めるための指導等を実施したほか、大館市の認定こども園等を会場に秋田県認定こども園公開保育研究協議会を開催し、関係者261人の参加があった。	879
② 保育に係る経済的負担の軽減	子育て支援課	すこやか子育て支援事業	子育て家庭への経済的支援として、保育料助成を実施する25市町村に対して経費の半額を助成した。	1,099,012
③ 地域における子育てサポート体制の充実	子育て支援課	地域子育て支援推進事業	地域振興局毎に活動している8つの子ども・子育て支援推進地区協議会が各自のネットワークを活かし、地域に応じたイベントを開催したほか、子育て情報などを発信した。	1,652

〈乳幼児期〉施策3 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
① 児童虐待防止対策の推進	子育て支援課	子ども虐待防止対策事業	秋田県要保護児童対策地域協議会を開催したほか、啓発物品の配布による児童虐待防止啓発事業を実施した。また、児童相談関係職員に対する研修の実施や児童相談対応支援員の配置等を行った。	5,266
② 障害のある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8か所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図った。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4か所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成した。	46,720
		地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援した。(発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)	1,116,886
	健康推進課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/4を負担した。平成27年度は、延べ316人の児童に対して医療費を負担した。	4,859
		小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性疾患のうち小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることから、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図った。平成27年度末の受給者数は、700人(秋田市を含むと1,085人)であった。	85,377
③ 発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討した。平成27年8月26日(1回目)、平成28年2月4日(2回目)に開催し、委員17名が出席した。	78

〈乳幼児期〉施策4 支援を必要とする親へのサポート

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
① ひとり親家庭への支援	子育て支援課	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭に対し、就業等に関する相談と就業に役立つ技能習得講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援や、子育て・養育費の相談など生活支援を行い、ひとり親家庭の就業・自立を図った。	11,282

〈乳幼児期〉施策4 支援を必要とする親へのサポート

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
① ひとり親家庭への支援	子育て支援課	ひとり親家庭日常生活支援事業	一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は、日常生活を営むのに支障が生じているひとり親家庭に対し、その生活を支援する者を派遣した。	245
② DV対策の推進	子育て支援課	女性福祉費	女性相談所を中心としてDV被害者への相談・保護及び自立支援等を行ったほか、DVの未然防止のため、DV防止キャンペーン等の啓発活動を実施した。	36,408

〈学童期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
① 体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	地域スポーツクラブ育成支援事業	総合型地域スポーツクラブへの設立・育成及び活動に関する支援として、広域スポーツセンター担当職員及びクラブアドバイザーが30クラブに対して、計58回訪問指導を行った。また、訪問した各クラブの取組等を他クラブにも参考にしてもらうため、訪問の概要をスポーツ科学センターHPに掲載した。	4,911
	保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	4月に県内3地区で開催し、計314人(県北:109人、県南:127人、県央:78人)が受講した。 今年度の県全体としての方向性の確認、体育学習や運動部活動等における安全管理、学校教育活動全体で取り組む体力の向上について、解説や校種別分科会を通して理解を深める機会となった。特に「指導と評価の計画の作成」の演習を取り入れたことで、それぞれの校種の実態把握につながったこと、各校の重点の達成に向けた支援となったことが成果であった。	12
② 食育の推進	健康推進課	みんなで創ろう「食の国あきた」推進事業	食の国あきた県民フェスティバルで一般県民に食事バランスガイドなどの食育の普及啓発を実施した。山本、由利、雄勝の3地区で、食育地域ネットワーク事業を実施し、地域での食育推進体制を整えた。	4,411
	保健体育課	第2期秋田県食育推進計画	・食に関する指導の全体・年間計画に基づいた実践を指導した。 ・学校給食を生きた教材と捉え、学校の教育活動全体で推進するよう指導した。	0
	保健体育課	秋田県学校給食研究協議大会	7/31(金)湯沢市文化会館において、「心身ともに健康な児童生徒の育成を目指す学校給食のあり方〜こまちの郷から地域の特性を生かした食育の推進〜」のテーマのもと、全県の学校給食関係者(470人)を対象に開催した。内容は、湯沢翔北高等学校の発表、食育フォーラム、川島隆太氏の講演であった。	26

〈学童期〉施策2 家庭や地域の教育力の向上

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
① 家庭教育支援体制の充実	生涯学習課	みんなで学び・育てる家庭教育支援事業	・家庭教育担当者等研究協議会 ①6/3開催 47人参加 ②10月～11月に県北・中央・県南で地区毎に開催 77人参加 ・秋田県家庭教育フォーラム、10/2・生涯学習センター 60人参加 ・出前講座による普及啓発「家庭教育の充実」 11市町村、36回、1,645人参加	299
	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	78中学校へのスクールカウンセラーの配置、19中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図った。	71,106
② 父親の育児参加の促進	人口問題対策課	子育てしやすい職場づくり推進事業	男性の育児参加のためには企業の理解が不可欠であることから、男性従業員が所定外労働削減を積極的に支援する企業の実践例を取材し広く周知することで、企業が子育て世代の男性従業員を支援する取組の促進を図った。	13,336
③ 地域教育支援体制の充実	子育て支援課	子どもの居場所づくり促進事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象とした、放課後児童クラブ運営費に対する助成及び新設の放課後児童クラブの整備費に対する助成を行うことで、安心できる居場所の提供を図った。	316,744

(学童期)施策3 安全・安心な環境の確保

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額 (千円)
①	安全・安心なまちづくり支援	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	防犯意識の高揚を図るため、安全安心まちづくりフォーラムの開催(参加者約170人)、犯罪防止の自主的な活動の推進を図るための情報誌「いかのおすし通信」の発行(年2回)、優良な自主防犯活動団体の表彰(5団体)を実施した。また、犯罪被害者等の支援のため総合的対応窓口担当者研修会、犯罪被害を考える日の啓発等を実施した。	1,960
		県警生活安全企画課	子どもの安全対策	児童を対象とした防犯教室を333回、教職員を対象とした不審者侵入対応訓練等を133回実施し、47,745人の児童・生徒が講習や訓練を受けた。また、「子供110番の家研修会」を24回、804人の子供110番の家設置者等が研修会を受け、子どもの安全対策を促進した。	670
②	情報・消費環境への対応力の向上	県民生活課	生活センター相談・啓発事業費	平成26年度に策定した「秋田県消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育・啓発のため、企業・団体等からの依頼により、消費生活出前講座を実施(38回、参加者1,432人)するとともに、学校等に出向き、消費者被害の未然防止を図るための消費者教育支援講座を実施(27回、参加者2,209人)した。	27,885
			消費生活安全・安心事業	消費者被害を未然に防止するため、県民向け啓発講座を開催(19回、参加者651人)するとともに、各地域団体等と連携して消費者問題講演会を開催(14回、2,195人)した。また、高齢者向け(60,000部)、小学生向け(10,500部)の啓発冊子を作成し配布した。	36,050
		義務教育課	(学校教育の指針等)	学校教育の指針において、情報教育の重点を示し、学校全体で情報モラル教育に取り組む体制づくりの推進を図った。また、文部科学省の関連事業及び教材等について、各小・中学校に周知を図った。	0
		生涯学習課	大人が支える！インターネットセキュリティの推進	①インターネットセキュリティ推進委員会の開催(年2回) ②県及び団体の会合等での啓発促進 ③教育啓発コンテンツの提供 ④県庁出前講座の実施(21市町村で延べ123回、14,505人受講) ⑤地域サポーター養成講座の開催(6会場、延べ339人受講) その他 電気自動車リーフ「うまホ号」無償貸借、担当者連絡会議、研修会、秋田大学との連携による免許状更新講習等を実施した。	520

(学童期)施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額 (千円)
①	障害のある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8か所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図った。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4か所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成した。	46,720
			地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援した。	1,116,886
		健康推進課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/4を負担した。平成27年度は、延べ316人の児童に対して医療費を負担した。	4,859
			小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性疾患のうち小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることから、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図った。平成27年度末の受給者数は、700人(秋田市を含むと1,085人)であった。	85,377
	特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	小・中学校の要請に応じた、特別支援教育担当指導主事等の派遣及び特別支援学校教員による地域の学校への支援を実施した。保護者を対象とした相談活動(就学や教育に関する相談会)を県内各地で実施した。	1,701	
②	発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討した。平成27年8月26日(1回目)、平成28年2月4日(2回目)開催し、委員17名が出席した。	78
			発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行った。(予算は「地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業に含まれる。)	-
		特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	「専門家・支援チーム」による巡回相談を実施した。また、新任特別支援教育コーディネーター研修会を3期に渡り実施し、上級特別支援教育コーディネーター養成研修会を4期にわたり実施した。さらに、「かがやきミーティング」を県内3地区で実施する等、各学校が、関係機関と連携しながら、発達の段階に応じた適切な指導を行うことができるように、研修の充実を図った。	1,742
③	児童虐待防止対策の推進	子育て支援課	子ども家庭相談電話事業	児童相談のフリーダイヤルを設け、平日の日中には365件、平日の夜間と休日には324件の相談に対応した。	10,277

(学童期)施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
③	児童虐待防止対策の推進	県警少年女性安全課	総合的な少年非行の防止事業	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童332人に係る196件の児童虐待事案及びおそれのある事案を認知し、240人を児童相談所等に通告した。 警察署、やまびこ電話、チャイルド・セーフティ・センターにおいて、児童虐待事案関連の相談を31件受理した。 幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施した。 	444
			「なまはげ」少年サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待事案関連の相談受理活動を実施した。 幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施した。 	10,721
			チャイルド・セーフティ・センター「SOS」事業	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待事案関連の相談受理活動を実施した。 幼児の車内放置防止等のキャンペーンを実施した。 	38,890
④	児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県警少年女性安全課	総合的な少年非行の防止事業	<ul style="list-style-type: none"> 保護者及び子供等対象の有害サイト非行防止教室等を368回実施した。 フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を165回実施した。 携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動を246回実施した。 警察署等でサイト関連の相談を112件受理した。 	444
			「なまはげ」少年サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> 学校等において、有害サイト非行防止を含む非行・犯罪被害防止教室等を518回実施した。 フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を実施した。 	10,721
			チャイルド・セーフティ・センター「SOS」事業	<ul style="list-style-type: none"> 学校等において、有害サイト非行防止を含む非行・犯罪被害防止教室等を182回実施した。 フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を実施した。 携帯電話関係の相談を受理した。 	38,890

(義務教育期)施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
①	ふるさと教育の推進	義務教育課	わか杉県政体験	わか杉県政体験を開催し、次代を担う子どもたちの政治や本県の課題に対する関心・理解を深めるとともに、「問い」を発する子どもの育成、ふるさとを愛する心やふるさとを支える自覚と高い志を持つ子どもの育成を図った。	421
②	基礎学力の向上	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学習及び少人数授業の実施のため、県内の公立の小学校49校、中学校59校に対して、臨時講師90人、非常勤講師130人を配置した。	720,743
			学習状況調査事業	教科に関する調査と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2に悉皆で実施(小4:国算理、小5, 6:国社算理、中1, 2:国社数理英)。児童生徒の学習状況の把握と、学習指導や教育施策の検証改善に生かした。	1,783
③	多様な体験活動の推進	地域活力創造課	秋田発・子どもふるさと交流推進事業	市町村が地域住民と受入体制を構築し、農山漁村体験や自然・文化・伝統芸能などの地域資源を活用して児童・生徒の交流事業を実施する場合に、その経費の一部を助成した。	5,610
		生涯学習課	あきたセカンドスクール推進事業	教育施設等のセカンドスクールの利用を推進した。 <ul style="list-style-type: none"> 利用実績 延べ1,221校、73,270人参加 「セカンドスクールの利用の手引き」の作成・配付、HPによる啓発プロジェクトアドベンチャー(PA)を充実させた。 PA管理者研修会 4/15-17(岩城少年自然の家) PAロープコース点検 6/27-29(各少年自然の家) 	772
		自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を開催した。同施設で小中学生の体験学習の受け入れた。	6,661
			自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地で小中学生を受け入れた。環境省森吉山野生鳥獣センターで定期自然観察会を開催した。	7,297
		白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センターで小中学生の体験学習を受け入れた。白神山地周辺で自然観察会を開催した。	2,000	

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額 (千円)
④	環境・自然保護活動の推進	環境管理課	こども環境教育支援事業	北東北三県で共通環境ワークブックを作成し、県内の小学5年生へ配付した。あきたの環境を考える体験事業では「電気のゆくえ」(7/30)親子40人、「ごみのゆくえ」(8/19)親子44人が参加した。また、こどもエコクラブや学校へ環境教育に関わる器具類の貸出などの支援事業を行った。	2,051
			環境あきたリーダー育成事業	地域での環境保全活動を実践するリーダーを育成するとともに、その活動を支援した。また、環境に関する講師を派遣したり、環境に関する情報を提供するなど、県民の環境保全に関する理解を高め、自主的な行動を促進した。	4,449
		温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネ・新エネ・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にする気持ちを育て、おとなも子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的として、9月5・6日に秋田駅前アゴラ広場等において、第15回あきたエコ&リサイクルフェスティバルを開催した。来場者数は、約23,000人であった。	3,000
		自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を開催した。同施設で小中学生の体験学習を受け入れた。	6,661
			自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地で小中学生を受け入れた。環境省森吉山野生鳥獣センターで定期自然観察会を開催した。	7,297
		白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センターで小中学生の体験学習を受け入れた。白神山地周辺で自然観察会を開催した。	2,000	
		森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、52の事業主体(5,197人)で森林環境学習や森林作業体験等を行った。	11,494
義務教育課	学校関係緑化コンクール	学校関係緑化コンクールの募集・審査を行い、全日本学校関係緑化コンクールに推薦した。	21		

〈義務教育期〉施策2 小・中学校の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額 (千円)
①	基本的な生活習慣や学習習慣の定着	義務教育課	(学校教育の指針)	学校教育の指針に「秋田わか杉 七つの『はぐくみ』」を掲載するなど、基本的な生活習慣や学習習慣定着のための取組や、教育環境づくりについて、充実を呼びかけた。	0
②	生徒指導の充実	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	78中学校へのスクールカウンセラーの配置、19中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図った。	71,106
③	学習指導の充実	義務教育課	学力向上推進事業	学習状況調査や学校訪問指導、学力向上支援Webの活用、理科CT(中核教員)養成研修、理数探究体験セミナー、学力向上フォーラムの開催、「学校改善支援プラン」の作成等の事業により、学習指導の充実を図った。	4,848
			小・中連携実践研究モデル事業	中1ギャップ(学習意欲の低下、集団生活の不適應等)の解消を図る学習指導体制を組織し、小・中学校の円滑な接続を行うため、小規模小学校を有する3中学校区に臨時講師を1人ずつ配置し、小学校・中学校間での乗り入れ授業等を行った。	13,793

〈義務教育期〉施策2 小・中学校の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
④	特別な支援を要する子どもへの対応の充実	特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	小・中学校の要請に応じた、特別支援教育担当指導主事等の派遣及び特別支援学校教員による地域の学校への支援を実施した。保護者を対象とした相談活動(就学や教育に関する相談会)を県内各地で実施した。	1,701
			特別支援教育体制整備推進事業	「専門家・支援チーム」による巡回相談を実施した。また、新任特別支援教育コーディネーター研修会を3期に渡り実施し、上級特別支援教育コーディネーター養成研修会を4期にわたり実施した。さらに、「かがやきミーティング」を県内3地区で実施する等、各学校が、関係機関と連携しながら、発達の段階に応じた適切な指導を行うことができるように、研修の充実を図った。	1,742
⑤	体系的なキャリア教育、情報モラル教育の推進	義務教育課	キャリア教育実践研究事業	キャリア教育によって、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てていくために、キャリア教育実践研究協議会及びキャリア教育推進協議会を開催し、各学校への啓発活動や提言等を行った。	141

〈義務教育期〉施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
①	学校を核とした地域全体の教育力の向上	義務教育課	学力向上推進事業(あきたの教育力発信事業)	学力向上フォーラムを開催し、家庭や地域の教育力を生かした学校づくりの推進について啓発を図った。	534
		生涯学習課	学校支援地域本部事業	【県の取組】県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】学校支援地域本部の運営	45,825 (学校・家庭・地域連携総合推進事業分)
②	子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	【県の取組】県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】放課後子ども教室の運営 放課後に空き教室等を活用し、子どもに安心安全な居場所と体験活動等の機会を提供。17市町村に対し補助。91小学校区で82教室が実施された。	45,825 (学校・家庭・地域連携総合推進事業分)
		生涯学習課	わくわく土曜教室推進事業	【県の取組】県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】わくわく土曜教室の運営 地域の専門性を持った人材による体験学習や学習機会の提供。10市町村に対し補助。34教室が実施された。	45,825 (学校・家庭・地域連携総合推進事業分)
③	子どもたちの安全を守る取組の推進	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	防犯意識の高揚を図るため、安全安心まちづくりフォーラムの開催(参加者約170人)、犯罪防止の自主的な活動の推進を図るための情報誌「いかのおすし通信」の発行(年2回)、優良な自主防犯活動団体の表彰(5団体)を実施した。また、犯罪被害者等の支援のため総合的対応窓口担当者研修会、犯罪被害を考える日の啓発等を実施した。	1,960
④	子どもたちの規範意識の醸成	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	78中学校へのスクールカウンセラーの配置、19中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図った。	71,106

〈義務教育期〉施策4 いじめ防止と不登校の子ども支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
①	いじめ防止対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	78中学校へのスクールカウンセラーの配置、19中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図った。	71,106
②	不登校対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	78中学校へのスクールカウンセラーの配置、19中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図った。	71,106
		生涯学習課	あきたリフレッシュ学園事業	様々なストレスを抱え休養を必要とする小中学生が、自然の中でゆっくりと心身の回復を図ることができる「あきたリフレッシュ学園」の利用者は、延べ1,098人(1日あたり5.2人)であった。学園での生活により76.5%の利用者に登校意欲の向上が見られ、このうち6人が高校に進学した。	7,285
③	教育相談環境の整備	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	78中学校へのスクールカウンセラーの配置、19中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センターへのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図った。	71,106

〔思春期〕施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
①	体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	地域スポーツクラブ育成支援事業	総合型地域スポーツクラブへの設立・育成及び活動に関する支援として、広域スポーツセンター担当職員及びクラブアドバイザーが30クラブに対して、計58回訪問指導を行った。また、訪問した各クラブの取組等を他クラブにも参考にしてもらうため、訪問の概要をスポーツ科学センターHPに掲載した。	4,911
		保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	4月に県内3地区で開催し、計314人（県北：109人、県南：127人、県央：78人）が受講した。 今年度の県全体としての方向性の確認、体育学習や運動部活動等における安全管理、学校教育活動全体で取り組む体力の向上について、解説や校種別分科会を通して理解を深める機会となった。特に「指導と評価の計画の作成」の演習を取り入れたことで、それぞれの校種の実態把握につながったこと、各校の重点の達成に向けた支援となったことが成果であった。	12
			運動部活動テクニカルサポート事業	小学校2校に2人、中学校11校に20人、高等学校22校に35人の計57人の地域人材を、外部指導者として年間25回派遣した。また、顧問及び外部指導者を対象とした指導者講習会を開催し、講義や協議を通して科学的な指導内容や方法について研修することで、各校での指導に生かせるように支援した。	4,467 ※国委託事業
②	心の健康づくり・自殺予防の推進	保健体育課	精神保健相談事業	・地区別事例検討会を6か所で開催し、計55人の参加があった。 （【小・中学校】北：4人・南：16人・中央：13人） （【高校・特別支援学校】北：9人・南：4人・中央：9人） ・巡回事例検討会を5校で開催した。	1,616
③	性教育・薬物乱用防止教育の推進	健康推進課	思春期からの健康づくり支援事業	産婦人科医等による性教育講座を68校で実施した。（予算再配当により、教育庁保健体育課が実施） また、中学生・高校生を対象にしたピアカウンセリングを5校で9回、312人に実施した。	1,616
		医務課	薬物乱用防止対策事業	・薬物乱用防止教室を開催した。 ・街頭キャンペーンを実施した。 （「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動等） ・中高生を対象とした薬物乱用防止啓発ポスターコンテスト等を実施した。	1,261
			危険ドラッグ対策事業	危険ドラッグの吸引者による事件・事故が多発し社会問題となったことから、県民生活の安心安全の確保を図るため、青少年に対する啓発の強化及び市場の買上調査等を実施した。	1,241
		保健体育課	性に関する指導拡充事業	・性教育講座を計68校（中40校、高25校、特支3校）で開催した。 ・産婦人科相談医の委嘱（電話・メール相談） ・「性に関する指導」指導者研修会を開催し、99人の参加があった。 （7/1（水）県総合教育センター） ・性に関する指導推進のための委員会（2/2（火））を開催した。	678
		保健体育課	薬物乱用防止教育推進事業	・薬物乱用防止教育指導者研修会を開催し、117人の参加があった。 （10/22（木）県総合教育センター）	171 ※国支出委任事業

〔思春期〕施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
①	学校教育の充実	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業の実施のため、県内の公立の小学校49校、中学校59校に対して、臨時講師90人、非常勤講師130人を配置した。	720,743
			学習状況調査事業	教科に関する調査と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2に悉皆で実施（小4：国算理、小5、6：国社算理、中1、2：国社数理英）。児童生徒の学習状況の把握と、学習指導や教育施策の検証改善に生かした。	1,783
		高校教育課	地域医療を支えるドクター育成事業	県政の課題である医師不足に対応し、地域医療を支える人材を育成するため、医師を志す生徒を対象として、県内医療機関の視察、地域医療体験学習などのプログラムを秋田大学や大館市や横手市等の中核病院等で実施した。	1,414
			確かな学力育成推進事業	思考力養成セミナーや進学コース別ハイレベル講座等により高校生の学力向上を図るとともに、各種研修プログラムへの教員派遣により教員の指導力向上の支援を推進した。また、近隣の学校が連携して学力向上対策に取り組むことで、進学希望の達成を推進した。	74,237
②	多様な体験活動の推進	高校教育課	キャリア教育等推進事業	インターンシップやボランティア体験活動等を通して、社会の一員であることの自覚を深め、社会の中で共に生きる豊かな人間性を養うとともに、自分を見つめ直し自己実現に向かって人生を切り開いていく力を育むための支援を行った。	11,101
③	環境・自然保護活動の推進	環境管理課	こども環境教育支援事業	北東北三県で共通環境ワークブックを作成し、県内の小学5年生へ配付した。あきたの環境を考える体験事業では「電気のゆくえ」（7/30）親子40人、「ごみのゆくえ」（8/19）親子44人が参加した。また、こどもエコクラブや学校へ環境教育に関わる器具類の貸出などの支援事業を行った。	2,051
			環境あきたリーダー育成事業	地域での環境保全活動を実践するリーダーを育成するとともに、その活動を支援した。また、環境に関する講師を派遣したり、環境に関する情報を提供するなど、県民の環境保全に関する理解を高め、自主的な行動を促進した。	4,449

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額 (千円)
③	環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	あきたエコ&リサイクルフェスティバル	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネ・新エネ・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切に育む気持ちを育て、おとなも子どもと一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的として、9月5・6日に秋田駅前アゴラ広場等において、第15回あきたエコ&リサイクルフェスティバルを開催した。来場者数は、約23,000人であった。	3,000
		自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を開催した。同施設で小中学生の体験学習を受け入れた。	6,661
			自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地で小中学生を受け入れた。環境省森吉山野生鳥獣センターで定期自然観察会を開催した。	7,297
			白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センターで小中学生の体験学習を受け入れた。白神山地周辺で自然観察会を開催した。	2,000
		森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、52の事業主体(5,197人)で森林環境学習や森林作業体験等を行った。	11,494
		義務教育課	学校関係緑化コンクール	学校関係緑化コンクールの募集・審査を行い、全日本学校関係緑化コンクールに推薦した。	21
④	開かれた学校づくり	生涯学習課	学校支援地域本部事業	【県の取組】県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】学校支援地域本部の運営	45,825 (学校・家庭・地域連携総合推進事業分)
⑤	多様な選択を可能にする教育の充実	男女共同参画課	男女共同参画副読本の活用	県内各小中高校に備え付けの副読本について、授業等での活用を働きかけた。	0

〈思春期〉施策3 ふるさを知り、国際的視野を培う力を養成

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額 (千円)
①	ふるさを知る取組促進	義務教育課	わか杉県政体験	わか杉県政体験を開催し、次代を担う子どもたちの政治や本県の課題に対する関心・理解を深めるとともに、「問い」を発する子どもの育成、ふるさとを愛する心やふるさとを支える自覚と高い志を持つ子どもの育成を図った。	421
		自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を開催した。同施設で小中学生の体験学習の受け入れた。	6,661
			自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地で小中学生を受け入れた。環境省森吉山野生鳥獣センターで定期自然観察会を開催した。	7,297
			白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センターで小中学生の体験学習を受け入れた。白神山地周辺で自然観察会を開催した。	2,000
②	国際理解の促進	国際課	国際理解講座	国際交流員(アメリカ、中国、韓国、ロシア)を中学・高校等に派遣し、各国の文化等を紹介する異文化理解講座を実施した。	6
③	国際交流や国際協力活動の参加促進	高校教育課	小学校外国語活動教員研修事業	小学校外国語活動におけるリーダー的教員を育成するため、夏季休業中の5日間、国際教養大学において40人の小学校教員を対象に、指導方法の習得と英語運用能力の育成を目指して実施し、受講者は受講後に研修内容を自校の教員に伝達した。	100

〈思春期〉施策4 社会参加・参画機会の拡大

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
①	ボランティア活動の促進	地域活力創造課	ジュニア・サマースクール in 遊学舎	遊学舎で活動しているサークルやNPO団体の他、CSR活動に積極的な企業などから講師を招き、子どもを対象とした講座を開催した。63人が参加した。	遊学舎指定管理委託料を含む
②	文化活動の推進	文化振興課	あきた県民文化芸術祭2015	(一社)秋田県芸術文化協会との共催で秋田県青少年音楽コンクールを開催し、ピアノ部門74人、弦楽器部門14人、声楽部門23人、管・打楽器部門24人の参加があった。また、あきたの文芸では、25歳以下の参加者を対象としたグリーン賞の枠を設け、優秀者を表彰した。また、多くの文化事業をガイドブックとして掲載し、事業への参加機会を提供した。	6,322
③	子ども・若者の「声」の反映	男女共同参画課	青少年の健全育成運動推進	平成27年9月25日に秋田市立御所野学院中学校を会場として「わたしの主張2015秋田県大会」を開催し、各地区予選大会を経た13人の中学生が、日頃考えていることなどを発表し、優秀者を表彰した。(青少年育成秋田県会議と共同開催)	0

〈思春期〉施策5 社会への旅立ちを支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
①	職業意識の形成支援	雇用労働政策課	地元企業魅力発見事業	高校1年生とその保護者を対象に職場見学と職場見学前学習を行った。 参加校：25校 参加生徒数等：1,254人 事業所：延べ102事業所	2,506
		義務教育課	キャリア教育実践研究事業	キャリア教育によって、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てていくために、キャリア教育実践研究協議会及びキャリア教育推進協議会を開催し、各学校への啓発活動や提言等を行った。	141
		高校教育課	ふるさとのづくり企業紹介事業	全県の高校生に、地域に根ざし元気なものづくりに取り組んでいる企業を紹介することにより、地域産業への理解を深め、ふるさとに対する誇りを喚起するとともに、ふるさとでのキャリア形成への展望を開くことができるよう支援を行った。	0
②	職場体験・インターンシップの充実	農林政策課	新規就農総合対策事業(啓発・準備研修)	・新規参入希望者等を対象とした、座学と農業体験を組み合わせた研修を実施した。 27年度研修終了者数 67人 ・農業高校生を対象とした、農家滞在体験を実施した。 27年度研修終了者数 15人	547
		高校教育課	キャリア教育等推進事業	高校在学中に各事業所等での就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業についての理解を深めるとともに、自己の将来の在り方生き方について考え、主体的に職業選択ができる能力の育成を図った。	11,101
③	進路指導・職業相談・就職支援の充実	雇用労働政策課	雇用労働アドバイザーの配置運営事業	・県内各地域振興局(秋田を除く)と雇用労働政策課に雇用労働アドバイザーを配置し、事業所訪問や求人開拓を行った。 ・高校生求人が公表される7月1日以前に、企業に対して早期の求人票提出要請を行った。	11,556
			高校生等就職面接会開催事業	県内7地域で新規高卒就職予定者と事業所とのマッチング機会を提供し、県内就職の促進を図るため、就職面接会を開催した。 参加校：30校 参加生徒数：80人 参加事業所：223事業所	636
		産業政策課	小規模事業者若年雇用推進事業	商工会議所・商工会連合会に「若年雇用推進員」を配置し、小規模事業者に対して若年者雇用の支援を行った。 ヒアリング実施事業所数6,801社、求人票提出事業所数1,575社(うち小規模事業者627社)、求人数3,188人(うち若年者622人)、採用(内定)数984人(うち若年者400人)	21,538
		高校教育課	キャリアアドバイザー配置事業	生徒の人生設計に的確な支援を行うことにより、高等教育機関で学ぶことや働くことの意義を認識させ、自らの高校生活を充実したものとする意欲・態度を養い、職業人となるための基礎的資質・能力の向上を図るため、11人のキャリアアドバイザーを進学を主とする高校に配置した。	26,534
就職支援員配置事業	生徒の進路志望を達成し就職決定率の向上を図るとともに、県内就職を希望する生徒の雇用を確保し、求人情報等の提供や進路相談等の就職支援を行うため、27人の就職支援員を高校等に配置した。		64,542		

〈思春期〉施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
① ひきこもり対策の推進	男女共同参画課	地域若者サポートステーション活用事業	ジョブトレーニングや職場体験、スキルアップ講座などの実施により、様々な課題を抱え就職できずにいる若者を支援した。	5,435
	障害福祉課	ひきこもり対策推進事業	ひきこもり相談支援センターにおいて、相談支援、関係機関からなる連絡協議会、相談支援従事者等に対する研修会等を実施し、相談支援体制の充実を図り、ひきこもり状態にある人やその家族を支援した。(相談対応件数：延べ235件)	6,222
② 障害のある若者の支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8か所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図った。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4か所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成した。	46,720
		相談支援事業	障害者や障害児、その保護者・介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行い、自立した日常生活を営むための支援を行った。相談支援の機能強化のため、13市町に補助金を支出した。	18,240
	特別支援教育課	特別支援学校職域開拓促進事業	職場開拓員を事業推進校2校に各1人配置し、実習の受け入れ及び就労可能な企業、事業所等の開拓を行った。また、毎年、県内各地区において職業教育フェスティバル及び職業教育フェアを開催した。特別支援学校における職業教育の質が向上し、作業学習製品の品質が向上した。また、一般事業所の理解促進と新たな雇用及び実習先が開拓され、特別支援学校高等部生徒の就労促進が図られた。	6,381
	特別支援教育課	高次脳機能障害支援普及事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが行った。	2,275
③ 発達障害のある若者の支援	障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行った。(予算は療育機構支援事業分を含む。)	-
	特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	「専門家・支援チーム」や「高等学校特別支援隊」による巡回相談を実施した。また、新任特別支援教育コーディネーター研修会を3期に渡り実施し、上級特別支援教育コーディネーター養成研修会を4期に渡り実施した。さらに、「かがやきミーティング」を県内3地区で実施した。	1,742

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
① 健全育成運動の推進	男女共同参画課	あきた家族ふれあいサンサンデーの推進	各市町村において、小中学校等の登校時に声かけをし、見守りやあいさつ運動を展開した。また、JR駅前周辺等でJRを利用する高校生にも声かけをし、防犯意識の向上などを行った。	0
② 非行防止活動の促進	男女共同参画課	青少年の環境浄化対策の推進	青少年健全育成審議会(環境浄化部会)を4回開催し、諮問図書有害指定、優良図書の推奨を行った。また、書店などへの立ち入りを行い、区分陳列等について調査・指導を行った。	4,861
	県警少女女性安全課	総合的な少年非行の防止事業	・保護者及び子供等対象の有害サイト非行防止教室等を368回実施した。 ・携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動を246回実施した。 ・学校において非行・犯罪被害防止教室を548回実施した。 ・未成年者飲酒・喫煙防止キャンペーン等を実施した。	444
		「なまはげ」少年サポート事業	・学校等において、有害サイト非行防止を含む非行・犯罪被害防止教室等を518回実施した。 ・未成年者飲酒・喫煙防止キャンペーン等を実施した。	10,721
		チャイルド・セーフティ・センター「SOS」事業	・学校等において、有害サイト非行防止を含む非行・犯罪被害防止教室等を182回実施した。 ・キャンペーン等の未成年者飲酒・喫煙防止活動を実施した。 ・駅や繁華街等における巡回活動を37,868回実施した。	38,890
③ 児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	防犯意識の高揚を図るため、安全安心まちづくりフォーラムの開催(参加者約170人)、犯罪防止の自主的な活動の推進を図るための情報誌「いかのおすし通信」の発行(年2回)、優良な自主防犯活動団体の表彰(5団体)を実施した。また、犯罪被害者等の支援のため総合的対応窓口担当者研修会、犯罪被害を考える日の啓発等を実施した。	1,960
	県警少女女性安全課	総合的な少年非行の防止事業	・保護者及び子供等対象の有害サイト非行防止教室等を368回実施した。 ・フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を165回実施した。 ・携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨の要請活動を246回実施した。 ・警察署等でサイト関連の相談を85件受理した。	444
		「なまはげ」少年サポート事業	・学校等において、有害サイト非行防止を含む非行・犯罪被害防止教室等を518回実施した。 ・フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を実施した。	10,721
		チャイルド・セーフティ・センター「SOS」事業	・学校等において、有害サイト非行防止を含む非行・犯罪被害防止教室等を182回実施した。 ・フィルタリング普及のためのキャンペーン等広報活動を実施した。 ・携帯電話関係の相談を受理した。	38,890

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
④ 立ち直りへの支援	県警少年女性安全課	総合的な少年非行の防止事業	・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動により、3人に支援を実施した。 ・「大学生少年サポーター」による学習支援を9人に対し実施(延べ39回)した。 ・「健全育成少年サポートチーム」等による農作業体験等の居場所づくり活動などを93回実施した。	444
		「なまはげ」少年サポート事業	「健全育成少年サポートチーム」等と連携した農作業体験等の居場所づくり活動などを10回実施した。	10,721
		チャイルド・セーフティ・センター「SOS」事業	「健全育成少年サポートチーム」等と連携した農作業体験等の居場所づくり活動などを4回実施した。	38,890

〈青年期〉施策1 職業能力開発・就労等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
① 就業のための能力開発支援	雇用労働政策課	普通訓練事業	・各技術専門学校における施設内職業訓練(2年課程)を実施した。年度当初在校生 277人、修了者数 137人、進級者 131人 ・職業体験訓練を実施した。実習先 78事業所等、訓練生数 137人	20,027
		若年者委託訓練	概ね40歳未満の求職者を対象として、民間教育訓練機関での座学(3か月)と企業等での実習(1か月)を組み合わせた職業訓練(委託訓練活用型デュアルシステム)を実施した。(3コース(医療事務実務科、パソコン・ビジネス実務科)入校者43人)	10,329
	農林政策課	新規就農総合対策事業(未来を担う人づくり対策)	農業を志す若者等が円滑に就農できるよう、県内各試験研究機関等や市町村実験農場等で、就農に必要な農業技術や経営管理能力の向上を図るための実践的な研修を実施した。27年度研修終了者数 31人	31,179
	水産漁港課	漁業就業者確保総合対策事業	水産漁港課に設置している「漁業就業者確保育成センター」を窓口として、漁業就業希望者を広く募集したところ、9人から相談があり、うち3人に対して技術習得研修などの就業支援を行った。	5,721
② 県内定住に向けた支援	人口問題対策課	県外進学者等の県内定住ライフプラン推進事業	県外に進学した学生が、将来の秋田での就職や生活、結婚に至るまでのライフプランを考えることができるよう、セミナーと、県内企業の見学・先輩社会人との交流ができるバスツアーを組み合わせた取組を実施した。また、県内就職者を対象とする奨学金返還助成制度について、周知を行った。	8,639
		学卒者県内就職促進事業	卒業年次の大学生等を対象とした合同就職面接会を秋田市で2回開催したほか、合同就職説明会を秋田市・東京・仙台市で各1回開催するなど、大学生等の県内就職支援を行った。	2,232
	雇用労働政策課	秋田で就職応援団(Aターン)事業	・東京事務所に設置するAターンプラザ秋田にAターン促進専門員を配置し、Aターン登録者と県内企業とのマッチングを図った。新規登録者数780人、Aターン就職者数1,080人 ・Aターン就職面接会の開催によりマッチング機会の提供を行った。参加企業数73社 来場者数106人	13,702
		キャリア応援事業	フレッシュワークAKITTA及び北部・南部サテライトにおいて、求職者に対し個別カウンセリングを実施するとともに、ミニ講座の開催やジョブカードの作成支援など、早期の就職に向けて細やかな指導を実施した。カウンセリング利用者数7,200人、うち就職者数830人	38,055
③ 起業活動への支援	商業貿易課	起業支援事業	起業家に対して初期投資費用や人件費の一部を助成し、県内各地で優れた起業の創出を促進した。 ・起業支援補助金(通常枠8件採択(うち8件助成)、Aターン起業・移住起業枠5件採択(うち4件助成)) ・起業支援補助金採択・フォローアップ事業活動費	11,537
		起業家育成事業	将来の起業を目指す学生等の若年層を対象に起業家意識を醸成する特別講演を開催するとともに、起業に必要な基礎知識等の習得を図るセミナーを開催した。 ・県内大学特別講演(県内大学4大学、5会場 398人参加) ・起業スキル習得塾(10か所、計12回 218人受講(うち20人起業))	5,126

〈青年期〉施策2 多様な学びの場の確保

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
① 社会人の学習機会の提供	生涯学習課	あきたスマートカレッジ事業	あきたふるさと講座、あきた教養講座、まなびスタート講座、連携講座、地域活性化文化講座を開催した。	1,921
② 新しいスタイルによる「学びの場」の推進	文化振興課	あきたアートプロジェクト事業	アートプロジェクトの一環として各種ワークショップを開催し、地域の魅力の再発見を意識した新しい学びの場を提供した。	21,131

〈青年期〉施策3 地域の活力を担う若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
①	ボランティア・NPO活動等への参加促進	地域活力創造課	あきた協働フェスタ開催事業	県民のNPO活動への理解向上や参加の促進、協働のきっかけづくりを目的とし、社会貢献活動に取り組む企業・大学やNPO等約270人が参加し、意見交換等を行うフォーラムを開催した。	615
②	若者文化への支援	文化振興課	若手アーティスト育成支援事業	県内を拠点に創作活動を行う若いアーティスト(個人、グループ)のネットワークの形成を図り、3組の展覧会を開催した。	607
③	地域で主体的に行動する若者の育成・支援	男女共同参画課	若者活躍支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 若者同士の交流や、若者と市町村・NPO団体等との情報交換、連携等の取組を促進するため、3地区で「あきた若者会議チャレンジ作戦大マッチング大会」を実施したほか、全県の報告・交流会「若者フェスタ2016」を開催した。 地域課題の解決等に主体的に取り組む若者の育成を図るため、青少年団体7団体、市町村と連携して元気創出ための取組を行う若者団体4団体に対し活動助成を行った。 	7,285
		生涯学習課	青少年交流センター(ユースパル)主催事業	<ul style="list-style-type: none"> ユースボランティア交流会 7/4-5、12人参加(岩城少年自然の家) ユースフェスティバル 10/4、1,500人参加(イオンモール秋田) 対人関係能力向上セミナー 6/19-20、18人参加(青少年交流センター) 高校生徒会リーダー養成 2/19-20、61人参加(青少年交流センター) 高校生徒会交流会 5/22-23、62人参加(青少年交流センター)を実施した。 ※以上、指定管理者による実施	0

〈青年期〉施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
①	出会いと結婚への支援	人口問題対策課	出会い・結婚支援事業	一般社団法人あきた結婚支援センターによる会員登録制マッチング(お見合い)事業、出会いイベント開催支援、地域で活動する結婚サポーターの活動促進等により、出会い・結婚支援の促進を図った。また、企業向けの「独身従業員ライフプラン講座」を開催し、若者が結婚に対して前向きになるよう意識の醸成を図った。	47,813
②	企業による「仕事と育児・家庭の両立支援」の促進	人口問題対策課	子育てしやすい職場づくり推進事業	両立支援推進員の企業訪問や、意欲的な企業への専門アドバイザーの派遣により、一般事業主行動計画の策定を支援した。また、従業員の子どもを職場に招く「子どもお仕事参観日」の実施の働きかけや、男性従業員の所定外労働削減の取組促進を図り、男女ともに子育てしやすい職場環境づくりを進め、両立支援の促進を図った。	13,336
③	ワーク・ライフ・バランスへの取組拡大	男女共同参画課	男女イキイキ職場宣言事業所拡大の取組	男女が共にその個性と能力を發揮し、女性の能力活用や仕事と生活の調和がとれた職場環境づくりに取り組もうとする企業と、県が協定を結び、「男女イキイキ職場宣言」事業所として広報や情報提供することで、働く場の男女共同参画を促進した。	100

〈青年期〉施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業実績(H28.3.31現在)	H27決算額(千円)
①	若者の自立に向けたサポート	障害福祉課	精神保健業務費	各保健所において、相談業務の一環として心の悩み等に関する相談支援を実施した。	1,302
			特定相談事業	精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等を支援する者を主な対象とした思春期問題研修会を開催し、147人の参加があった。	267
		男女共同参画課	子ども・若者地域支援体制の整備促進	市町村と連携し、若者やその家族の「居場所」づくりを促進した。また、国の事業を活用し、県内5か所で「若者の自立支援セミナー」を開催した。	9,395
			地域若者サポートステーション活用事業	国が行う地域若者サポートステーション事業と一体となり、様々な課題を抱え、就職できずにいる若者を支援した。また、NPO等若者支援団体等と連携し、クリーンアップや除雪等のボランティアへの参加を促し、地域との交流促進や就業などに向けた意欲の向上を図った。	
		生涯学習課	青少年交流センター(ユースパル)主催事業	青少年社会参加促進特別対策事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> なまはげキャンプ 1/15-17、9人参加(青少年交流センター) ゆうスペースAKITA 通年、38人参加(青少年交流センター) ※以上、指定管理者による実施	0
②	障害のある若者の支援	障害福祉課	高次脳機能障害支援普及事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが行った。	2,275
		発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行った。(予算は療育機構支援事業分を含む。)	-	

3 平成28年度子ども・若者に関する事業内容及び予算額

ステージごとの施策

〈乳幼児期〉施策1 安心して出産できる環境の整備

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 子どもや母親の心身の健康確保	健康推進課	母体健康増進支援事業	妊婦の健康の保持・増進及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦歯科健康診査を実施する市町村に必要な経費を補助する。	6,102
		幸せはこぶコウノトリ事業	経済的な負担から不妊治療をあきらめることのないよう特定不妊治療費の一部を助成する。 妻の年齢が43歳未満の夫婦に対して、1回につき20万円（一部治療除く。）まで。ただし、初回に限り30万円（一部治療除く。）まで。 初回時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算9回まで。40～42歳の場合は通算3回まで。 男性不妊治療に対して1回につき15万円まで。	108,194
		難聴児補聴器購入費助成事業	中軽度の障害のある児童が補聴器の装用により言語の習得等の効果が期待できる場合に、補聴器の購入費用の一部を助成する。	988
② 周産期医療体制の整備	医務薬事課	総合周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター（秋田赤十字病院）の運営に対し補助する。	162,740
		地域周産期母子医療センター運営費補助事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、地域の周産期医療機関を支え、周産期に係る比較的高度な医療を行う地域周産期母子医療センター（大館市立総合病院、平鹿総合病院）の運営に対し補助する。	36,920
		産科医療機関確保事業	身近な地域で出産できるよう、分娩取扱数が少ない地域の産科病院に対し補助を行い、分娩取扱施設の確保を図る。 対象：かつの厚生医療センター、北秋田市民病院、雄勝中央病院、市立角館総合病院	91,240
		総合周産期母子医療センター設備整備事業	県民が等しく周産期医療を受けられ、安心して出産できる環境を整備するため、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター（秋田赤十字病院）に必要な医療機器の整備に対し補助する。	34,735
		秋田県周産期医療人材育成事業	県民がどの地域にいても等しく周産期医療が受けられるよう、県内各地域において拠点となる病院をネットワークでつなぎ事例検討や情報共有を行い、各地域の周産期医療従事者の知識の維持、向上を図る。	1,484

〈乳幼児期〉施策2 子育て支援の充実

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進	幼保推進課	認定こども園施設整備事業	3市3か所の認定こども園の施設整備に対し助成する。	369,670

〈乳幼児期〉施策2 子育て支援の充実

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進	幼保推進課	地域子ども・子育て支援事業	①一時預かり事業として保育所等205か所、②延長保育事業として192か所、③病児保育事業として72か所、④実費徴収に係る補足給付事業として児童11人、⑤多様な事業者の参入促進・能力活用事業として児童4人に対し助成する。	276,442
		認定こども園拡充事業	認定こども園を目指す幼稚園・保育所に対し、認定に必要な教育・保育の質を高めるためのサポートを実施するほか、認定こども園が認定後も質の高い教育・保育を実施できるよう情報交換及び研修する機会を設ける。	876
② 子育て家庭の経済的負担の軽減	長寿社会課	福祉医療費補助金	子育てに係る負担の軽減を図るため、乳幼児及び小中学生92,799人(想定人数)に対して医療費の助成を行う。なお、平成28年8月から助成対象を中学生まで拡大する。	1,066,838
	子育て支援課	すこやか子育て支援事業	保育所等を利用する子育て家庭に対し保育料助成を実施する市町村に対し、その経費の半額を助成する。	1,051,929
③ 地域における子育てサポート体制の充実	子育て支援課	地域子育て支援推進事業	地域振興局毎に活動している8つの子ども・子育て支援推進地区協議会が各自のネットワークを活かし、地域に応じたイベントを開催するほか、子育て情報などを発信する。	2,219

〈乳幼児期〉施策3 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 児童虐待防止対策の推進	子育て支援課	子ども虐待防止対策事業	秋田県要保護児童対策地域協議会を開催するほか、児童相談関係職員に対する研修の実施、啓発物品の配布による児童虐待防止啓発キャンペーン等を実施する。	6,215
② 障害のある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8か所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図る。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4か所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成する。	46,720
		地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援する。(発達障害のある子どもの適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)	1,116,886
	健康推進課	自立支援医療(育成医療)	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/4を負担する。	6,088
		小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性疾病のうち小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることから、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。	77,983
		みんなで創る特別支援教育推進事業	幼稚園・保育所・認定こども園等に在籍する障害のある幼児に対して、適切な支援を行うことができるよう、園内支援体制の整備と教職員研修の充実を図る。	2,261
特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	障害のある幼児の支援のため、コーディネーター養成による園内支援体制の整備、専門家・支援チームによる支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。	3,158	
	早期からの教育相談・支援体制構築事業	障害のある子どもの小学校(小学部)移行期における支援を充実させ、早期からの教育相談・支援体制の構築を推進する。 ・県内2地区を推進地域に指定し、就学支援推進員を配置する。 ・就学相談・教育相談及び就学支援シート・個別の支援計画の作成を推進し、支援の引き継ぎが円滑に行われるようにする。	3,635	
③ 発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討する。 年2回開催予定(1回目:平成28年9月5日、2回目:平成29年2月頃)	103

〈乳幼児期〉施策4 支援を必要とする親へのサポート

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① ひとり親家庭への支援	子育て支援課	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭に対し、就業等に関する相談と就業に役立つ技能習得講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援や、子育て・養育費の相談など生活支援を行い、ひとり親家庭の就業・自立を図る。	11,135

〈乳幼児期〉施策4 支援を必要とする親へのサポート

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① ひとり親家庭への支援	子育て支援課	ひとり親家庭日常生活支援事業	一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は、日常生活を営むのに支障が生じているひとり親家庭に対し、その生活を支援する者を派遣する。	872
② DV対策の推進	子育て支援課	女性福祉費	女性相談所を中心としてDV被害者への相談・保護及び自立支援等を行うほか、DVの未然防止のため、DV防止キャンペーン等の啓発活動を実施する。	37,761

〈学童期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業	県民の健康で生きがいのある生活を創るスポーツ活動の充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツ環境の基盤を強化するとともに、各世代における課題に応じたスポーツ活動を推進する。	6,004
	保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	学習指導要領に基づき、体育・保健体育の学習指導及び体育・健康に関する指導の改善・充実に関する研修を行うことで、児童生徒の「運動に親しむ資質や能力の育成」、「体力の向上」及び「健康の保持増進」を図る。	45
② 食育の推進	健康推進課	みんなで創ろう「食の国あきた」推進事業	食の国あきた県民フェスティバル等で、食育について啓発普及を実施する。県内3地区で、食育地域ネットワーク事業を実施し、地域での食育推進体制を整える。	4,420
	保健体育課	秋田県学校給食研究協議大会	学校における食育を推進する上で重要な役割を担う学校給食の在り方について研究協議を行い、学校給食関係者の資質向上を図る。	60
③ 心の教育の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へのスクールカウンセラーの配置、18中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センター、秋田明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,865

〈学童期〉施策2 家庭や地域の教育力の向上

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 家庭教育支援体制の充実	生涯学習課	みんなで学び・育てる家庭教育支援事業	・家庭教育担当者等研究協議会 ①5/19開催、②10月に県北・中央・県南で地区開催の予定 ・秋田県家庭教育フォーラム 9/4・生涯学習センター ・出前講座による普及啓発「家庭教育の充実」要請に応じて随時、開催	380
	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へのスクールカウンセラーの配置、18中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センター、秋田明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,865
② 父親の育児参加の促進	人口問題対策課	子育てにやさしい社会づくり推進事業	男性の育児参加のためには企業の理解が不可欠であることから、男性従業員の働き方の見直しに積極的に取り組む企業の実践例を広く周知することで、企業が子育て世代の男性従業員を支援する取組の促進を図る。	15,294
③ 地域教育支援体制の充実	子育て支援課	子どもの居場所づくり促進事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象とした、放課後児童クラブ運営費に対する助成及び新設の放課後児童クラブの整備費に対する助成を行うことで、安心できる居場所の提供を図る。	435,497
	生涯学習課	学校支援地域本部	【県の取組】県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】学校支援地域本部の運営	9,152

〈学童期〉施策3 安全・安心な環境の確保

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
①	安全・安心なまちづくり支援	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	防犯意識の高揚を図るため、安全安心なまちづくり担当者会議の開催（県内3ブロック）、犯罪防止の自主的な活動の推進を図るための情報誌「いかのおすし通信」の年3回の発行、優良な自主防犯活動団体の表彰を実施する。また、犯罪被害者等の支援のための総合的対応窓口担当者研修会、「犯罪被害を考える日」の啓発等を実施する。	1,019
		県警生活安全企画課	子どもの安全対策	児童・生徒を対象とした防犯教室、教職員対象の不審者侵入対応訓練、保護者や「子供110番の家」設置者等に対する研修会、自治体、学校、防犯ボランティア団体、事業者、子ども見守り隊等と連携した見守り活動等、子どもの安全対策を促進する。	426
②	情報・消費環境への対応力の向上	県民生活課	生活センター相談・啓発事業費	平成26年度に策定した「秋田県消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育・啓発のため、企業・団体等からの依頼により、消費生活出前講座を実施するとともに、学校等に出向き、消費者被害の未然防止を図るための消費者教育支援講座を実施する。	28,180
			消費生活安全・安心事業	消費者被害を未然に防止するため、県民向け啓発講座や、各地域団体等と連携して消費者問題講演会を開催する。また、高齢者向け、小学生向けの啓発冊子を作成するとともに、テレビCM、ラジオ等、マスコミを活用した啓発事業を実施する。	54,521
		義務教育課	(学校教育の指針等)	学校教育の指針において、情報教育の重点を示し、学校全体で情報モラル教育に取り組む体制づくりの推進を図る。また、文部科学省の関連事業及び教材等について、各小・中学校に周知を図る。	0
		生涯学習課	大人が支える！インターネットセキュリティの推進	インターネットセキュリティ運営協議会の開催、指導者の認定及び研修会の実施、「ネットに少し詳しい」地域サポーター養成講座の開催、県庁出前講座（「子どもたちのインターネット健全利用」）の実施、指導者用ガイドブックの作成、青少年教育施設を活用したネット依存対策事業を実施する。	2,344 (内国依託 2,064)

〈学童期〉施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
①	障害のある子どもの支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8か所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図る。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4か所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成する。	46,720
			地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	障害や発達に応じた専門的な療育支援を行う「秋田県立医療療育センター」の安定的運営を図るため、運営主体である地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営について支援する。	1,116,886
		健康推進課	自立支援医療（育成医療）	障害児の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の負担軽減を図る市町村に対して、その費用の1/4を負担する。	6,088
			小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性疾病のうち小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることから、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。	77,983
			特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	小学校に在籍する障害のある児童に対して、適切な支援を行うことができるよう、校内支援体制の整備と教職員研修の充実を図る。
②	発達障害のある子どもの支援	障害福祉課	秋田県発達障害支援対策協議会	発達障害者を支援する関係機関の連携体制の早期確立及び関係機関が抱える諸課題への対応を専門的に協議・検討する。 年2回開催予定（1回目：平成28年9月5日、2回目：平成29年2月頃）	103
			発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は「地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業に含まれる。)	-
		特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	障害のある児童の支援のため、コーディネーター養成による校内支援体制の整備、専門家・支援チームによる支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。	3,158
③	児童虐待防止対策の推進	子育て支援課	子ども家庭相談電話事業	子どもや保護者からの悩み事や、夜間休日に発生した虐待等の緊急相談に対応するための電話相談体制の整備（相談員及びフリーダイヤルの設置）をし、適切な援助を行う。	10,463

〈学童期〉施策4 要保護児童に対する支援

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	
③	児童虐待防止対策の推進	県警少年女性安全課	総合的な少年非行の防止事業	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安全の確認及び安全の確保を最優先にした児童虐待への対応を推進する。 児童虐待の早期発見のための相談受理事業を行う。 地域社会への児童虐待の周知を図るための広報啓発活動を行う。 	639
			「なまはげ」少年サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安全の確認及び安全の確保を最優先にした児童虐待への対応を推進する。 児童虐待の早期発見のための相談受理事業を行う。 地域社会への児童虐待の周知を図るための広報啓発活動を行う。 	14,023
			チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安全の確認及び安全の確保を最優先にした児童虐待への対応を推進する。 児童虐待の早期発見のための相談受理事業を行う。 地域社会への児童虐待の周知を図るための広報啓発活動を行う。 	39,187
④	児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県警少年女性安全課	総合的な少年非行の防止事業	<ul style="list-style-type: none"> 子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の有害サイト被害防止教室を開催する。 フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 警察署、やまびこ電話、チャイルド・セーフティ・センター等で相談を受理する。 	639
			「なまはげ」少年サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> 子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の有害サイト被害防止教室を開催する。 フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 	14,023
			チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	<ul style="list-style-type: none"> 子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の有害サイト被害防止教室を開催する。 フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 携帯電話に関連した相談を受理する。 	39,187

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H28予算額(千円)
①	ふるさと教育の推進	義務教育課	わか杉県政体験	人口減少が進む本県において、県民として秋田県の将来を支える子どもたちが県政の課題を把握し、自ら解決しようとする意識を醸成する。	423
②	基礎学力の向上	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業の実施のため、県内の公立の小学校44校、中学校54校に対して、臨時講師99人、非常勤講師112人を配置する。	796,777
			学習状況調査事業	教科に関する調査と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2に悉皆で実施(小4:国算理、小5、6:国社算理、中1、2:国社数理英)。児童生徒の学習状況の把握と、学習指導や教育施策の検証改善に生かす。	1,900
		高校教育課	あきた発!英語コミュニケーション能力育成事業	グローバル社会で必要とされる英語コミュニケーション能力を身に付けた人材を育成するために、小中高が連携した英語教育を展開し、授業改善、教員の授業力向上、英語を学ぶ環境整備を推進する。	182,331
③	多様な体験活動の推進	地域活力創造課	秋田発・子どもふるさと交流推進事業	市町村が地域住民と受入体制を構築し、農産漁村体験や自然・文化・伝統芸能などの地域資源を活用して児童生徒の交流事業を実施する場合に、その経費の一部を助成する。	3,350
		農山村振興課	ふるさと秋田応援事業	地域特産物や棚田など中山間地域等の有する地域資源を活用した農産物オーナー制度や消費者との交流活動等、地域や農業者自らが行う地域活性化のため取組を公募し、支援する。 事業メニューの一つに、地域の小学生等を対象とした体験教育活動があり、今年度は子どもの農村への宿泊体験等、3地区において活動を予定している。	6,094
		生涯学習課	あきたセカンドスクール推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 教育施設等のセカンドスクールの利用を推進する。 プロジェクトアドベンチャー(PA)を充実させる。 	730
		自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を開催する。同施設で小中学生の体験学習を受け入れる。	6,661
			自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地で小中学生を受け入れる。環境省森吉山野生鳥獣センターで定期自然観察会を開催する。	6,793
	白神山世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センターで小中学生の体験学習を受け入れる。白神山周辺で自然観察会を開催する。	2,000		

〈義務教育期〉施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
④ 環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	こども環境教育支援事業	こどもエコクラブや学校への支援を継続して行い、環境教育・環境学習を充実させるとともに、親子を対象とした体験事業等により環境意識の向上を図る。	3,171
		環境あきたリーダー育成事業	地域での環境保全活動を実践するリーダーを育成するとともに、その活動を支援する。また、環境に関する講師を派遣したり、環境に関する情報を提供するなど、県民の環境保全に関する理解を高め、自主的な行動を促進する。	4,321
		あきたエコ&リサイクルフェスティバル	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネ・新エネ・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にすの気持ち育て、おとなも子どもと一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的として、9月3・4日に秋田駅前アゴラ広場等において、第16回あきたエコ&リサイクルフェスティバルを開催する。	3,000
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を開催する。同施設で小中学生の体験学習を受け入れる。	6,661
		自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地で小中学生を受け入れる。環境省森吉山野生鳥獣センターで定期自然観察会を開催する。	6,793
		白神山地世界遺産センター(藤里館)活動協議会支援	世界遺産センターで小中学生の体験学習を受け入れる。白神山地周辺で自然観察会を開催する。	2,000
	森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、52の事業主体で森林環境学習や森林作業体験等を行う。	12,550
	義務教育課	学校関係緑化コンクール	学校関係緑化コンクールの募集・審査を行い、全日本学校関係緑化コンクールに推薦する。	21
	⑤ 読書活動の推進	総合政策課	地域読書活動推進事業	・スギッチリサイクル文庫事業 子どもの読書環境の整備を図るため、県民から読み終わった絵本・児童書を集めて補修し、放課後児童クラブ等子どもたちが集まる施設に配付し、再活用してもらう。 読書活動支援員の雇用(2名) ・「家族で読書」運動等啓発事業 「家族で読書」におすすめの50冊を紹介するリーフレットを県内全小学校1年生に配付する。 冊子配布部数10,000部(小学1年生7,300部、小学校・市町村立図書館・県内書店等2,700部)
プロスポーツ等連携読書推進事業			選手おすすの本を試合会場の読書コーナーで紹介・展示するほか、スポーツチームのキャラクターが図書館に向いて子どもたちと一緒に大型絵本の読み聞かせや本のクイズに参加したり、キャラクターから図書の貸出をしてもらったりすることにより、本や図書館を身近に感じてもらい、子どもの読書習慣の形成につなげる。 ・秋田ノーザンハビネッツ…「ハビネッツとハッピー読書」 ・ブラウブリッツ秋田…「ブラウブリッツとエンジョイ読書」	1,172
男女共同参画課		青少年健全育成における読書活動の推進	年4回実施する青少年健全育成審議会(環境浄化部会)で推奨された優良図書の県公報への告示、あきたブックネットや男女共同参画課のホームページへの掲載、市町村、県内の図書館、小中学校、関係機関を通じた県民への周知を図る。	5,012

〈義務教育期〉施策2 小・中学校の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 基本的な生活習慣や学習習慣の定着	義務教育課	(学校教育の指針)	学校教育の指針に「秋田わか杉 七つの『はぐくみ』」を掲載するなど、基本的な生活習慣や学習習慣定着のための取組や、教育環境づくりについて、充実を呼びかける。	0
② 生徒指導の充実	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へのスクールカウンセラーの配置、18中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センター、秋田明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,865
③ 学習指導の充実	義務教育課	学力向上推進事業	学習状況調査や学校訪問指導、学力向上支援Webの活用、教科指導CTの活用による指導力向上プロジェクト、理数才能育成プロジェクト、学力向上フォーラムの開催、「学校改善支援プラン」の作成等の事業により、学習指導の充実を図る。	5,643

〈義務教育期〉施策2 小・中学校の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
④ 特別な支援を要する子どもへの対応の充実	特別支援教育課	みんなで創る特別支援教育推進事業	小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して、適切な支援を行うことができるよう、校内支援体制の整備と教職員研修の充実を図る。	2,261
		特別支援教育体制整備推進事業	障害のある児童生徒の支援のため、コーディネーター養成による校内支援体制の整備、専門家・支援チームによる支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。	3,158
⑤ 体系的なキャリア教育、情報モラル教育の推進	義務教育課	キャリア教育実践研究事業	キャリア教育によって、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てていくために、キャリア教育実践研究協議会及びキャリア教育推進協議会を開催し、各学校への啓発活動や提言等を行う。	200

〈義務教育期〉施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 学校を核とした地域全体の教育力の向上	義務教育課	学力向上推進事業 (あきたの教育力発信事業)	学力向上フォーラムを開催し、家庭や地域の教育力を生かした学校づくりの推進について啓発を図る。	1,925
	生涯学習課	学校支援地域本部事業	【県の取組】県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】学校支援地域本部の運営	9,152
② 子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	【県の取組】県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】放課後子ども教室の運営 17市町村、74教室へ補助予定。	29,502
	生涯学習課	わくわく土曜教室推進事業	【県の取組】県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】わくわく土曜教室の運営 10市町村に対し補助。34教室が実施予定。	3,000
③ 子どもたちの安全を守る取組の推進	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	防犯意識の高揚を図るため、安全安心まちづくり担当者会議の開催(県内3ブロック)、犯罪防止の自主的な活動の推進を図るための情報誌「いかのおすし通信」の年3回の発行、優良な自主防犯活動団体の表彰を実施する。また、犯罪被害者等の支援のための総合的対応窓口担当者研修会、「犯罪被害を考える日」の啓発等を実施する。	1,019
④ 子どもたちの規範意識の醸成	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へのスクールカウンセラーの配置、18中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センター、秋田明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,865

〈義務教育期〉施策4 いじめ防止と困難を有する子どもの支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 子どもの貧困対策の推進	福祉政策課	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	貧困の状態にある子どもや、その保護者を早期に把握し、適切な支援につなげることができる地域体制の整備に向けて、地域ネットワークの核となる人材の育成や、支援ニーズの調査などを行う。	8,898
② いじめ防止対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へのスクールカウンセラーの配置、18中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センター、秋田明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,865
③ 不登校対策の推進	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へのスクールカウンセラーの配置、18中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センター、秋田明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,865
	高校教育課	スペース・イオ	不登校やその傾向にある中学生、中卒者等を対象として、当該児童生徒等が安心して過ごすことができる心の居場所を提供し、カウンセリングなどの対面指導を実施して悩みや不安の解消を図るとともに、個別の学習支援などを行い、自立心や社会性等を育てる。	22,356
④ 教育相談環境の整備	義務教育課	不登校・いじめ問題等対策事業	80中学校へのスクールカウンセラーの配置、18中学校への心の相談員の配置、フリーダイヤルによる相談電話の設置、3教育事務所・総合教育センター、秋田明徳館高校へのスクールソーシャルワーカーの配置等により相談体制の充実を図る。	75,865

〈思春期〉施策1 心身の健康づくりの推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
①	体力づくり・スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業	県民の健康で生きがいのある生活を創るスポーツ活動の充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツ環境の基盤を強化するとともに、各世代における課題に応じたスポーツ活動を推進する。	6,004
		保健体育課	小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会	学習指導要領に基づき、体育・保健体育の学習指導及び体育・健康に関する指導の改善・充実に関する研修を行うことで、児童生徒の「運動に親しむ資質や能力の育成」、「体力の向上」及び「健康の保持増進」を図る。	45
			運動部活動テクニカルサポート事業	小・中・高等学校の運動部活動へ地域の指導者等を派遣し、科学的な指導内容や方法を積極的に取り入れる等、指導体制の工夫・改善を支援することで、児童生徒がスポーツの楽しさや達成感等を体験する機会を豊かにするとともに顧問の資質向上を図り、運動部活動の活性化を図る。	5,778 ※国委託事業
②	心の健康づくり・自殺予防の推進	保健体育課	精神保健相談事業	多様化する児童生徒の健康問題について、適切な相談活動や保健指導ができるよう精神科相談医を配置するとともに、事例検討会を実施し教員の資質向上を図る。	1,609
③	性教育の推進	健康推進課	思春期からの健康づくり支援事業	・性に関する指導拡充事業（教育庁保健体育課所管）を実施する。 ・ピアカウンセリング等による相談、健康教育を実施する。	1,622
		保健体育課	性に関する指導拡充事業	性に関する科学的な知識と正しい判断力を身につけ、的確な自己決定ができる児童生徒を育成するため、産婦人科相談医による相談活動や学校における性に関する講座を中・高・特別支援学校で実施する。	1,000
④	薬物乱用防止教育等の推進	医務薬事課	薬物乱用防止対策事業	・薬物乱用防止教室を開催する。 ・街頭キャンペーンを実施する。 （「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動等） ・中高生を対象とした薬物乱用防止啓発ポスターコンテスト等を実施する。	1,167
			危険ドラッグ対策事業	・危険ドラッグの取締りを強化するため、検査体制の充実を図る。	350
		保健体育課	薬物乱用防止教育推進事業	喫煙・飲酒・薬物乱用などの行為は健康を損なうとともに、対人関係等にも深刻な悪影響を与えることを学校・家庭・地域の連携を図りながら教育活動全体で取り組む。	203 ※国委託事業

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱		担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
①	学校教育の充実	義務教育課	少人数学習推進事業	少人数学級及び少人数授業の実施のため、県内の公立の小学校44校、中学校54校に対して、臨時講師99人、非常勤講師112人を配置する。	796,777
			学習状況調査事業	教科に関する調査と学習意欲に関する質問紙調査を小4～中2に悉皆で実施（小4：国算理、小5、6：国社算理、中1、2：国社数理英）。児童生徒の学習状況の把握と、学習指導や教育施策の検証改善に生かす。	1,900
		高校教育課	地域医療を支えるドクター育成事業	県政の課題である医師不足に対応し、地域医療を支える人材を育成するため、医師を志す生徒を対象として、県内医療機関の視察、地域医療体験学習などのプログラムを実施する。	1,499
			確かな学力育成推進事業	思考力養成セミナーや進学コース別ハイレベル講座等により高校生の学力向上を図るとともに、各種研修プログラムへの教員派遣により教員の指導力向上の支援を推進する。また、近隣の学校が連携して学力向上対策に取り組むことで、進学者全体の進学希望達成を目指す。	80,400
②	多様な体験活動の推進	地域活力創造課	秋田発・子どもふるさと交流推進事業	市町村が地域住民と受入体制を構築し、農産漁村体験や自然・文化・伝統芸能などの地域資源を活用して児童生徒の交流事業を実施する場合には、その経費の一部を助成する。	3,350
		長寿社会課	高校生等を対象とする介護の職場体験事業	人手不足が懸念される介護人材を安定的に確保していくため、介護の仕事が地域を支えるやりがいのある仕事であることの理解を深めてもらうよう、高校生や大学生などの若年層や介護の仕事に関心のある者を対象に、介護保険施設等での職場体験の機会を提供する。	6,589
		農山村振興課	ふるさと秋田応援事業	地域特産物や棚田など中山間地域等の有する地域資源を活用した農産物オーナー制度や消費者との交流活動等、地域や農業者自らが行う地域活性化のため取組を公募し、支援する。 事業メニューの一つに、地域の小学生等を対象とした体験教育活動があり、今年度は子どもの農村への宿泊体験等、3地区において活動を予定している。	6,094
		生涯学習課	あきたセカンドスクール推進事業	・教育施設等のセカンドスクールの利用を推進する。 ・プロジェクトアドベンチャー（PA）を充実させる。	730
		自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を開催する。同施設で小中学生の体験学習を受け入れる。	6,661
			自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地で小中学生を受け入れる。環境省森吉山野生鳥獣センターで定期自然観察会を開催する。	6,793
	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センターで小中学生の体験学習を受け入れる。白神山地周辺で自然観察会を開催する。	2,000		

〈思春期〉施策2 個性と創造力を育む教育の推進

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
② 多様な体験活動の推進	高校教育課	キャリア教育等推進事業	インターンシップやボランティア体験活動等を通して、社会の一員であることの自覚を深め、社会の中で共に生きる豊かな人間性を養うとともに、自分を見つめ直し自己実現に向かって人生を切り開いていく力を育むための支援を行う。	12,894
③ 環境・自然保護活動の推進	温暖化対策課	子ども環境教育支援事業	子どもエコクラブや学校への支援を継続して行い、環境教育・環境学習を充実させるとともに、親子を対象とした体験事業等により環境意識の向上を図る。	3,171
		環境あきたリーダー育成事業	地域での環境保全活動を実践するリーダーを育成するとともに、その活動を支援する。また、環境に関する講師を派遣したり、環境に関する情報を提供するなど、県民の環境保全に関する理解を高め、自主的な行動を促進する。	4,321
		あきたエコ&リサイクルフェスティバル	県民、民間団体、NPO法人等との連携のもと、秋田の豊かな自然や省エネ・新エネ・3Rなどに関する情報発信を通じ、環境を大切にすることを育て、おとなも子どもも一緒に楽しみながら「環境」について学習できる場を提供することを目的として、9月3・4日に秋田駅前アゴラ広場等において、第16回あきたエコ&リサイクルフェスティバルを開催する。	3,000
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を開催する。同施設で小中学生の体験学習を受け入れる。	6,661
		自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地で小中学生を受け入れる。環境省森吉山野生鳥獣センターで定期自然観察会を開催する。	6,793
		白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センターで小中学生の体験学習を受け入れる。白神山地周辺で自然観察会を開催する。	2,000
	森林整備課	森林環境学習活動支援事業	次代を担う児童・生徒に対し、森林の持つ様々な公益的機能や森林環境に関する正しい知識の提供と理解の促進を図るため、52の事業主体で森林環境学習や森林作業体験等を行う。	12,550
義務教育課	学校関係緑化コンクール	学校関係緑化コンクールの募集・審査を行い、全日本学校関係緑化コンクールに推薦する。	21	
④ 開かれた学校づくり	生涯学習課	学校支援地域本部事業	【県の取組】県運営協議会の開催、地域コーディネーター等人材育成・研修、全県交流会の開催、特別支援学校の事業実施 【市町村の取組】学校支援地域本部の運営	9,152
⑤ 多様な選択を可能にする教育の充実	男女共同参画課	男女共同参画副読本の活用	仕事、家事・育児における男女の協力や女性の活躍推進についての意義等を盛り込んだ副読本を作成し、小中高校の授業等での活用を促進する。	1,761

〈思春期〉施策3 ふるさとを知り、国際的視野を培う力を養成

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① ふるさとを知る取組促進	義務教育課	わか杉県政体験	人口減少が進む本県において、県民として秋田県の将来を支える子どもたちが県政の課題を把握し、自ら解決しようとする意識を醸成する。	423
	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を開催する。同施設で小中学生の体験学習を受け入れる。	6,661
		自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地で小中学生を受け入れる。環境省森吉山野生鳥獣センターで定期自然観察会を開催する。	6,793
		白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センターで小中学生の体験学習を受け入れる。白神山地周辺で自然観察会を開催する。	2,000
② 国際理解の促進	国際課	国際理解講座	国際交流員（アメリカ、中国、韓国、ロシア）を中学・高校等に派遣し、各国の文化等を紹介する異文化理解講座を実施する。	118
③ 国際交流や国際協力活動の参加促進	高校教育課	小学校外国語活動教員研修事業	小学校外国語活動におけるリーダー的教員を育成するため、夏季休業中の5日間、国際教養大学において40人の受講者を対象に、指導方法の習得と英語運用能力の育成を目指して実施する。受講後、研修内容を自校で伝達する。	100

〈思春期〉施策4 社会参加・参画機会の拡大

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① ボランティア活動の推進	高校教育課	ボランティア活動に関する協議会	各校の高校生インターンシップ推進事業及び高校生ボランティア活動等推進事業の担当者が地域連絡協議会を組織し、実施上の連絡・調整、情報交換等を行うことにより、事業実施の円滑化を図るとともに、各地域における学校間、事業所・福祉関連施設等及び関係機関との連携を密にして、体験活動の一層の充実を図る。	0
② 文化活動の推進	文化振興課	あきた県民文化芸術祭2016	毎年9月1日から11月30日までの3か月間に、県内の文化芸術事業を集中的・一体的に実施することにより、「第29回国民文化祭・あきた2014」で培われた文化継承の気運を高め、県民の文化活動の活発な取組を推進し、文化の力で秋田の元気創出を図ることを目的とする「あきた県民文化芸術祭」を実施する。	5,919
③ 子ども・若者の「声」の反映	男女共同参画課	青少年の健全育成運動推進	平成28年9月15日に秋田市立秋田北中学校を会場として「わたしの主張2016秋田県大会」を開催し、各地区予選大会を経た13人の中学生が、日頃考えていることなどを発表し、優秀者を表彰する。（青少年育成秋田県民会議と共同開催）	0
	高校教育課	高校生などの「声」の反映	「わか杉県政体験」を実施し、「ふるさと秋田の活性化につながる取組」について中学生と高校生が合同で議論し、秋田の活性化につながる具体的な提案を行う。	0

〈思春期〉施策5 社会への旅立ちを支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 職業意識の形成支援	雇用労働政策課	地元企業魅力発見事業	県内企業の魅力を深く知ってもらうとともに、職業観や勤労観の醸成を促進し、将来の職業選択を資するため、高校1年生とその保護者に対して職場見学と職場見学前学習を行う。	2,726
	義務教育課	キャリア教育実践研究事業	キャリア教育によって、秋田県の子どもたち一人一人を「高い志をもち、自らの未来をたくましく切り開いていくとともに、秋田の将来を担う人材」として育てていくために、キャリア教育実践研究協議会及びキャリア教育推進協議会を開催し、各学校への啓発活動や提言等を行う。	200
	高校教育課	ふるさとものづくり企業紹介事業	全県の高校生に、地域に根ざし元気にものづくりに取り組んでいる企業を紹介することにより、地域産業への理解を深め、ふるさとに対する誇りを喚起するとともに、ふるさとでのキャリア形成への展望を開くことができるよう支援を行う。	0
② 職場体験・インターンシップの充実	農林政策課	新規就農総合対策事業（啓発・準備研修）	新規参入希望者等を対象に、座学と農業体験を組み合わせた研修を実施する。また、農業高校生を対象に、10日間程度の農家滞在体験を実施する。	725
	森林整備課	秋田の林業就業促進事業	今後更に増大が見込まれる素材生産に対応するため、県内高校生を対象とした林業体験を行い、林業への新規就業者数の増加を図る。	1,466
	高校教育課	キャリア教育等推進事業	高校在学中に各事業所等での就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業についての理解を深めるとともに、自己の将来の在り方生き方について考え、主体的に職業選択ができる能力の育成を図る。	12,894
③ 進路指導・職業相談・就職支援の充実	雇用労働政策課	雇用労働アドバイザーの配置運営事業	県内各地域振興局（秋田を除く。）と雇用労働政策課に雇用労働アドバイザーを配置し、事業所訪問や求人開拓を行う。	11,796
		高校生等就職面接会開催事業	関係機関（労働局・教育庁等）と連携して、各事業所と新規高卒就職予定者とのマッチング機会を提供し県内就職の促進を図るため、面接会を開催する	925
	産業政策課	中小企業・小規模事業者機能強化支援事業	秋田商工会議所・商工会連合会に「企業支援コーディネーター」を配置し、小規模事業者に対して若年者雇用の支援を行う。	12,185
	高校教育課	キャリアアドバイザー配置事業	生徒の人生設計に的確な支援を行うことにより、高等教育機関で学ぶことや働くことの意義を認識させ、自らの高校生活を充実したものとする意欲・態度を養い、職業人となるための基礎的資質・能力の向上を図るため、13人のキャリアアドバイザーを配置する。	31,160
就職支援員配置事業		生徒の進路志望を達成し就職決定率の向上を図るとともに、県内就職を希望する生徒の雇用を確保し、情報提供や進路相談等の就職支援を行うため、25人の就職支援員を配置する。	59,919	

〈思春期〉施策5 社会への旅立ちを支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額(千円)
④ 奨学金制度による経済的負担の軽減	人口問題対策課	奨学金貸与・返還助成事業(うち、「多子世帯向け奨学金貸与事業」)	公益財団法人秋田県育英会の奨学金に、子ども3人以上の多子世帯の大学生、短大生を対象とする貸与枠を新設するため、その貸付原資及び事務費について、同団体に助成する。 【概要】 ・採用枠100名。月額5万円を無利子貸与。所得制限なし。	63,593

〈思春期〉施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額(千円)
① ひきこもり対策の推進	男女共同参画課	若者の自立支援事業	社会的自立に困難を抱える若者が社会に踏み出せるよう、地域で若者を支える体制の整備を図るほか、地域若者サポートステーションを核とした就業等に向けた支援を行う。	9,025
	高校教育課	就職支援員による相談	高校卒業後、進学も就職もしていない若者に対し、就職支援員が中心となって進路等の相談に応じたり、就職に必要な知識・技能を習得する場を紹介するなどの支援を行う。	0
② 障害のある若者の支援	障害福祉課	障害児等療育支援事業	県内8か所の療育支援体制を持つ施設と委託契約を締結し、身近な地域で療育指導が受けられる体制の充実を図る。また、身近な地域で療育サービスを受けることができるよう県内4か所の地域療育医療拠点施設に対し運営経費を助成する。	46,720
		相談支援事業	障害者や障害児、その保護者・介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行い、自立した日常生活を営むための支援を行う。 ・相談支援の機能強化のため、14市町に補助金を支出予定	18,183
	特別支援教育課	特別支援学校職域開拓促進事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが行う。	2,341
	特別支援教育課	特別支援学校職域開拓促進事業	職場開拓員を事業推進校2校に各1人配置し、新たな職域の開拓と開拓先事業所との連携による職業教育の実践を通して、地域産業の担い手及び従事者を育成し、全県域の就業促進を図る。	6,730
③ 発達障害のある若者の支援	障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 (予算は療育機構支援事業分を含む。)	-
	特別支援教育課	特別支援教育体制整備推進事業	障害のある生徒の支援のため、コーディネーター養成による校内支援体制の整備、専門家・支援チーム、高等学校特別支援隊による支援、教職員研修の充実により、特別支援教育の体制整備を推進する。	3,158

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額(千円)
① 健全育成運動の推進	男女共同参画課	あきた家族ふれあいサンサnderの推進	市町村に対し、小中学校等の登校時の声かけ、見守りやあいさつ運動展開を働きかける。また、JR駅前周辺等でJRを利用する高校生にも声かけをし、防犯意識の向上などを行う。	0
② 非行防止活動の促進	男女共同参画課	青少年の環境浄化対策の推進	青少年健全育成審議会(環境浄化部会)を4回開催し、諮問図書有害指定、優良図書の推奨を行う。また、書店などへの立ち入りを行い、区分陳列等について調査・指導を行う。	5,012
	生涯学習課	大人が支える！インターネットセーフティの推進	インターネットセーフティ運営協議会の開催、指導者の認定及び研修会の実施、「ネットに少し詳しい」地域サポーター養成講座の開催、県庁出前講座(「子どもたちのインターネット健全利用」)の実施、指導者用ガイドブックの作成、青少年教育施設を活用したネット依存対策事業を実施する。	2,344 (内国依託2,064)
	県警少年女性安全課	総合的な少年非行の防止事業	・情報モラル向上等のための有害サイト被害防止教室等を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 ・関係機関団体と連携した有害環境の除去活動を行う。 ・各警察署とチャイルド・セーフティ・センター等の連携による非行・犯罪被害防止教室を開催する。	639
		「なまはげ」少年サポート事業	・情報モラル向上等のための有害サイト被害防止教室等を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 ・関係機関団体と連携した有害環境の除去活動を行う。 ・各警察署とチャイルド・セーフティ・センター等の連携による非行・犯罪被害防止教室の開催や広報活動等を行う。	14,023
チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・情報モラル向上等のための有害サイト被害防止教室等を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 ・関係機関団体と連携した有害環境の除去活動を行う。 ・各警察署と連携した非行・犯罪被害防止教室の開催や広報活動等を行う。 ・巡回活動、情報発信活動を推進する。	39,187		

〈思春期〉施策7 若者を非行・事件から守る取組

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額(千円)
③ 児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進	県民生活課	安全・安心なまちづくり事業	防犯意識の高揚を図るため、安全安心まちづくり担当者会議の開催（県内3ブロック）、犯罪防止の自主的な活動の推進を図るための情報誌「いかのおすし通信」の年3回の発行、優良な自主防犯活動団体の表彰を実施する。また、犯罪被害者等の支援のための総合的対応窓口担当者研修会、「犯罪被害を考える日」の啓発等を実施する。	1,019
		総合的な少年非行の防止事業	・子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の有害サイト被害防止教室を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 ・警察署、やまびこ電話、チャイルド・セーフティ・センター等で相談を受理する。	639
	県警少年女性安全課	「なまはげ」少年サポート事業	・子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の有害サイト被害防止教室を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。	14,023
		チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	・子供が児童買春や児童ポルノ等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子供対象の有害サイト被害防止教室を開催する。 ・フィルタリング100%普及を目指した活動を推進する。 ・携帯電話に関連した相談を受理する。	39,187
④ 立ち直りへの支援	県警少年女性安全課	総合的な少年非行の防止事業	・非行少年が再非行を犯さないようにする「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進する。 ・「大学生少年サポーター」による勉強支援活動を推進する。 ・少年保護育成委員等のボランティアと連携し、農作業等を通じた居場所づくり活動を推進する。	639
		「なまはげ」少年サポート事業	少年保護育成委員等のボランティアと連携し、農作業等を通じた居場所づくり活動を推進する。	14,023
		チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS」事業	少年保護育成委員等のボランティアと連携し、農作業等を通じた居場所づくり活動を推進する。	39,187

〈青年期〉施策1 職業能力開発・就労等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額(千円)
① 就業のための能力開発支援	雇用労働政策課	普通訓練事業	新規卒業者等（1年131人、2年137人）を対象として、就職のために必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練を行う。（3技術専門校 10科（自動車整備科、カボックス科、建築施工科等）	23,133
		若年者委託訓練	概ね40歳未満の求職者を対象として、民間教育訓練機関での座学（3か月）と企業等での実習（1か月）を組み合わせた職業訓練（委託訓練活用型デュアルシステム）を実施する。（3コース（医療事務実務科、パソコン・ビジネス実務科）定員45人）	12,332
	農林政策課	新規就農総合対策事業（未来を担う人づくり対策）	農業を志す若者等が円滑に就農できるよう、県内各試験研究機関等や市町村実験農場等で、就農に必要な農業技術や経営管理能力の向上を図るための実践的な研修を実施する。	43,876
	水産漁港課	秋田の漁業がんばる担い手確保育成事業	「漁業就業者確保育成センター（水産漁港課に設置）」が相談窓口となって就業希望者を広く募集するとともに、本県漁業の理解を深めるための漁業体験合宿を開催するほか、漁業技術習得を図るための基礎的・実践的な研修を支援する。	28,204
② 県内定住に向けた支援	人口問題対策課	移住総合推進事業	県外在住者に向けた本県への移住情報の発信及び市町村、NPO等との連携による受入体制の整備等により、本県への移住を促進する。	171,463
		奨学金貸与・返還助成事業（うち、「秋田未来創生奨学金造成事業」、「県内就職者奨学金返還助成事業」）	・秋田未来創生奨学金基金造成事業 県が指定する「特定業種（航空機・自動車・医療福祉・情報・新エネルギー関連産業の5業種）」に就職する大卒者等を対象に、奨学金返還助成を行うための原資を、民間と共同で積み立てる。 ・県内就職者奨学金返還助成事業 平成29年4月以降に県内就職する新卒者等を対象に、奨学金の返還を助成するため、制度の周知を行う。	150,861
		若者向け定住・定着「ご縁」システム整備事業	秋田への定住・定着につながる県主催事業の参加者等に「ポイント」を付与し、県内就職後、獲得したポイントに応じ、県内企業・公共施設から優待サービスを受けられる制度を、官民協働で整備する。また、制度の情報発信を行う。	10,470
		秋田大好き！魅力深掘り促進事業	県内外の学生が、将来の秋田での就職や生活、結婚に至るまでのライフプランを考えることができるようセミナーと、県内企業の見学・先輩社会人との交流ができるバスツアーを組み合わせた取組を実施する。また、県外在住の学生を対象とする、県内企業におけるインターンシップの支援を実施する。	24,405

〈青年期〉施策1 職業能力開発・就労等の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
② 県内定住に向けた支援	雇用労働政策課	学卒者県内就職促進事業	卒業年次の大学生等を対象とした合同就職説明会や面接会によるマッチング支援を行うなど、大学生等の県内就職促進を図る。	4,071
		秋田で就職応援団（Aターン）事業	東京事務所に設置するAターンプラザ秋田と有楽町のAターンサポートセンターにAターン（移住・就職）相談員を配置し、移住相談と就職相談を一体的に実施するほか、Aターン就職フェアの開催によりマッチング機会の提供を図る。	15,879
		キャリア応援事業	フレッシュワークAKITTAにおいて、求職者に対し個別カウンセリングにより就職決定から就職後のフォローを含めた相談を行う等、若年者ワンストップサービスセンターとしてのサービスを提供するとともに、中高年や離転職者向けの求職者セミナーや若者の職場定着に向けた好事例を広く周知するセミナーを実施する。	37,593
③ 起業活動への支援	商業貿易課	起業支援事業	起業家に対して初期投資費用や人件費の一部を助成し、県内各地で優れた起業の創出を促進する。 ・起業支援補助金（通常枠、Aターン起業・移住起業枠） ・起業支援補助金採択・フォローアップ事業活動費	17,650
		起業家育成事業	高校生や大学生を対象に起業家意識を醸成するとともに、起業に必要な基礎知識等の習得を図るセミナーを開催する。 ・県内大学特別講演（県内4大学、4会場） ・高校生等起業体験（西目高校、県立大学本荘キャンパス） ・起業スキル習得塾（12か所、計14回）	4,960

〈青年期〉施策2 多様な学びの場の確保

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 社会人の学習機会の提供	生涯学習課	あきたスマートカレッジ事業	地域活性化につながる人材「行動人」を育成するために、まなびスタート講座、あきた教養講座、あきたふるさと講座、県立学校開放講座、県機関連携講座、地域活性化支援講座を開催する。	2,201
② 高等教育機関による学びの機会の提供	学術振興課	カレッジプラザ運営事業	県内大学など高等教育機関が有する教育研究資源を活用した多様な教育機会を県民に提供するため、拠点施設であるカレッジプラザを管理・運営する。	5,130
③ 環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供	自然保護課	環境と文化のむら管理事業	五城目町にある環境と文化のむらで定期自然観察会を開催する。 同施設で小中学生の体験学習を受け入れる。	6,661
		自然ふれあい施設管理事業	北秋田市にある奥森吉青少年野外活動基地で小中学生を受け入れる。 環境省森吉山野生鳥獣センターで定期自然観察会を開催する。	6,793
		白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会支援	世界遺産センターで小中学生の体験学習を受け入れる。 白神山地周辺で自然観察会を開催する。	2,000

〈青年期〉施策3 地域の活力を担う若者の支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① ボランティア・NPO活動等への参加促進	地域活力創造課	地域協働連携推進事業	NPO、企業、高校、大学、金融機関、行政など多様な主体による懇談会を県内9か所で開催し、各主体間で顔の見える関係を構築することで地域協働の裾野を拡げるとともに、地域課題解決に取り組むNPO等に対する理解や信頼性の向上、組織基盤の強化、県民の社会参加の促進を図る。	15,522
② 若者文化への支援	文化振興課	若手アーティスト育成支援事業	次代を担う県内の若手アーティストに作品の発表機会を提供し、県内における創作活動の活発化を図る。	800
③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援	男女共同参画課	若者活躍支援事業	・若者同士の交流や若者と市町村・NPO団体等との情報交換、連携等の取組を促進するため、3地区での交流会を開催する。また、青少年育成団体や地域の元気創出等に取り組む若者団体を支援する。 ・地域課題の解決に取り組む若者の育成には、子どもの頃から地域を知り愛着を持つことが大切なことから、青少年育成団体や地域の元気創出に取り組む若者団体を支援するとともに、報告会を開催する。 ・若者が地域活性化に関する手法・事例を学ぶ講座を開催するとともに、受講生による事業提案コンテストを実施する。	10,170
	生涯学習課	青少年交流センター（ユースパル）主催事業	・ユースボランティア交流会・青少年国際交流・ユースフェスティバル・対人関係能力向上セミナー・高校生リーダー養成「ニューリーダーセミナー」・高校生徒会交流会議、を開催する。 ※指定管理者が実施	0

〈青年期〉施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 出会いと結婚への支援	人口問題対策課	出会い・結婚支援事業	一般社団法人あきた結婚支援センターによる会員登録制マッチング（お見合い）事業の強化、出会いイベント開催支援、地域で活動する結婚サポーターの活動促進等により、出会い・結婚支援の促進を図る。	35,620
② 企業による仕事と育児・家庭の両立支援の促進	人口問題対策課	子育てしやすい職場づくり推進事業	両立支援推進員の企業訪問や、実情に応じた様々な両立支援に取り組む企業への助成、取り組みを実践し成果を上げた企業の表彰により両立支援の促進を図る。	7,187
③ 企業における独身従業員の結婚支援の促進	人口問題対策課	出会い・結婚支援事業	専門アドバイザーを企業に直接派遣し、独身従業員のコミュニケーションスキル向上や、ライフプラン等について学び考える機会を提供し、結婚に対する前向きな意識の醸成と、出会いと結婚を後押しする企業の拡大を図る。	6,857
④ ワーク・ライフ・バランスへの取組拡大	男女共同参画課	男女イキイキ職場宣言事業所拡大の取組	男女が共にその個性と能力を発揮し、女性の能力活用や仕事と生活の調和がとれた職場環境づくりに取り組もうとする企業と、県が協定を結び、「男女イキイキ職場宣言」事業所として広報や情報提供することで、働く場の男女共同参画を促進する。	150
		経営者等を対象とした意識啓発セミナー	女性の活躍推進に関する経営者等を対象とした意識啓発セミナーを開催する。	794

〈青年期〉施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

柱番号及び施策を構成する柱	担当課	事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
① 若者の自立に向けたサポート	障害福祉課	精神保健業務費	各保健所において、相談業務の一環として心の悩み等に関する相談支援を実施する。	1,253
		特定相談事業	精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等を支援する者を主な対象とした思春期問題研修会を開催する。	327
	男女共同参画課	若者の自立支援事業費	社会的自立に困難を抱える若者が社会に踏み出せるよう、地域で若者を支える体制の整備を図るほか、地域若者サポートステーションを核とした就業等に向けた支援を行う。	9,025
	生涯学習課	青少年交流センター（ユースパル）主催事業	青少年社会参加促進特別対策事業を行う。 （なまはげキャンプ・ゆうスペースAKITA） ※指定管理者が実施	0
② 障害のある若者の支援	障害福祉課	高次脳機能障害支援普及事業	交通事故や脳血管障害等の後遺症などで脳損傷を受け、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障害者に対する相談支援を秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが行う。	2,341
		発達障害者支援センター運営事業	県内の発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者支援センターが発達障害のある子どもの適切な相談・支援事業を行う。 （予算は療育機構支援事業分に含む。）	-
③ ひきこもり対策の推進	障害福祉課	ひきこもり対策推進事業	ひきこもり相談支援センターにおいて、相談支援、関係機関からなる連絡協議会、相談支援従事者等に対する研修会等を実施し、相談支援体制の充実を図り、ひきこもり状態にある人やその家族を支援する。 また、一般の企業や事業所の協力を得て、ひきこもり状態にある人に就労体験による社会参加の機会を提供し、ひきこもりからの改善を支援する。	12,899
④ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	健康推進課	職場におけるメンタルヘルスセミナー	事業所及び事業団体等において、セミナー開催時に講師を派遣し、職場におけるメンタルヘルス対策を推進する。	177
		若年層向け啓発事業	増加している若年層の自殺を予防するため、生徒に「心の健康づくり」や「相談することの大切さ」を啓発するリーフレットを配付する。	1,451

4 「あきた子ども・若者プラン」における主な数値目標
 (目標値がH27以外の場合、「備考欄」に当該年度を記載しています。)

1 乳幼児期

指標	単位	実績値(H19~27)										目標値(H27)		達成率	所管課
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27	備考			
3歳児健康診査受診率	%	95.3	96.3	95.7	96.1	96.7	96.7	97.2	96.7	98.0	97.3	※H26	99.4%	健康推進課	
「不妊とこころの相談センター」における相談者数	人	/	198	187	174	210	200	191	141	151	210		71.9%	健康推進課	
周産期死亡率	%	4.0	5.4	4.7	6.5	4.0	4.1	3.1	5.3	2.9	3.7		127.6%	医務薬事課	
合計特殊出生率		1.31	1.32	1.29	1.31	1.35	1.37	1.35	1.34	1.38	1.38	※H26	97.1%	人口問題対策課	
特別保育の実施率(累計)	%	98.8	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0%	幼保推進課	
認定こども園等の幼保一体的運営施設数	箇所	16	17	20	26	30	34	38	37	53	47		112.8%	幼保推進課	
「地域子育て支援センター」・「つどいの広場」設置市町村数(旧市町村・累計)	市町村	/	/	57	56	58	59	59	59	59	64	※H26	92.2%	子育て支援課	
子育て家庭優待サービス協賛店舗数(累計)	店	/	/	1,093	1,232	1,511	1,655	1,813	1,849	1,851	2,050	※H26	90.2%	子育て支援課	
子育てサポーター養成人数(累計)	人	964	1,005	1,117	1,243	1,330	1,354	1,354	1,354	1,354	1,300	※H26	104.2%	子育て支援課	
児童虐待防止に係る研修会等への参加者数(年間)	人	/	250	310	1,036	765	2,125	1,708	1,795	2,267	480		472.3%	子育て支援課	
母子家庭の母の就業率	%	84.5	84.4	83.1	82.1	84.6	84.8	84.9	85.1	86.7	85.0	※H26	100.1%	子育て支援課	

2 学童期

指標	単位	実績値(H19~27)										目標値(H27)		達成率	所管課
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27	備考			
小6体力合計点(男女平均)	点	63.6	63.8	64.2	64.5	64.2	63.7	63.2	63.4	63.2	64.8		97.5%	保健体育課	
朝食の摂取率(毎日食べる)(小学5・6年生)	%	90.5	87.7	90.7	92.6	92.3	93.1	92.0	91.9	91.6	95.0		96.4%	保健体育課	
食育ボランティア数	人	2,976	3,090	3,219	3,226	3,375	3,397	3,384	4,234	4,212	3,270		128.8%	健康推進課	
地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	26.5	28.2	32.2	27.9	38.5	42.6	37.2	41.4	41.9	35.0		119.7%	保健体育課	
「我が社は家庭教育応援団」登録企業数(累計)	事業所	/	32	40	70	82	853	1,234	1,398	1,463	100	※H26	1398.0%	生涯学習課	
放課後児童クラブの設置率(累計)	%	/	/	69.8	66.0	69.2	71.6	75.7	75.2	78.7	80.0	※H26	94.0%	子育て支援課	
交通事故死者数	人	61	61	64	60	57	42	48	37	38	45		118.4%	県民生活課	
自主防犯活動実施団体数	団体	350	350	350	350	329	373	348	339	311	350		88.9%	県民生活課	

3 義務教育期

指標	単位	現状値(H19~27)										目標値(H27)		達成率	所管課
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27	備考			
ネットトラブル被害児童(%) (公立小・中学校)	%	/	4.1	3.9	3.8	3.2	3.8	3.6	3.0	3.1	3.0		96.8%	義務教育課	
千人当たりの不登校者数(公立小・中学校)	人	8.8	8.8	8.6	9.2	8.5	7.7	8.8	8.9	8.9	8.0		89.9%	義務教育課	
千人当たりのいじめ認知件数(公立小・中学校)	人	9.6	6.3	5.9	4.3	3.6	12.4	11.5	12.4	21.3	5.0		23.5%	義務教育課	
基礎学力向上のための指数(設定通過率を超えた設問数の割合)	pt	72.0	76.7	74.4	78.7	75.6	72.8	74.5	74.3	75.1	75.0		100.1%	義務教育課	

4 思春期

指標	単位	現状値(H19~27)										目標値(H27)		達成率	所管課
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27	備考			
中3体力合計点(男女平均)	点	51.7	52.4	53.1	53.8	52.8	53.1	52.7	53.0	53.1	54.5		97.4%	保健体育課	
高3体力合計点(男女平均)	点	54.3	54.3	55.1	55.5	55.2	55.5	54.9	55.0	55.3	56.0		98.8%	保健体育課	
男女共同参画副読本活用率(中学生用)	%	93.0	86.7	67.9	71.9	72.1	88.5	71.5	68.3	81.0	85.0	小中高平均	95.3%	男女共同参画課	
男女共同参画副読本活用率(高校生用)	%	86.7	70.4	52.5	53.1	34.5	72.7	50.0	63.2	64.3	85.0	小中高平均	75.6%	男女共同参画課	
高校生のインターンシップ参加率(年間)	%	45.5	50.1	52.4	52.6	50.4	59.8	58.4	58.5	57.4	63.0	※H26	92.9%	高校教育課	
高卒就職後3年以内の離職率	%	50.5	47.5	47.0	40.8	36.8	45.7	42.4	40.9	42.7	44.0	※H25	103.8%	雇用労働政策課	
高卒就職決定者の県内就職率	%	59.5	53.2	55.8	62.6	63.6	65.8	63.3	66.9	66.7	70.0	※H25	90.4%	雇用労働政策課	
若者自立サポーターの養成人数	人	/	/	51	78	103	103	127	127	127	100		127.0%	男女共同参画課	
特別支援学校高等部卒業生の社会的自立割合(就職決定率)	%	/	66.0	70.0	80	91	90.6	100.0	96.5	94.6	80.0	※H25	125.0%	特別支援教育課	
「あったか声かけ運動」推進者数	人	1,481	4,069	5,300	7,956	8,021	10,073	9,515	10,379	10,670	9,400	※H26	110.4%	男女共同参画課	
DV予防ハイスクールセミナー実施校	校	6	9	14	21	32	27	32	35	43	32		134.4%	男女共同参画課	
非行少年数	人	588	517	561	713	464	390	298	247	217	500		230.4%	少年女性安全課	

5 青年期

指標	単位	現状値(H19~27)										目標値(H27)		達成率	所管課
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27	備考			
Aターン就職者数	人	1,050	1,020	935	1,028	1,145	1,121	1,186	1,061	1,080	1,200	※H25	98.8%	雇用労働政策課	
若者文化支援事業申請数	件	8	13	13	12	10	23	15	8	4	15		26.7%	文化振興課	
「あきた結婚支援センター」が関わる出会いイベントや啓発事業の開催数(年間)	回	/	/	/	164	229	251	278	242	226	100	※H25	278.0%	人口問題対策課	
従業員100人以下の事業所等における一般事業主行動計画策定企業数	事業所	/	179	216	284	382	487	570	647	724	285		254.0%	人口問題対策課	
男女イキイキ職場宣言事業所	事業所	102	121	144	167	177	185	206	219	294	210		140.0%	男女共同参画課	

第2部 子ども・若者を取り巻く状況

第1章 子ども・若者人口

1 秋田県子ども・若者人口（0～39歳）の現状と推移

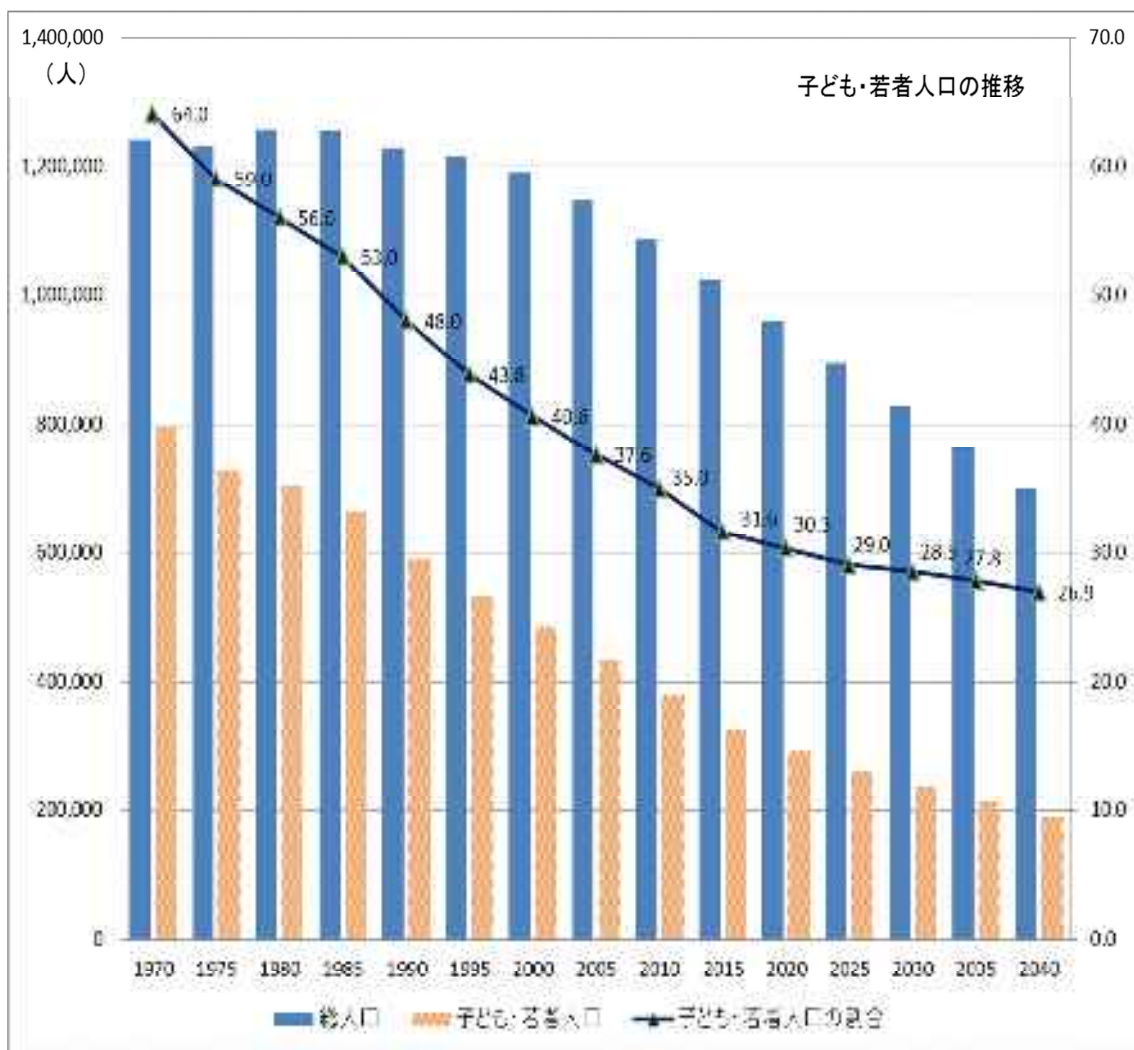
平成27年10月1日現在の秋田県総人口は1,023,119人(男480,336人、女542,783人)で、このうち子ども・若者人口は(0～39歳まで)323,643人であり、県総人口の31.6%を占めている。

子ども・若者人口は、40年前の昭和50年には、726,558人だったが、それと比較すると402,915人(55.5%)減少しており、当時の半分以上であり大幅な減少となっている。

また、10年前の平成17年(431,157人)と比較すると、子ども・若者人口は107,514人(24.9%)減となっており、減少が続いている。

(資料:昭和5年～平成27年:総務省 国勢調査、
平成32年～平成52年:国立社会保障・人口問題研究所
日本の都道府県別将来推計人口(平成25年3月推計))

	西暦	総人口	男	女	世帯数	子ども・若者人口 (0～39歳)	子ども・若者人口の割合(%)
昭和5年	1930	987,706	495,009	492,697	167,101	768,001	77.8
昭和10年	1935	1,037,744	519,249	518,495	174,026	804,954	77.6
昭和15年	1940	1,052,275	524,018	528,257	178,256	811,252	77.1
昭和22年	1947	1,257,398	616,269	641,129	218,505		
昭和25年	1950	1,309,031	646,445	662,586	225,462	1,015,349	77.6
昭和30年	1955	1,348,871	660,066	688,805	236,998	1,026,598	76.1
昭和35年	1960	1,335,580	644,671	690,909	267,460	981,509	73.5
昭和40年	1965	1,279,835	614,429	665,406	279,468	888,513	69.4
昭和45年	1970	1,241,376	593,232	648,144	307,739	794,350	64.0
昭和50年	1975	1,232,481	590,492	641,989	326,259	726,558	59.0
昭和55年	1980	1,256,745	603,403	653,342	343,418	703,208	56.0
昭和60年	1985	1,254,032	599,591	654,441	350,976	664,598	53.0
平成2年	1990	1,227,478	584,678	642,800	358,562	589,172	48.0
平成7年	1995	1,213,667	577,535	636,132	374,821	531,512	43.8
平成12年	2000	1,189,279	564,556	624,723	389,190	482,950	40.6
平成17年	2005	1,145,501	540,539	604,962	393,038	431,157	37.6
平成22年	2010	1,085,997	509,926	576,071	390,136	379,645	35.0
平成27年	2015	1,023,119	480,336	542,783	388,560	323,643	31.6
平成32年	2020	959,272	448,329	510,943	-	290,504	30.3
平成37年	2025	893,224	417,141	476,083	-	259,193	29.0
平成42年	2030	827,462	386,205	441,257	-	236,103	28.5
平成47年	2035	763,356	355,801	407,555	-	212,298	27.8
平成52年	2040	699,814	325,915	373,899	-	188,129	26.9



2 秋田県の市町村別5歳階級別人口(0~39歳)

平成27年の子ども・若者人口を市町村別に見ると、秋田市が一番多く112,329人(県全体の34.7%)、次いで横手市28,285人(同8.7%)、由利本荘市26,326人(同8.1%)となっている。

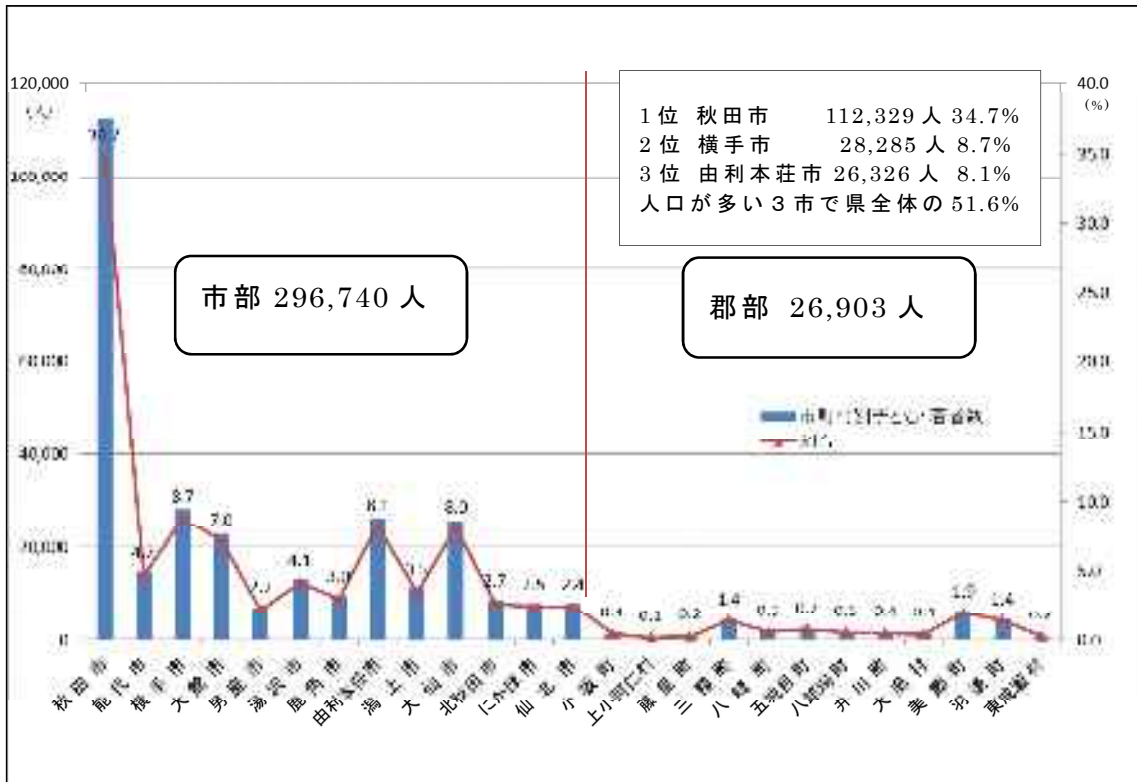
さらに市部・郡部に分けると、市部では296,740人、郡部では26,903人となり、市部で県全体の91.7%を占めており、市部に子ども・若者が集中していることがわかる。

市町村別年齢5歳階級別人口

(資料:総務省 平成27年国勢調査)

市町村	0~4歳	5~10歳	11~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	合計	県全体に対する割合(%)
秋田市	10,494	11,731	12,691	14,662	13,652	13,413	15,907	19,779	112,329	34.7
能代市	1,258	1,739	2,061	2,050	1,226	1,656	2,237	2,860	15,087	4.7
横手市	2,798	3,294	3,713	3,467	2,159	3,298	4,420	5,136	28,285	8.7
大館市	2,141	2,599	2,907	2,930	2,139	2,607	3,384	4,099	22,806	7.0
男鹿市	609	730	867	931	731	813	1,156	1,361	7,198	2.2
湯沢市	1,241	1,446	1,820	1,814	1,142	1,529	1,988	2,361	13,341	4.1
鹿角市	985	1,184	1,270	1,239	859	1,018	1,375	1,777	9,707	3.0
由利本荘市	2,423	2,970	3,158	3,438	2,767	3,117	3,952	4,501	26,326	8.1
潟上市	1,016	1,215	1,489	1,477	1,216	1,244	1,545	2,057	11,259	3.5
大仙市	2,531	2,989	3,205	3,132	2,261	3,134	3,988	4,718	25,958	8.0
北秋田市	795	986	1,151	1,175	739	983	1,210	1,579	8,618	2.7
にかほ市	773	893	1,139	1,039	609	925	1,144	1,411	7,933	2.5
仙北市	739	936	1,065	971	643	886	1,192	1,461	7,893	2.4
小坂町	108	150	219	176	115	150	174	219	1,311	0.4
上小阿仁村	38	46	57	64	50	44	66	94	459	0.1
藤里町	72	89	108	109	60	87	116	144	785	0.2
三種町	375	493	585	613	425	517	658	768	4,434	1.4
八峰町	127	198	265	254	136	182	240	319	1,721	0.5
五城目町	224	221	311	318	251	301	374	421	2,421	0.7
八郎潟町	146	186	234	213	149	212	277	274	1,691	0.5
井川町	100	150	211	213	152	154	164	255	1,399	0.4
大潟村	118	143	168	210	206	74	117	158	1,194	0.4
美郷町	557	709	828	751	542	786	922	1,147	6,242	1.9
羽後町	411	513	565	595	362	577	680	766	4,469	1.4
東成瀬村	69	83	113	107	51	91	129	134	777	0.2

※ 市町村合計 323,643



第2章 子ども・若者の教育

※数値はすべて平成28年度学校基本調査（文部科学省）

1 学校教育について（平成27年度との比較）

【小学校】

昨年度と比較したところ、学校数、学級数、児童数、教員数（本務者）ともに減少しており、教員1人当たりの児童数は0.1ポイント増加して13.3人となっている。

小学校	学校数	学級数	児童数	教員数 (本務者)	職員数 (本務者)	教員1人当 たり児童数
平成27年度	213	2,221	45,882	3,473	1,016	13.2
平成28年度	202	2,181	44,909	3,389	1,009	13.3
対前年度増減数	△ 11	△ 40	△ 973	△ 84	△ 7	0.1
対前年度増減率	△ 5.2	△ 1.8	△ 2.1	△ 2.4	△ 0.7	0.8

【中学校】

昨年度と比較したところ、学校数、学級数、生徒数、教員数（本務者）とも減少しており、教員1人当たりの生徒数は0.2ポイント減少して10.8人となっている。

中学校	学校数	学級数	生徒数	教員数 (本務者)	職員数 (本務者)	教員1人当 たり生徒数
平成27年度	119	1,103	25,486	2,319	533	11.0
平成28年度	117	1,089	24,714	2,292	522	10.8
対前年度増減数	△ 2	△ 14	△ 772	△ 27	△ 11	△ 0.2
対前年度増減率	△ 1.7	△ 1.3	△ 3.0	△ 1.2	△ 2.1	△ 1.8

【高等学校】

昨年度と比較したところ、学校数は2校減少し、学級数、生徒数、教員数（本務者）ともに減少している。教員1人当たりの生徒数は0.1ポイント減少して11.6人となっている。

高等学校	学校数	学級数	生徒数	教員数 (本務者)	職員数 (本務者)	教員1人当 たり生徒数
平成27年度	57	706	26,299	2,246	466	11.7
平成28年度	55	698	25,587	2,199	465	11.6
対前年度増減数	△ 2	△ 8	△ 712	△ 47	△ 1	△ 0.1
対前年度増減率	△ 3.5	△ 1.1	△ 2.7	△ 2.1	△ 0.2	△ 0.9

【特別支援学校】

昨年度と比較したところ、学校数は1校増加し、在学者、教職員（本務者）ともに増加している。教員1人当たりの在学者数は昨年度同数の1.4人となっている。

特別支援学校	学校数	学級数	在学者数	教員数 (本務者)	職員数 (本務者)	教員1人当 たり在学者数
平成27年度	14	382	1,314	924	201	1.4
平成28年度	15	380	1,316	947	203	1.4
対前年度増減数	1	△ 2	2	23	2	0.0
対前年度増減率	7.1	△ 0.5	0.2	2.5	1.0	0.0

2 児童・生徒数の推移

10年前の数値と比較すると、小学校で14,511人、中学校で7,581人、高等学校で7,397人減少している。特別支援学校においては、240人増加している。

単位：人

児童・生徒数の推移	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
小学校	59,420	57,244	55,738	54,090	52,503	51,129	49,468	48,249	46,982	45,882	44,909
中学校	32,295	32,128	31,299	30,610	29,411	28,739	28,084	27,154	26,437	25,486	24,714
高等学校	32,984	31,713	30,830	30,213	30,048	29,264	28,724	27,662	26,926	26,299	25,587
特別支援学校	1,076	1,113	1,118	1,173	1,206	1,254	1,272	1,297	1,317	1,314	1,316

【参考】学校数・在学者数・教員数（平成28年学校基本調査）

1 総括表											
学校種類	学校数			学級数	在学者数			教員数(本務者)			職員数(本務者)
	計	本校	分校		計	男	女	計	男	女	
小学校											
平成27年度	213	212	1	2,221	45,882	23,449	22,433	3,473	1,344	2,129	1,016
平成28年度	202	201	1	2,181	44,909	22,976	21,933	3,389	1,311	2,078	1,009
国立	1	1	-	18	549	273	276	35	19	16	10
公立	201	200	1	2,163	44,360	22,703	21,657	3,354	1,292	2,062	999
中学校											
平成27年度	119	118	1	1,103	25,486	12,895	12,591	2,319	1,373	946	533
平成28年度	117	116	1	1,089	24,714	12,486	12,228	2,292	1,360	932	522
国立	1	1	-	12	442	208	234	26	14	12	4
公立	115	114	1	1,074	24,272	12,278	11,994	2,266	1,346	920	518
私立	1	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-
高等学校											
平成27年度	57	55	2	706	26,299	13,187	13,112	2,246	1,508	738	466
平成28年度	55	53	2	698	25,587	12,963	12,624	2,199	1,478	721	465
公立	50	48	2	698	23,092	11,970	11,122	2,014	1,353	661	422
私立	5	5	-	...	2,495	993	1,502	185	125	60	43
全日制	49	47	2	645	24,922	12,616	12,306	2,089	1,407	682	451
定時制	1	1	-	53	665	347	318	110	71	39	14
併置	5	5	-
特別支援学校											
平成27年度	14	12	2	382	1,314	844	470	924	318	606	201
平成28年度	15	12	3	380	1,316	832	484	947	324	623	203
国立	1	1	-	9	65	39	26	31	15	16	4
公立	14	11	3	371	1,251	793	458	916	309	607	199
幼稚園											
平成27年度	47	47	-	196	3,481	1,764	1,717	343	40	303	127
平成28年度	41	41	-	175	3,065	1,542	1,523	347	35	312	119
国立	1	1	-	4	93	45	48	10	1	9	2
公立	7	7	-	23	426	217	209	54	4	50	9
私立	33	33	-	148	2,546	1,280	1,266	283	30	253	108
幼保連携型認定 こども園											
平成27年度	44	44	-	247	6,695	3,412	3,283	950	45	905	272
平成28年度	49	49	-	266	7,300	3,735	3,565	1,065	49	1,016	321
公立	6	6	-	32	918	480	438	95	2	93	26
私立	43	43	-	234	6,382	3,255	3,127	970	47	923	295
専修学校											
平成27年度	25	25	-	...	1,630	404	1,226	160	45	115	47
平成28年度	24	24	-	...	1,597	405	1,192	152	46	106	49
公立	2	2	-	...	224	21	203	27	8	19	10
私立	22	22	-	...	1,373	384	989	125	38	87	39
各種学校 (私立)											
平成27年度	4	4	-	...	174	56	118	11	2	9	6
平成28年度	4	4	-	...	166	57	109	11	2	9	2
高等学校通信制											
平成27年度	(2)	(2)	-	...	558	251	307	24	11	13	1
平成28年度	(2)	(2)	-	...	527	239	288	23	9	14	1
公立	(1)	(1)	-	...	506	230	276	23	9	14	1
私立	(1)	(1)	-	...	21	9	12	-	-	-	-

3 中学校・高等学校卒業後の進路状況

【中学校】

平成28年3月に卒業した8,695人のうち、高等学校に進学した者は8,617人(99.1%)であり、構成比は前年度より0.1ポイント増加した。また、専修学校等に進学した者は32人となり、前年度より1人減少した。

就職者は9人となり、前年度(6人)より3人増加し、構成比は前年と同じであった。

	H23.3卒		H24.3卒		H25.3卒		H26.3卒		H27.3卒		H28.3卒	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
高校等進学者	9,915	98.9	9,649	98.7	9,474	98.9	9,211	99.0	9,009	99.0	8,617	99.1
専修学校等	49	0.5	71	0.7	59	0.6	32	0.3	33	0.3	32	0.4
就職者	9	0.1	10	0.1	8	0.1	14	0.2	6	0.1	9	0.1
上記以外の者等	48	0.5	52	0.5	42	0.4	46	0.5	53	0.6	37	0.4
計(卒業生)	10,021	100.0	9,782	100.0	9,583	100.0	9,303	100.0	9,101	100.0	8,695	100.0
(他県への進学者)	168		124		131		124		141		121	

【高等学校】

平成28年3月に卒業した8,695人のうち、大学等進学者は3,879人(44.6%)であり、構成比は前年度より0.2ポイント増加した。

また、専修学校等に進学した者は1,920人(対前年比同じ)、就職者は2,587人(対前年比0.2ポイント増加)となった。

(進学者のうち1人は就業している。)

	H23.3卒		H24.3卒		H25.3卒		H26.3卒		H27.3卒		H28.3卒	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大学等進学者	4,365	44.5	4,251	45.0	4,200	43.0	4,040	44.4	3,953	44.4	3,879	44.6
専修学校等	2,212	22.6	2,103	22.3	2,165	22.1	2,004	22.0	1,963	22.1	1,920	22.1
就職者	2,749	28.0	2,776	29.4	2,888	29.5	2,729	30.0	2,637	29.6	2,587	29.8
上記以外の者等	477	4.9	311	3.3	523	5.3	316	3.5	346	3.9	309	3.6
計(卒業生)	9,803	100.0	9,441	100.0	9,776	100.0	9,089	100.0	8,899	100.0	8,695	100.0

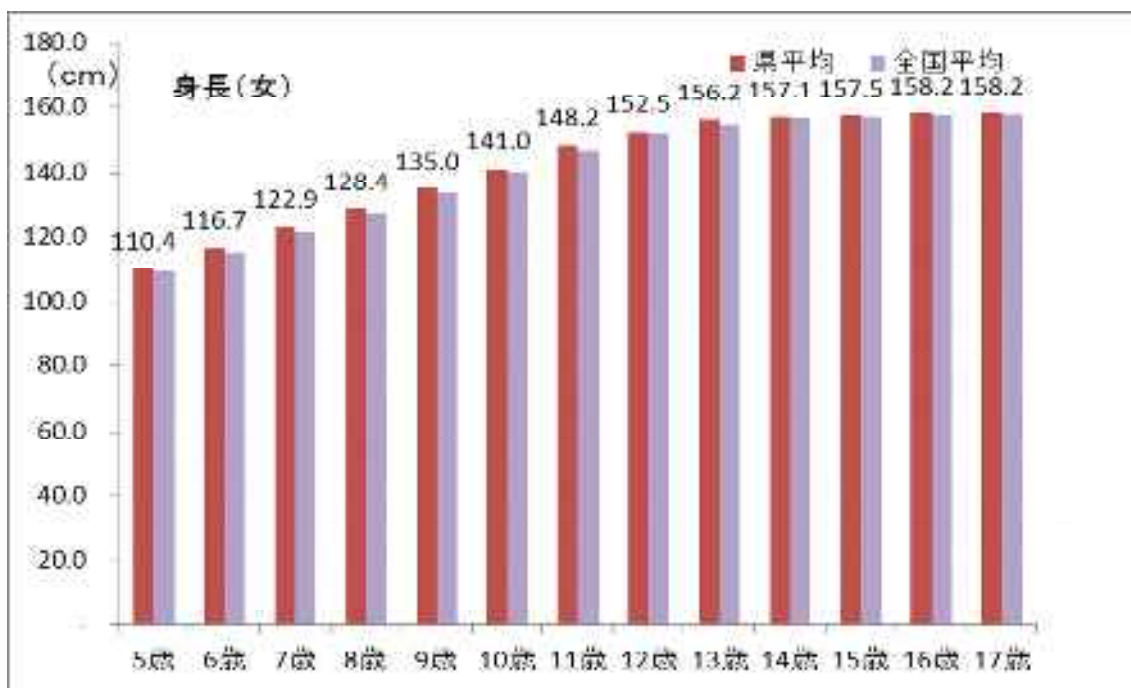
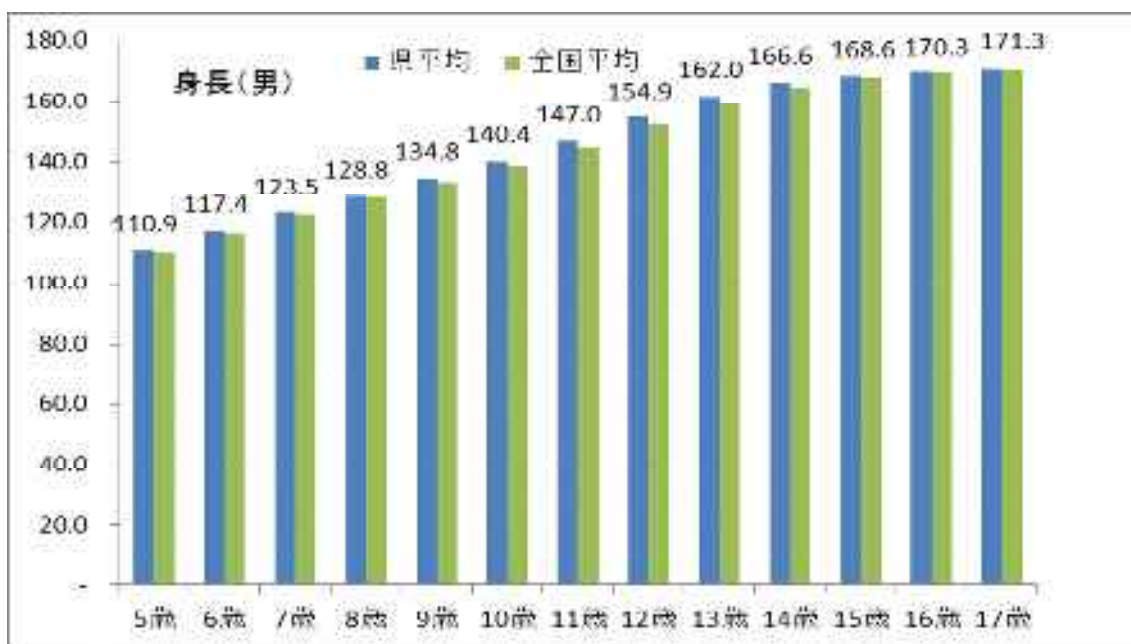
第3章 子ども・若者の健康と安全

1 発育状態について（平成28年度学校保健統計調査）

（1）身長

身長について全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

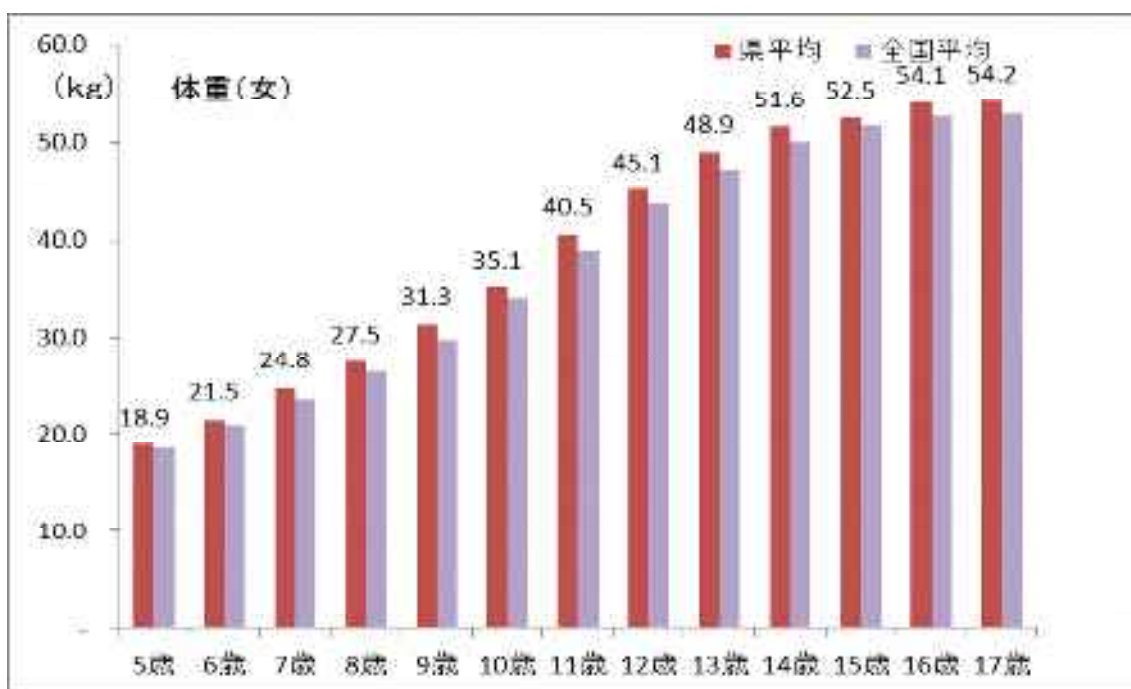
各年齢間の身長差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間で7.9cm、女子が10歳と11歳の間で7.2cmとなっている。



(2) 体重

体重について全国平均と比較すると、男女とも全国平均を上回っており、全国順位についてもほとんどの年齢で上位となっている。

各年齢間の体重差が最も大きいのは、男子が11歳と12歳の間で7.0kg、女子が10歳と11歳の間で5.4kgとなっている。



2 交通事故、自殺について

(1) 子ども・若者の交通事故

ア 交通事故の概要

平成27年中の本県の交通事故は、発生件数2,151件（前年比-119件、5.2%減少）、死者数38人（前年比+1人、2.7%増加）、傷者数2,568人（前年比-251人、8.9%減少）であった。

イ 若年運転者による事故

若年運転者（16歳～24歳）の起こした事故は、発生件数279件（前年比-36件、11.4%減少）で、全発生件数の13.0%を占めている。死者数3人（前年比+1人、50.0%増加）で、全死者数の7.9%を占め、傷者数358人（前年比-55人、13.3%減少）で、全傷者数の13.9%を占めている。

全事故に占める若年運転者の割合

	平成26年			平成27年			増減		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
若年運転者事故	315	2	413	279	3	358	-36	1	-55
全事故	2,270	37	2,819	2,151	38	2,568	-119	1	-251
構成率	13.9%	5.4%	14.7%	13.0%	7.9%	13.9%	-0.9P	2.5P	-0.8P

（資料：県警察本部調べ）

死亡事故の原因

原因	若年運転者(人)			全体(人)		
	26年	27年	増減	26年	27年	増減
前方不注視	1	0	-1	13	2	-11
スピード違反	0	0	0	0	0	0
安全速度違反	0	0	0	1	1	0
酒酔い運転	0	0	0	0	0	0
右側通行	0	0	0	1	12	11
その他	1	3	2	22	23	1
合計	2	3	1	37	38	1

（資料：県警察本部調べ）

(2) 子ども・若者の運転免許人口

平成 27 年 12 月末現在の本県の運転免許人口は、685,477 人(前年比-3,289 人、0.5%減少)であり、うち未成年者(16 歳~20 歳未満)の運転免許人口は、6,967 人(前年比-195 人、2.7%減少)である。全運転免許人口に占める未成年者の運転免許人口は、1.02%である。

未成年者の運転免許人口は減少傾向にある。

運転免許所有者に占める未成年者の割合

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
運転免許人口総数	692,032	691,715	691,168	688,766	685,477
うち未成年者数	7,869	7,617	7,671	7,162	6,967
総数に占める割合(%)	1.14	1.1	1.11	1.04	1.02

(資料: 県警察本部調べ)

(3) 未成年者の自殺

平成 27 年中の県内における自殺者は、278 人(前年比+1 人、0.36%増加)であり、そのうち未成年者(20 歳未満)は 5 人で、全自殺者の 1.8%を占めている。

全自殺者数に占める未成年者の割合

	性別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総数		343	315	297	277	278
	男	224	202	200	193	198
	女	119	113	97	84	80
うち未成年者		6	6	2	3	5
	男	3	2	2	2	非公開
	女	3	4	0	1	非公開
未成年者の割合(%)		1.7	1.9	0.7	1.1	1.8

(資料: 県警察本部調べ)

3 非行少年等の概要

(1) 非行少年等数について

平成 27 年中の非行少年は 217 人で、前年に比べ 30 人 (12.1%) 減少した。このうち刑法犯の犯罪・触法少年は 194 人で、89.4% を占めた。

区分	年別	平成26年	平成27年	増 減	
				数(人)	率(%)
非行少年総数		247	217	-30	-12.1
	うち女子	30	31	1	3.3
ぐ犯少年		2	1	-1	-50.0
	うち女子	1		-1	-100.0
刑法犯・特別法犯		245	216	-29	-11.8
	うち女子	29	31	2	6.9
刑法犯	小 計	204	194	-10	-4.9
	うち女子	25	29	4	16.0
	犯罪少年	156	149	-7	-4.5
	うち女子	23	24	1	4.3
	触法少年	48	45	-3	-6.3
	うち女子	2	5	3	150.0
	特別法犯				
	小 計	41	22	-19	-46.3
特別法犯	うち女子	4	2	-2	-50.0
	犯罪少年	40	21	-19	-47.5
	うち女子	4	2	-2	-50.0
	触法少年	1	1		
	うち女子				

(資料：県警察本部調べ)

犯罪少年：罪を犯した 14 歳以上の少年

触法少年：刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監護に服さない性癖があるなど、一定の理由があってその生活環境に照らして、将来罪を犯し又は刑罰法令に触れるおそれのある少年

特別法犯：刑法及び道路交通法令を除く、例えば、銃刀法、軽犯罪法、廃棄物処理法、児童買春・児童ポルノ法、条例違反など

(2) 罪種別非行少年等数（刑法犯）について

罪種別では窃盗犯が131人と最も多く、全体の67.5%を占めた。

区分		年別	平成26年	平成27年	増 減	
					数(人)	率(%)
総 数			204	194	-10	-4.9
凶悪犯	小 計		3	1	-2	-66.7
	殺 人		1		-1	-100.0
	強 盗		1	1		
	放 火		1		-1	-100.0
	強 姦					—
粗暴犯	小 計		32	24	-8	-25.0
	暴 行		12	7	-5	-41.7
	傷 害		13	12	-1	-7.7
	脅 迫			3	3	—
	恐 喝		7	2	-5	-71.4
	そ の 他					—
窃盗犯			117	131	14	12.0
万 引 き			70	89	19	27.1
知能犯	小 計		5	6	1	20.0
	詐 欺		5	5		
	横 領					—
	偽 造			1	1	—
	そ の 他					—
風俗犯	小 計		1	4	3	300.0
	賭 博					—
	わいせつ		1	4	3	300.0
その他			46	28	-18	-39.1

(資料：県警察本部調べ)

(3) 学識別刑法犯犯罪（触法）について

刑法犯（犯罪・触法）少年（194人）を学職別にみると、高校生（69人）、中学生（51人）、の順に多く、中・高で全体の61.9%を占めた。

区分		年別	平成26年	平成27年	増 減	
					数(人)	率(%)
総 数			204	194	-10	-4.9
学 生 ・ 生 徒	小 計		141	151	10	7.1
	小学生		28	23	-5	-17.9
	中学生		53	51	-2	-3.8
	触 法		20	22	2	10.0
	犯 罪		33	29	-4	-12.1
	高校生		50	69	19	38.0
	大学生		6	5	-1	-16.7
	その他		4	3	-1	-25.0
	有職少年		38	24	-14	-36.8
無職少年		25	19	-6	-24.0	

(資料：県警察本部調べ)

(4) 初発型非行数について

刑法犯（犯罪・触法）少年のうち、128人が初発型非行であり、前年に比べ19人（17.4%）増加した。

このうち万引きが89人と最も多く、初発型非行総数の69.5%を占めている。

区分		年別	平成26年	平成27年	増 減	
					数(人)	率(%)
初発型非行			109	128	19	17.4
窃 盗	万引き		88	115	27	30.7
	オートバイ盗			1	1	-
	自転車盗		18	25	7	38.9
	占有離脱物横領		21	13	-8	-38.1
	刑法犯少年総数		204	194	-10	-4.9
刑法犯少年に占める割合			53.4%	66.0%	12.6pt	

(資料：県警察本部調べ)

(5) 学識別初発型非行数について

初発型非行の学職別では、高校生が49人（前年比14人増）と最も多く、ついで中学生が37人（前年比同）となった。

区分 学職別	平成27年					平成 26年 総数	増 減	
	総数	万引き	オート バイ盗	自転車 盗	占有 離脱物 横領		数 (人)	率 (%)
総 数	128	89	1	25	13	109	19	17.4
うち女子	22	20		2		15	7	46.7
小学生	20	20				15	5	33.3
うち女子	2	2					2	-
中学生	37	28	1	4	4	37		
うち女子	7	7				9	-2	-22.2
高校生	49	30		16	3	35	14	40.0
うち女子	10	9		1		3	7	233.3
大学生	4			1	3	5	-1	-20.0
うち女子						2	-2	-100.0
各種学校生	2	1			1	1	1	100.0
うち女子								-
有職少年	6	4		2		8	-2	-25.0
うち女子	2	1		1			2	-
無職少年	10	6		2	2	8	2	25.0
うち女子	1	1				1		

(資料：県警察本部調べ)

(6) 不良行為少年数について

不良行為で補導された少年（不良行為少年）は975人で、前年に比べて549人（36.0%）減少した。

行為別にみると、「深夜徘徊」が554人と最も多く、次いで「喫煙」が146人であった。

区分	年別	平成26年	平成27年	増 減	
				数(人)	率(%)
総 数		1,524	975	-549	-36.0
飲 酒		91	62	-29	-31.9
喫 煙		239	146	-93	-38.9
薬 物 乱 用		5	1	-4	-80.0
粗 暴 行 為		99	63	-36	-36.4
刃 物 等 所 持		4	1	-3	-75.0
金 品 不 正 要 求		5	5		
金 品 持 ち 出 し		10	13	3	30.0
性 的 い た ず ら		2	3	1	50.0
暴 走 行 為		3	2	-1	-33.3
家 出		65	64	-1	-1.5
無 断 外 泊		16	10	-6	-37.5
深 夜 徘 徊		936	554	-382	-40.8
怠 学		25	10	-15	-60.0
不 健 全 性 的 行 為		19	21	2	10.5
不 良 交 友		2		-2	-100.0
不 健 全 娛 楽		3	20	17	566.7
そ の 他					-

(資料：県警察本部調べ)

(7) 学識別不良行為少年数について

不良行為少年を学識別にみると、高校生が464人と最も多く、全体の47.6%を占めた。

区分	年別	平成26年	平成27年	増 減	
				数(人)	率(%)
総 数		1,524	975	-549	-36.0
未 就 学					-
小 学 生		32	33	1	3.1
中 学 生		228	128	-100	-43.9
高 校 生		676	464	-212	-31.4
大 学 生		20	18	-2	-10.0
各 種 学 校 生		32	25	-7	-21.9
有 職 少 年		306	209	-97	-31.7
無 職 少 年		230	98	-132	-57.4

(資料：県警察本部調べ)

(8) 福祉犯被害少年数について

福祉犯被害少年は 33 人（前年比 7 人減少）で、高校生（18 人）が全体の 54.5% を占めた

区分 法令別	中学生以下		高校生		大学生等		有職少年		無職少年		総数	
	H26	H27	H26	H27	H26	H27	H26	H27	H26	H27	H26	H27
	総数	11	10	17	18	1		6	2	5	2	40
青少年健全育成条例	5	8	13	8			4	1	4	1	26	18
みだらな行為	3	5	1	4			1				5	9
深夜連れだし	2	3	12	4			3	1	4	1	21	9
風営適正化法							1				1	
未成年者飲酒禁止法												
児童福祉法	1										1	
覚せい剤取締法												
児童売春・ポルノ法	1	3	1	3							2	6
児童買春	1										1	
労働基準法												
未成年者喫煙禁止法	4		3	7	1		1	1	1	1	10	9
売春防止法												

(資料：県警察本部調べ)

(9) 被害防止対策

少年の被害を防止するため、教育庁や警察、健全育成機関・団体などにおいて「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「子ども・若者育成支援全国強調月間」のほか、各種会合を通じ、連携を図りながら、広報啓発等の諸活動を実施した。

4 環境浄化の取組について

(1) 秋田県青少年健全育成審議会

審議会は、「秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例」(以下「条例」という。)の適切な運用を図るため知事の諮問機関として設置され、うち環境浄化部会は、青少年育成関係者、学識経験者等11名の委員で構成され、青少年に優良な図書等の推奨、有害な図書・ビデオテープ・興行等を指定するための審議をし、知事に答申している。

平成26年度は4回開催され、青少年に優良な図書4冊を推奨すべきものとの答申がなされた。また、有害図書類として図書20冊を審議し、それぞれが「青少年に有害な図書類として指定を要する。」との答申がなされた。

平成27年度も4回開催され、青少年に優良な図書4冊を推奨すべきものとの答申がなされた。また、有害図書類として図書20冊を審議し、それぞれが「青少年に有害な図書類として指定を要する。」との答申がなされた。

平成26年度の有害図書の指定状況

種 別\指定月	26年6月	26年9月	26年12月	27年3月	計
成人グラビア					
コミック	3	4	2	1	10
風俗情報誌					
パソコン雑誌			1		1
そ の 他	2	1	2	4	9
合 計	5	5	5	5	20

平成27年度の有害図書の指定状況

種 別\指定月	27年6月	27年9月	27年12月	28年3月	計
成人グラビア				1	1
コミック	3	4	5	2	14
風俗情報誌				1	1
パソコン雑誌	1	1			2
そ の 他	1			1	2
合 計	5	5	5	5	20

(2) 立入調査

ア 立入調査員の配置状況

条例に基づき、男女共同参画課、警察本部少年女性安全課、各警察署の少年補導職員が、知事から立入調査員に任命されており、平成28年4月現在、県内に38名が配置されている。

イ 立入調査の実施状況

立入調査は、条例対象施設（書店、図書类等自動販売機等、図書スタンド販売店、ビデオ取扱店、映画館、がん具類店）に対し、毎月定期的を実施し、有害指定図書类等の調査と自主規制の指導等を行っている。

ウ 過去5年間の条例対象施設の推移

(平成27年12月末現在)

区分	図書类等自動販売機等	書店	図書スタンド店	ビデオテープ取扱店	映画館	玩具店	計
23	140	121	542	93	24	64	984
24	129	121	565	91	22	66	994
25	104	121	598	87	21	61	992
26	95	120	621	85	22	60	1003
27	113	125	620	78	22	47	1005

エ 環境浄化調査員の配置状況

環境浄化調査員は、条例の適正な運用を図るため、男女共同参画課に3名が配置され、条例対象施設に対する立入調査、調査の結果の整理、担当区域内の情報収集等、条例の適正な運用に関する業務を行っている。

(表) 地域振興局管内別条例対象施設数

(平成 27 年 12 月 31 日現在)

地域振興局		自動販売機 数	書店	ビデオ店	スタンド・ コンビニ	特定玩具店	映画館	計
鹿角	H26	9	3	2	22	3	0	39
	H27	9	4	2	22	0		37
	増減	0	1	0	0	-3	0	-2
北秋田	H26	23	11	7	57	4	1	103
	H27	23	14	6	54	3	1	101
	増減	0	3	-1	-3	-1	0	-2
山本	H26	14	7	6	44	4	1	76
	H27	14	8	6	44	2	1	75
	増減	0	1	0	0	-2	0	-1
秋田	H26	20	52	44	252	30	15	413
	H27	22	49	38	252	24	15	400
	増減	2	-3	-6	0	-6	0	-13
由利	H26	9	14	7	57	2	0	89
	H27	15	14	7	58	2		96
	増減	6	0	0	1	0	0	7
仙北	H26	18	13	10	89	9	5	144
	H27	18	16	10	94	8	5	151
	増減	0	3	0	5	-1	0	7
平鹿	H26	0	13	5	69	6	0	93
	H27	4	13	5	63	6		91
	増減	4	0	0	-6	0	0	-2
雄勝	H26	2	7	4	31	2	0	46
	H27	8	7	4	33	2		54
	増減	6	0	0	2	0	0	8
計	H26	95	120	85	621	60	22	1003
	H27	113	125	78	620	47	22	1005
	増減	18	5	-7	-1	-13	0	2

第4章 子ども・若者の労働

1 子ども・若者の就業状況

(1) 新規高等学校卒業者の就職率、産業別就職者数

平成28年3月の新規高等学校卒業者の就業状況は、卒業者8,695人のうち、就職者が2,588人となっており、就職率は29.8%となっている。産業別では、製造業が805人、卸売業・小売業が258人、建設業が257人となっている。

	H23.3月卒業	H24.3月卒業	H25.3月卒業	H26.3月卒業	H27.3月卒業	H28.3月卒業
A 卒業者数(人)	9,803	9,441	9,776	9,089	8,899	8,695
B 就職者数(人)	2,749	2,777	2,888	2,732	2,641	2,588
C 就職率(%)	28.1%	29.4%	29.5%	30.1%	29.7%	29.8%
Bの内大学等進学者(人)		1		3	4	1
産業別(人)						
農業・林業	39	43	49	30	47	34
漁業	4	6	2	4	1	7
鉱業・採石業、砂利採取業	5	14	17	10	9	9
建設業	234	265	316	340	312	257
製造業	906	872	751	683	727	805
電気・ガス・熱供給・水道業	108	111	87	70	58	63
情報通信業	31	36	36	32	30	29
運輸・郵便業	101	124	105	134	117	137
卸売業・小売業	267	325	381	297	289	258
金融業・保険業	35	19	25	21	28	36
不動産業・物品賃貸業	6	13	12	24	13	11
学術研究・専門・技術サービス業	13	10	14	26	34	24
宿泊業・飲食サービス業	247	210	223	225	187	190
生活関連サービス業、娯楽業	127	89	151	127	108	89
教育・学習支援業	8	5	2	2	2	2
医療・福祉	240	233	213	207	170	157
複合サービス事業	50	71	48	57	73	72
サービス業	117	85	128	124	146	130
公務(他に分類されないもの)	201	239	312	296	285	275
上記以外	14	7	16	23	5	3

(資料：平成28年学校基本調査)

(2) 新規高等学校卒業者の就職先地域就職者数

平成28年3月の新規高等学校卒業者の地域別の就職先は、就職者2,588人のうち、県内が1,676人、県外が912人となっている。

	H23.3月卒業	H24.3月卒業	H25.3月卒業	H26.3月卒業	H27.3月卒業	H28.3月卒業
総数	2,753	2,777	2,888	2,732	2,641	2,588
県内	1,729	1,762	1,903	1,680	1,743	1,676
県外	1,024	1,015	985	1,052	898	912
摘要(単位:人、県外上位3位)	東京 456 埼玉 128 神奈川 126	東京 444 神奈川 129 埼玉 100	東京 445 神奈川 120 宮城 120	東京 493 宮城 120 埼玉 116	東京 447 宮城 111 埼玉 106	東京 401 宮城 128 神奈川 96

(資料:平成28年学校基本調査)

2 若年層の給与額

若年層の給与額について、企業規模(秋田県内企業)により以下のような相違が見られる。

(単位:千円)

企業規模	10から99人		100から999人		1000人以上	
	決まって支給する現金給与額		決まって支給する現金給与額		決まって支給する現金給与額	
	所定内給与額	所定内給与額	所定内給与額	所定内給与額	所定内給与額	所定内給与額
男女計	230.9	212.1	255.3	233.5	310.8	285.6
～19歳	156.6	148.9	165.2	155.1	174.1	150.9
20～24歳	172.2	162.7	191.2	174.8	216.7	191.8
25～29歳	207.1	187.0	210.2	190.6	266.4	234.7
30～34歳	212.9	195.6	235.8	210.6	257.8	228.0
35～39歳	236.1	215.9	252.3	227.3	309.2	280.5
40～44歳	244.0	220.2	268.6	242.8	322.8	296.5
45～49歳	255.8	224.6	280.4	259.0	376.8	355.1
50～54歳	245.8	225.1	296.8	277.1	380.3	354.0
55～59歳	256.6	242.2	311.9	283.9	353.0	334.9
60～64歳	215.8	204.0	235.5	226.4	267.1	257.2
65～69歳	195.1	189.5	188.3	172.5	179.8	166.0
70歳～	178.8	173.0	213.9	212.6	229.0	208.1

(資料:平成27年賃金構造基本調査)

3 新規学卒者の初任給

平成28年3月の新規学卒者の初任給は、産業別で、大卒者及び高専・短大卒では情報通信業、高卒者では建設業が高い状況となっている。

新規学卒者の初任給（産業別、性別、学歴別）

（単位：千円）

		全 国			秋田県（初任給月額）
		男女計	男	女	計
大 卒	建設業	210.2	213.2	202.5	193
	製造業	202.0	203.3	198.7	198
	情報通信業	212.0	212.5	210.9	221
	運輸業・郵便業	192.8	198.1	185.2	194
	卸売業・小売業	203.8	205.6	201.3	184
	金融業・保険業	202.7	208.3	198.0	214
	飲食店・宿泊業	191.7	194.1	190.4	174
	生活関連・娯楽業	204.8	209.6	201.2	194
	医療・福祉	196.7	196.7	196.8	198
	サービス業	179.0	179.5	178.2	171
高専・短大卒	建設業	184.8	187.0	179.3	161
	製造業	176.8	179.6	171.5	164
	情報通信業	189.3	187.8	194.4	174
	運輸業・郵便業	168.0	174.1	157.6	135
	卸売業・小売業	173.3	174.3	172.1	158
	金融業・保険業	174.4	197.3	172.2	156
	飲食店・宿泊業	167.4	168.6	166.7	157
	生活関連・娯楽業	172.5	173.1	172.2	143
	医療・福祉	179.2	184.1	178.2	154
	サービス業	159.7	157.9	161.1	152
高 卒	建設業	170.3	170.6	163.2	159
	製造業	161.4	162.6	158.4	156
	情報通信業	168.7	172.4	161.5	145
	運輸業・郵便業	161.2	162.6	154.6	154
	卸売業・小売業	161.7	166.0	158.4	149
	金融業・保険業	150.6	151.1	150.6	145
	飲食店・宿泊業	159.2	163.8	156.7	147
	生活関連・娯楽業	165.1	166.3	164.7	146
	医療・福祉	151.5	148.2	152.9	143
	サービス業	148.0	149.5	146.9	141

資料（全 国：厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」企業規模10人以上）
（秋田県：秋田労働局「平成28年3月新規学卒者の初任給情報」）

（注）1 初任給月額は、常用労働者として採用された新規学卒者の初任給の平均値です。
（基本給・定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含みません。）

第3部 子ども・若者行政関係資料

1 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

(1) 条例制定の経緯・特色

ア 条例制定の経過

昭和50年代に入り、社会情勢の変化に伴って、青少年をめぐる社会環境の悪化とともに、少年非行が増え、特に集団による性非行で補導される少年が増加した。

このような状況から県内各層に条例制定を望む声が高まり、昭和53年2月県議会に多数の陳情請願が出された。

議会はこれを採決するとともに、県に対し条例制定を望む決議をした。

県では、この問題について、児童福祉審議会、青少年問題協議会に諮り、青少年問題協議会には専門委員会を設けて意見を求めたほか、県内各界各層から広く意見を聞き、9月県議会に条例案を提出した。

議会で10月2日議決し、10月5日公布され、昭和54年1月1日から施行された。

イ 条例のねらい

青少年が心身ともに健やかに成長することは、すべての県民の願いであり、大人に課せられた責任でもある。青少年が心身ともに健全に成長していくためには、家庭、学校および地域全体が適切なよい環境であることが必要であるため、青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、青少年の健全育成を図ろうとするものである。

この条例は、青少年の行動を制限したり、罰したりするものではなく、あくまでも青少年をすべての大人が守り、育てようというものである。

したがって業界の自主規制と県民運動がそれぞれ有機的な関連のもとに展開されることによって、初めてその実効が期待される。

ウ 条例の特色

前文を設け青少年健全育成の理念を明らかにしたほか、濫用を戒めている。

特に自主規制の章を設け、自主規制に最大の期待をしている。

青少年の健全育成を阻害する行為の規制項目は、最小限度必要なものだけを規定しており、図書類の自動販売機については、届出制を設けた。

エ 条例の内容

(ア) 優良図書類等の推奨

知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上で有益であると認めるものを推奨することができる。

(イ) 青少年健全育成重点地区の設置

学校、図書館、児童福祉施設等の敷地の周囲200メートル以内の区域を青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とし、重点地区では有害な図書類と疑わしいものを収納する自動販売機等を設置しない運動や自動販売機等一斉

点検などの浄化運動を行う。

(ウ) 業界の自主規制

図書類の販売、貸付け、自動販売機及び自動貸出機による図書類の販売、興行の主催、広告物の表示、特定玩具類の販売等をする営業者は、青少年に対して有害と認められるものを販売したり、貸付れたり、見せたり、聞かせたりしないように努めなければならない。

(エ) 有害図書類の販売等の制限

青少年の健全育成のために有害と認められるものは、青少年に売ったり、貸したり、頒布することはできない。

性表現が一定の基準（ページ、描写場面等）に該当するものを有害な図書類として包括し、知事が有害図書類として指定したものとみなす。

図書類とは、書籍、雑誌、絵画、写真、映画フィルム、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シーディー・ロムその他これらに類するものをいう。

(オ) 図書類の区分陳列・表示の規定

図書類の販売又は貸付けをする営業者は、有害図書類と一般図書類を区分陳列するとともに、青少年が読んだり、買ったりしないよう青少年が分かるところに表示しなければならない。

(カ) 有害興行を観覧させることの制限

有害とされた映画や演劇などは、青少年に観覧させることはできない。

興行とは、映画、演劇、演芸、見せ物をいう。

興行であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第4項第2号（ストリップショー、ヌードショー等）の営業は、法律の規制を受ける。

(キ) 有害広告物の規制

青少年を刺激するようなポスターや看板は掲示しないようにしなければならない。

広告物とは、看板、立て看板、広告塔、はり紙、広告板等をいう。

(ク) 有害特定玩具類の販売等の制限

有害と指定された特定玩具類を青少年に売ったり、貸したり、頒布することはできない。

特定玩具類とは、性的感情を刺激する玩具類及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物、その他の玩具類をいう。

(ケ) 自動販売機・自動貸出機による図書類の販売等の制限

図書類の自動販売機及び自動貸出機を設けるときは、知事に届け出なければならない。

また有害と指定された図書は、自動販売機等に収納して販売することはできない。

(コ) 自動販売機等管理者の設置

図書類等の営業者は、自動販売機等を設置する場合は、有害図書類等を自動販売機等から撤去する権限を有する者を設置場所と同一市町村に置かなければならない。

(ク) 質受け・古物買受け等の制限

質屋や古物商の営業者は、保護者の承諾があるなど正当な理由がある場合を除き、

青少年から物品を質受けしたり、買受けしたりなどすることはできない。

(シ) みだらな性行為等の禁止

青少年に対し、みだらな性行為やわいせつ行為をしたり、させたり、またそれらの行為を教えたり見せたりしてはならない。

(ス) 有害行為に使用するための場所の提供等の禁止

みだらな性行為、わいせつ行為、麻薬、覚醒剤、シンナー等の使用、暴力行為、飲酒、喫煙、とばく等が行われていることを知りながら、青少年に場所を提供したり周旋することはできない。

(セ) 深夜連れ出し等の制限

保護者は夜学、夜勤または突発的な用事などの他、深夜（午後11時～翌日の日の出まで）青少年を外出させないようにしなければならない。

また、何人も青少年を深夜に連れ出してはならない。

(ソ) 有害図書類、興業、広告物の指定等

知事が優良図書等の推奨、有害図書類、興行、特定玩具類の指定及び取り消し並びに有害広告物に対する措置命令を行うときは、学識経験者で構成する秋田県青少年健全育成審議会の意見を聴くこととしている。

(タ) その他

① この条例は、業界の自主規制と県民運動及び行政指導により、その効果を期待するところであるが、条項に違反した場合は、罰則が適用されることがある。

② この条例でいう青少年とは、6歳以上18歳未満の者である。

③ この条例は昭和54年1月1日から施行されている。

④ この条例は平成15年10月6日に一部改正され、それぞれ平成16年4月1日から施行されている。なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・優良図書等の推奨を規定
- ・青少年健全育成重点地区の設置
- ・図書類の定義にビデオディスク、シーディー・ロムを明記
- ・有害図書類等の指定方式に包括指定方式を導入
- ・有害図書類の区分陳列と表示義務を明記
- ・自動販売機等管理者の設置を規定
- ・質受け、古物買受けの制限を規定

⑤ この条例は平成18年9月29日に一部改正され、平成19年4月1日から施行されている。

なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

- ・有害図書類等の指定要件に「犯罪および自殺を誘発するもの」を追加
- ・図書类等審査団体の認定
- ・インターネット上の有害情報視聴防止に関する努力義務を規定

⑥ この条例は平成19年3月13日に一部改正され、平成19年6月1日から施行されている。

なお、一部改正の主な項目は、次のとおりである。

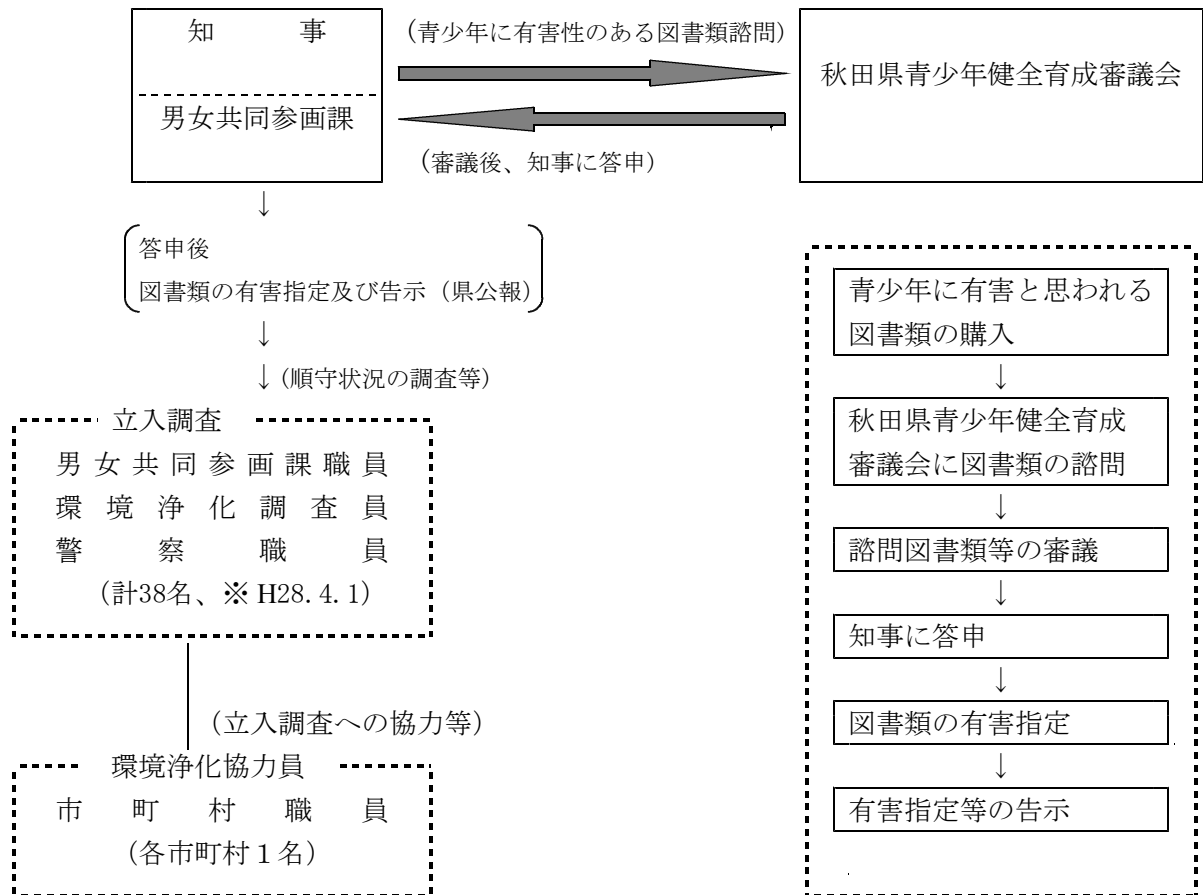
- ・表紙に有害な写真や絵が掲載されている図書類等の取扱方法を規定
- ・有害図書類等の区分陳列方法の基準を設定

⑦ この条例は、平成26年3月28日に一部改正され、平成26年4月1日から施行されている。

- ・「秋田県環境浄化審議会」を「秋田県青少年健全育成審議会」と名称を変更し、審議会の所掌事務として「知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることを」を加えた。
- ・秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）を廃止した。

【参考】

秋田県青少年健全育成審議会系統図



秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

(昭和53年10月5日秋田県条例第33号)

改正	昭和59年12月21日	条例第41号
改正	平成4年3月31日	条例第16号
改正	平成11年3月19日	条例第20号
改正	平成12年3月29日	条例第48号
改正	平成15年10月6日	条例第59号
改正	平成18年9月29日	条例第74号
改正	平成19年3月13日	条例第17号
改正	平成21年5月29日	条例第39号
改正	平成26年3月28日	条例第50号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例をここに公布する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 青少年の健全育成の推進（第5条－第5条の3）

第3章 青少年の健全育成のための自主規制等（第6条－第8条の2）

第4章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制（第9条－第19条）

第5章 秋田県青少年健全育成審議会（第20条－第24条）

第6章 雑則（第25条・第26条）

第7章 罰則（第27条－第29条）

附則

青少年が心身ともに健やかに成長することは、県民すべての願いである。

この願いは、青少年が、次代を担う者としての責任と誇りを自覚し、自らを律するとともに、県民すべてが、青少年に対し深い愛情と理解を持ち、豊かな心とたくましい意

欲のある社会人としての人間形成ができるよう、よりよい環境づくりに努め、健全な育成を図ることにより、実現されるものである。

ここに、新たな自覚と決意の下に、この条例を制定するものである。

この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、その運用に当たっては、いやしくもこれを濫用し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全育成に関する施策を推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を浄化し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、青少年の健全な育成を図るため総合的な施策を講ずるものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策と相まつて、地域の実情に即した施策を推進するように努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、青少年の健全な育成を図ることがその責務であることを深く認識し、健全な家庭及び良好な社会環境をつくるように努めるものとする。

第2章 青少年の健全育成の推進

(健全育成の推進)

第5条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次の各号に掲げる事項を内容とする施策を推進するものとする。

- (1) 青少年の自主的活動の助長に関すること。
- (2) 青少年育成団体及び青少年団体の育成に関すること。
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備に関すること。
- (4) 青少年健全育成施設の整備に関すること。

(優良図書等の推奨)

第5条の2 知事は、書籍、映画、演劇その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図る上において有益であると認めるものを推奨することができる。

2 前項の規定による推奨は、告示してしなければならない。

(青少年健全育成重点地区)

第5条の3 次に掲げる施設の敷地の周囲 200メートル以内の区域は、青少年の健全な育成を図るため重点的に施策を推進すべき地区とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

(2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 知事は、前項の地区において青少年の健全な育成を図るために講ずべき施策に関し、計画を定めるものとする。

3 知事は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第3章 青少年の健全育成のための自主規制等

(定義)

第6条 この章以下（第5章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、青少年を現に監督保護するものをいう。

(3) 図書類 書籍、雑誌その他の出版物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録音テープ、録音盤、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。

(4) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号の営業に係るものを除く。

(5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立て看板、貼紙、貼札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(6) 特定玩具類 性的感情を刺激する玩具その他の物品（図書類を除く。）及び人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのある刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）、玩具その他の物品をいう。

（図書類の販売等の自主規制）

第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

(1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類であつて、当該書籍等の表紙、当該図書類の容器等の直接人の目に触れる部分に前項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載するものを陳列するとき、当該図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとるよう努めなければならない。

3 興行を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に観覧させないように努めなければならない。

4 広告物の広告主又は管理者は、広告物の内容の全部又は一部が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を表示し、又は頒布しないよう努めなければならない。

5 特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は見せないように努めなければならない。

(自動販売機等への図書類等の収納の自主規制)

第8条 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)による図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

2 自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者は、特定玩具類の形状、構造又は機能が前条第1項第1号に該当すると認めるとき又は人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を自動販売機に収納しないように努めなければならない。

(インターネットの利用による有害情報の視聴の防止)

第8条の2 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、特定の条件を選択することにより当該条件に合致する情報を受けることができないようにする機能(次項において「情報制限機能」という。)を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報(次項において「有害情報」という。)を青少年に見せ、又は聴かせないように努めなければならない。

2 電子公告規則(平成18年法務省令第14号)第2条第9号に規定するプロバイダ及びインターネットを利用することができる通信端末機器(入出力装置を含む。)の販売又は貸付けを業とする者は、青少年がインターネットを利用して有害情報を容易に見、又は聴くことができないようにするため、情報制限機能に係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

第4章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第9条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する図書類は、前項の規定により指定された図書類とみなす。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での性的感情を刺激する姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（次号において「性的感情を刺激する姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が20以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページ（表紙を含む。）の総数の五分の一以上であるもの
- (2) 録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものであつて、性的感情を刺激する姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20以上であるもの
- (3) 図書類の内容を審査する団体で知事が適当と認めるものがその内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当するとして青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認めたもの

3 知事は、前項第3号の規定による団体の認定をしたときは、その名称及び当該団体が定めた青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないとして認められた図書類に関する表示の方法を告示しなければならない。当該団体の認定を取り消したときも、同様とする。

4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された図書類及び第2項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」と総称する。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せ、又は聴かせてはならない。

- 5 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して容易に監視できる場所に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置として規則で定める措置をとらなければならない。
- 6 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列する場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、譲り受け、借り受け、読み、見、又は聴いてはならない旨の表示をしなければならない。
- 7 知事は、前2項の規定に違反していると認められる者に対し、相当の猶予期限を付けて、有害図書類の陳列の方法若しくは場所の変更又は前項の表示の実施若しくは方法の変更を命ずることができる。

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第10条 知事は、興行の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- 2 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。
- 3 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(有害広告物の規制)

第11条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(有害特定玩具類の指定及び販売等の制限)

第12条 知事は、特定玩具類の形状、構造又は機能が第9条第1項第1号に該当すると認めるとき又は著しく人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該特定玩具類を青少年に有害な特定玩具類として指定することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する特定玩具類は、前項の規定により指定された特定玩具類とみなす。

- (1) 下着の形状をした玩具
- (2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、
包装箱その他のものに収納されている物品
- (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する玩具であつて、規則で定める形状、
構造又は機能を有するもの

3 特定玩具類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定された特定玩具類及び前項各号のいずれかに該当する特定玩具類（以下これらを「有害特定玩具類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

（自動販売機等への有害図書類等の収納の制限等）

第13条 自動販売機等による図書類の販売若しくは貸付け又は自動販売機による特定玩具類の販売を業とする者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）は、有害図書類又は有害特定玩具類（以下「有害図書類等」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定玩具類（以下「図書類等」という。）について第9条第1項又は前条第1項の規定による指定があつたときは、当該図書類等を直ちに撤去しなければならない。

3 知事は、有害図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等取扱業者に対し当該有害図書類等の撤去を命ずることができる。

4 図書類等を収納する自動販売機等を設置しようとする者は、設置しようとする日の10日前までに、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置しようとする場所、次条第1項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは変更しようとする日の10日前までに、その届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは廃止した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

6 自動販売機等取扱業者は、規則で定めるところにより、当該自動販売機等の表面の見やすい箇所に氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）その他規則で定める

事項を表示しなければならない。

7 前各項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置し、又は設置しようとしている自動販売機等については適用しない。

(自動販売機等管理者の設置)

第13条の2 自動販売機等取扱業者は、自動販売機等ごとに、自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 有害図書類等を当該自動販売機等から撤去する権限を有すること。

(2) 当該自動販売機等が設置されている市町村の区域その他有害図書類等の撤去に支障がないと知事が認める範囲内の区域に居住していること。

(3) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。

(質受け及び古物買受け等の制限)

第13条の3 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

2 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から古物を買受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

3 前2項の規定は、当該青少年が保護者の委託を受け、又はその承諾を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第14条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し第1項に規定する行為を教え、又は見せてはならない。

(有害行為に使用するための場所の提供等の禁止)

第15条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を知つて、その場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為若しくはわいせつな行為又はこれらの行為を教え、若しくは見せる行為
 - (2) 麻薬、大麻又は覚せい剤を使用する行為
 - (3) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料をみだりに摂取し、又は吸入する行為
 - (4) 暴力行為
 - (5) 飲酒又は喫煙
 - (6) とばく
- (深夜連れ出し等の制限)

第16条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、青少年を深夜（午後11時から翌日の日の出時までの時間をいう。次項において同じ。）に外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、正当な理由がある場合のほか、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

第17条 削除

(有害図書類等の指定の取消し)

第18条 知事は、第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

(有害図書類の指定等の告示)

第19条 第9条第1項、第10条第1項及び第12条第1項の規定による指定並びに前条の規定による指定の取消しは、告示してしなければならない。

第5章 秋田県青少年健全育成審議会

(設置及び所掌事務)

第20条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、秋田県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 第5条の2第1項の規定による推奨

- (2) 第9条第1項、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定
- (3) 第9条第2項第3号の規定による団体の認定及び当該団体の認定の取消し
- (4) 第11条の規定による措置命令
- (5) 第18条の規定による指定の取消し

2 知事は、前項各号に掲げる推奨、指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

3 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定、団体の認定若しくは当該団体の認定の取消し、措置命令又は指定の取消しをしたときは、次に招集される審議会の会議においてその旨を報告しなければならない。

4 審議会は、第1項の規定による調査審議をするほか、知事の諮問に応じ青少年の健全な育成及び青少年を取り巻く社会環境の浄化に関する重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、青少年の健全育成に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第22条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第23条の2 審議会に、部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 第22条（第1項を除く。）及び前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第22条第2項及び4項並びに前条第2項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（委任規定）

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑則

（立入調査）

第25条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その職員に、図書類を販売し、若しくは貸し付ける場所、興行を行う場所、広告物を表示し、若しくは頒布する場所、特定玩具類を販売する場所又は自動販売機等を設置する場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第1項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（規則への委任）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第27条 第14条第1項又は第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第14条第3項又は第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第4項、第10条第2項、第12条第3項又は第13条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) 第11条の規定による措置命令に従わなかった者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第7項又は第13条第3項の規定による命令に従わなかった者

(2) 第10条第3項、第13条の3第1項若しくは第2項又は第16条第2項の規定に違反した者

(3) 第13条第4項又は第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第25条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提出を拒み、若しくは忌避し、又は虚偽の資料を提出した者

5 第14条又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第1項又は第2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

第29条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に図書類を収納する自動販売機を設置している者は、規則で

定めるところにより、昭和54年1月20日までに、自動販売機の設置場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による届出をした者は、第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 第13条第4項の規定による届出は、同項の規定の施行前においても行うことができる。
- 5 第9条第2項第3号の規定による団体の認定があつた際現に当該団体により青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聴かせることが適当でないと認められている図書類は、当該認定の日において、同条第1項の規定により指定された図書類とみなす。

[次のよう] 略

附 則（昭和59年条例第41号）

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第16号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第20号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第48号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第4項に規定する自動販売機等（以下「自動販売機等」という。）を設置している者は、平成16年4月30日までに、同項の規定により知事に届け出なければならないものとされる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、自動販売機等が法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている場合は、適用しない。
- 4 附則第2項の規定による届出をした者は、新条例第13条第4項の規定による届出をしたものとみなす。
- 5 この条例の施行の日から平成16年4月10日までの間に自動販売機等を設置しようとする場合における新条例第13条第4項の規定の適用については、同項中「設置しようとする日の10日前まで」とあるのは、「平成16年4月1日」とする。
- 6 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違法行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則（平成18年条例第74号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第5条の3第1項の改正規定は平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第9条第2項第3号の規定による団体の認定については、知事は、この条例の施行前においても秋田県青少年環境浄化審議会の意見を聴くことができる。

附 則（平成19年条例第17号）

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（秋田県青少年問題協議会条例の廃止）

2 秋田県青少年問題協議会条例（昭和28年秋田県条例第67号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第20条第1項の秋田県青少年環境浄化審議会の委員である者の任期は、この条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第21条第3項の規定にかかわらず、同日に満了する。

（特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

4 特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年秋田県条例第35号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

(昭和53年11月28日秋田県規則第64号)

改正 昭和60年1月25日秋田県規則第1号

改正 平成8年3月26日秋田県規則第15号

改正 平成16年3月16日秋田県規則第4号

改正 平成19年3月30日秋田県規則第15号

改正 平成19年12月26日秋田県規則第75号

改正 平成26年3月28日秋田県規則第21号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則をここに公布する。

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多数の青少年の利用に供される施設)

第2条 条例第5条の3第1項第4号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（同法第125条第2項に規定する高等課程を有するものに限る。）

(2) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で知事が告示で定めるもの

(自主規制に係わる図書類が容易に青少年の目に触れない措置)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める措置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) カーテン、ついたてその他の物により図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該図書類を陳列すること。

(2) 当該図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

(有害図書類の内容)

第4条 条例第9条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のい

ずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ① 大たい部を開いた姿態
- ② 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ③ 自慰の姿態
- ④ 排せつの姿態
- ⑤ 愛ぶの姿態
- ⑥ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- ① 性交又はこれを連想させる行為
- ② ごうかんその他の陵辱行為
- ③ 同性間の行為
- ④ 変態性に基づく性的な行為

2 条例第9条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（有害興行の指定に関する掲示）

第5条 条例第10条第3項の規定による掲示は、様式第1号による標示によってしなければならない。

（有害図書類が容易に青少年の目に触れない措置）

第6条 条例第9条第5項の規則で定める措置は、青少年が当該有害図書類を見ることを容易に制止することができ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) カーテン、ついたてその他のものにより図書類を陳列する場所の一部を仕切ることによって外部から容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に当該有害図書類を陳列すること。

(2) 当該有害図書類を、当該書籍等の背表紙のみが見えるようにして陳列すること、当該有害図書類の名称のみが見えるようにして陳列することその他の当該有害図書類の直接人の目に触れる部分のうち条例第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる写真又は絵を掲載する部分以外の部分のみが見えるようにして陳列すること。

(3) 当該有害図書類をひも等で縛り、若しくはプラスチックフィルム等で包装すること又は当該有害図書類にシール等で封をすることによって当該有

害図書類に掲載されている条例第9条第1項各号のいずれかに該当する写真又は絵を容易に見ることができないようにすること。

(有害特定玩具類の形状等)

第7条 条例第12条第2項第3号の規則で定める形状、構造又は機能を有する特定玩具類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着することができる構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

(自動販売機等の設置に関する届出事項等)

第8条 条例第13条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機等の所有者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (2) 自動販売機等取扱業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (4) 自動販売機等管理者の電話番号
- (5) 自動販売機等の設置予定年月日
- (6) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類等の種類

2 条例第13条第4項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によってしなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等管理者の承諾書及び住民票の写し
- (2) 自動販売機等の設置場所の提供者が当該自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面の写し

4 知事は、条例第13条第4項の規定による届出があったときは、直ちに様式第2号による表示札を当該届出に係る自動販売機等取扱業者に対して交付するものとする。

5 条例第13条第5項の規定による届出は、別に定める様式による届出書によってしなければならない。

6 第3項の規定は、条例第13条第5項の規定による変更の届出（自動販売機等管理者又は自動販売機等の設置場所の提供者に係るものに限る。）をする

場合について準用する。

7 条例第13条第6項の規則で定める事項は、自動販売機等取扱業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）及び電話番号並びに自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号とする。

8 条例第13条第6項の規定による表示は、第4項の規定により知事が交付する表示札によってしなければならない。

（立入調査員証）

第9条 条例第25条第3項に規定する証明書の様式は、様式第3号によるものとする。

附 則

1 この規則は、昭和54年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項の規定は、昭和53年12月1日から施行する。

2 第3条第1項及び第2項の規定は、条例附則第2項による届出について準用する。

附 則（昭和60年規則第1号）

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成8年規則第15号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第75号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成26年規則第21号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づく推奨図書等一覧

ア 書籍

	申出者	書名	発行所	推奨理由
1	秋田県書店商業組合	がんばれ「ガクちゃん」先生 脳性まひの現役中学校教師の奮戦記	小学館	秋田の中学校に勤務する三戸学さんは、脳性まひの教員である。ハンディを持つ教員という見方だけでなく、「納得のいくまで挑戦する」ということの大切さを考えるきっかけとなると思われ、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年5月21日		
2	同上	Say “No” やめて!” といおう — 悪い人から自分を守る本 —	岩崎書店	子どもが身を守る方法を、親と一緒に話し合うテキストとなる本であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年5月21日		
3	同上	「車いすの犬チャンプ」 ～ぼくのうしろ足はタイヤだよ～	ハート出版	交通事故で下半身不随となった犬の「チャンプ」。飼い主は「安楽死」ではなく、チャンプとともに生きることを選び、チャンプもそれに応えて懸命に生きていく。ひとつの「いのち」の力強さを教えてくれます。
	告示日	平成16年9月24日		
4	同上	さとうきび畑の唄	汐文社	イラク戦争が起きているいま、現代の子どもたちが「テレビの中のこと」「遠い国のこと」と考えるのではなく、かつて自分達の国も戦争をしていた事、その中で必死に生き抜こうとした家族のお話を通して、戦争と平和についてクラスや家族で話し合えるきっかけとなる本です。
	告示日	平成16年9月24日		
5	同上	ふるさとお話の旅秋田 「秋田のとっぴん語り」	星の環会	郷土の伝説、昔話を郷土の言葉で、親が子へ、祖父母が孫へ語ることのきっかけとなり、郷土愛を育む本です。
	告示日	平成17年9月22日		
6	同上	みんな本を読んで大きくなった	メディアパル	この本では青少年が知性と感性を磨くうえで読書の大切さを訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成17年11月22日		
7	同上	ほんのすこしの勇気から	求龍堂	この本では難民問題を通じて思いやりの大切さや国際援助への理解を訴えており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年1月20日		

	申出者	書名	発行所	推奨理由
8	秋田県書店商業組合	この子はこの子でいいんだ 私は私でいいんだ	一万年堂出版	今の子どもたちの様々な問題の解決を「母親のサポート、子育て支援」という、これまでにない視点から捉え直した本で、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年3月17日		
9	同上	ハッピーバースディ	金の星社	心理的虐待を犯してきた両親やいじめにあった子どもたちが、人と人との関わりを通じ、いくつもの殻を破りながら前向きに生きていこうと変わっていく様を描いており、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年5月23日		
10	秋田県よい本をすすめる会	逆転の翼ペンシルロケット物語	新日本出版社	秋田の青少年に、日本の宇宙開発の初期に秋田県がいかに貢献していたかを知ってもらおうと同時に、宇宙開発に携わった科学者達の探求心を学ぶことができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年7月21日		
11	同上	いのちの作文 難病の少女からのメッセージ	ハート出版	大腿骨骨肉腫で13歳で命を閉じた瞳さんは、病床でも好きな絵を描き続け、入院中の幼い子どもたちに贈り励ましていた。難病に立ち向かいながら懸命に生きた彼女から「いま生きていることの喜びと命の大切さ」のメッセージが込められた本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年9月26日		
12	同上	仲間と。がんと向きあう子どもたち	岩崎書店	小児ガンを経験した若者たちが自分たちの経験をふりかえり、今思うこと考えることを綴っている。理不尽な病気と向きあって精一杯闘い、仲間とともにその体験を昇華、前向きの力に変えつつある彼らの物語から多くのものを汲み取ることができる本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成18年11月21日		
13	秋田県書店商業組合	キャッチャー・イン・ザ・フライ	白水社	この本では、十代の若者が誰しも味わう思春期の孤独感や疎外感等の本質を捉えているため若い世代の共感を呼ぶとともに、親子で同じ本を読み感想を話し合うきっかけにもなるため、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成19年1月19日		

	申出者	書名	発行所	推奨理由
14	秋田県よい本をすすめる会	だれか、ふつうを教えてください！	理論社	ほぼ全盲である著者が実体験を通じて感じた障害者と健常者との意識の違いや、他者を尊重し認め合い共生していこうと訴えている本であり、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。
	告示日	平成19年3月16日		
15	秋田県書店商業組合	散るぞ悲しき	新潮社	第二次世界大戦の最も過酷な戦況の中で、なお、家族や部下への思いやりを示した硫黄島総指揮官の人格にふれることは、青少年の人格形成に有益である。
	告示日	平成19年7月20日		
16	秋田県よい本をすすめる会	娘よ、ここが長崎です	くもん出版	青少年に戦争の怖ろしさ、悲惨さ、愚かさを訴え、人間の幸せや命の尊さについて自覚させる書である。1985年の初版以来、22年間ロングセラーを続けてきたノンフィクションで、著者永井隆博士の平和への願いを語り伝える内容となっている。
	告示日	平成19年11月16日		
17	同上	遺伝子が語る「命の物語」	くもん出版	日本を代表する世界的な生命科学者、村上和雄氏から青少年へのメッセージとも思われる「命の大切さ」「生きることのすばらしさ」を問う内容となっている。青少年への優しいメッセージ性に富み、人生への示唆と勇気を与えるものと考えます。
	告示日	平成21年1月23日		
18	えがおの会（代表）	北の牧場こまるワニ	パレード	秋田の四季を模したされる風景を背景とし、動物の親子の情愛・生命力が鮮やかに描かれている。また、周囲とは違う存在であっても成長後に社会で大きな活躍ができることを示唆し、青少年の健全な心身の育成に資すると認められる。
	告示日	平成21年11月20日		
19	環境浄化審議会委員	村守る、命かけても	秋田魁新報社	天保の大飢饉で、秋田県の地元村民を飢餓から救うために私財を投げ打って貢献した聖農高橋正作の実話が紹介され、青少年に生きる力や奉仕の精神を呼び起こさせる内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
20	同上	走りたいよう天国の草原を	同上	義足を着けたキリンがひたむきに生きる姿を紹介しながら、青少年に相手を思いやる心や命の尊さ、勇気を呼び起こさせる内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		

	申出者	書名	発行所	推奨理由
21	環境浄化審議会 委員	どうしても描 きたかった60 年前のえにつ き	小学館 おくやまひ さし	終戦直後の秋田の人々の暮らしぶりや自然 の素晴らしさを平易な文章とイラストにより 描いたものであり、青少年の郷土愛を育む内 容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
22	同上	ウミガメと少 年	スタジオジ ブリ	戦争により海岸に砲撃を受けて逃げまどう 少年と、その海岸で淡々と産卵するウミガメ とのそれぞれの生き様を物語にし、背景画を 用いて、青少年に平和と生命の尊さと呼ばけ る内容となっている。
	告示日	平成22年9月17日		
23	同上	まぼろしの大 陸へ 白瀬中尉南極 探検物語	岩崎書店	未知の世界に挑んだ不屈の精神、何事にも 勇気をもって挑戦する姿を次代の担い手であ る子どもたちに生き生きと伝えている。年齢 を問わず、人間としての魅力に引き込まれて しまう郷土の偉人伝である。
	告示日	平成22年12月14日		
24	同上	伊藤永之介童 話作品集	無明舎出版	山村で暮らす人々が貧しいながらも助け合 う様子が描かれており、当時の言葉遣いによ り秋田県人らしい優しさや温かみを感じるな ど、青少年の郷土愛を育む内容となっている。
	告示日	平成23年3月18日		
25	同上	金子みすゞ詩 集百選 「こだまでし ょうか、いい え、誰でも」	ミヤオビパ ブリッシン グ	自分が育った地域の情景を題材として、自 分の感性そのままに素直に詩っている。自然 や、そこに生きる万物の生命を尊重しており、 読む者を純粹で優しい気持ちにしてくれる詩 集である。
	告示日	平成23年12月9日		
26	読書ボランティア グループ森の 実	「満月をまっ て」	あすなる書 房	人種への偏見の中で崩れていく少年。その 少年が、高い技術と職人の心を持つ父親や周 囲の大人、自然に見守られて成長していく過 程が描かれており、青少年が心身ともに成長 するための示唆に富んだ物語である。大人に も読んでほしい本である。
	告示日	平成24年9月11日		
27	秋田県子ども読 書支援センター 員	としょかんラ イオン	岩崎書店	きまりを重んじる図書館で、そのきまりを 守ると約束して楽しみに通っていたライオン が、ある日友人を助けるために約束を破って しまう。 「きまり」の本当の意味や、人とのかわり の中で大切なものは何かをじっくり考えさ せられる本である。
	告示日	平成25年6月11日		

	申出者	書名	発行所	推奨理由
28	秋田県子ども読書支援センター員	ありがとう、フォルカー先生	岩崎書店	LD（学習障害）に苦しみ、またそのためにいじめられていた主人公が、フォルカー先生と会うことによって自分に自信を取り戻し、障害を克服していく。あるがままを受け止めてくれる深い愛、苦手なものに立ち向かう強い心、個々の違いを受け止め認める気持ちなど、大切なことを教えてくれる本である。
	告示日	平成25年9月10日		
29	同上	羽州ものがたり	角川書店	平安時代、過剰な税の取立てと飢饉に苦しみ羽州の人々が起こした「元慶の乱」を題材とした歴史小説である。主人公の若い娘を通して人々の絆や力強い生き方が描かれており、舞台となる秋田への郷土愛を育むことができる作品である。
	告示日	平成25年12月10日		
30	同上	一さつのおくりもの	株式会社講談社	童話の主人公は、とても大切にしていた絵本を、大雨で困っている見知らぬ友達のため、迷いながらも自分で決めて手放すことにした。相手を思いやる気持ち、人のために何かをすることが、自分の喜びにつながることを優しく教えてくれる絵本である。
	告示日	平成26年6月10日		
31	同上	きみの町で	株式会社朝日出版社	自分が正しいと思っていることでも、それは他人から見るとその限りではない。電車の中で、教室で、友達関係で、迷うことや不自由なことがたくさんある。しかし、そこで悩むことも、悪いことではないのかもしれない。たくさん考えて、自分なりの答えを探してほしい短編集である。
	告示日	平成26年9月9日		
32	同上	約束しよう、キリンのリンリン	株式会社フレール館	キリンをもう死なせたくないという思いから、ハズバンダリー・トレーニングを学び実践した秋田市大森山動物園の飼育員たちの奮闘記である。 生きる力、喜び、生命を尊重する心を育み、青少年の健全育成に資する図書である。
	告示日	平成26年12月9日		
33	同上	綾瀬はるか「戦争」を聞く	株式会社岩波書店	原爆を体験した祖母を持つ広島出身の女優綾瀬はるかさんが、各地の被爆者や戦争関係者を訪ね、インタビューをした記録である。綾瀬さんを通して戦争体験者一人ひとりの思いが受け取れる大切な記録になっており、辛い戦争の記憶を次世代の青少年に語り継いでもらいたい。
	告示日	平成27年3月10日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
34	秋田県子ども読書支援センター員	ランドセルは海を越えて	株式会社ポプラ社	この本は、海外で死と隣り合わせで生きる子どもたちにランドセルを贈る活動を紹介し、ランドセルをもらい喜ぶ子どもたちの笑顔が満載である。命の尊さを知っている子どもたちを通して、生きていること、勉強すること、将来のことについて等を深く青少年に考えてもらいたい。
	告示日	平成27年6月9日		
35	同上	むのたけじ 100歳のジャーナリストからきみへ [学ぶ]	株式会社汐文社	この本は、納得のいく人生を送るためにも、幼少青年期に存分に学び、たくさんの友をつくって、一緒に遊び楽しんでほしいと願う作者が、若い読者に向けて贈った“言葉”集である。100歳の現役ジャーナリストの経験や知恵がふんだんに盛り込まれ、未来を担う子ども達への健やかに力強く生きていってほしいという思いが伝わってくる自己肯定感にもつながる内容である。
	告示日	平成27年9月11日		
36	同上	10代からの情報キャッチボール入門 使えるメディア・リテラシー	株式会社岩波書店	普段、何気なくネットを使っている私たち。このネット上には無数の情報が飛び交っている。ちょっとしたことで誰もが簡単に情報の被害者にも加害者にもなってしまう恐れがあるネット。この本では情報をもっと上手に受け止め、届けられるよう4つの「ギモン」と「ジモン」を学ぶことができる。メディアリテラシーの入門になる本である。
	告示日	平成27年12月8日		
37	同上	鳥海山の空の上から	株式会社小峰書店	夏休み、初めての一人旅で父方の祖父の故郷、鳥海山のふもと矢島を訪れた小5の翔太は、そこで自分と血のつながりのある祖父の妹のお波さんやハトコのユリアと交流を深めていく。初めて見る先祖の写真に、お波さんは、先祖の命が受け継がれていくことと代々どの命も自然の恵みで生きのびることが出来たことを話す。翔太は矢島に自分のルーツを感じていく。その矢島の象徴として雄大な鳥海山がとても身近に存在感大きく描かれている。秋田を故郷とする子どもたちにぜひ読んでもらいたい作品である。
	告示日	平成28年3月15日		
38	同上	16歳の語り部	株式会社ポプラ社	東日本大震災から5年。語り部の3人は津波で被害を受けた地区の出身で当時小学5年生だった。5年生といえば何も分からない年齢ではない。その彼らが「あの日、あのとき、何が起こったのかを理解できた最後の世代で、しかも、その体験を自分の言葉で伝えられる最後の世代だ。」と、当時の体験から今に至るまでを語り出した。彼らがなぜ語ろうとするのか、何を伝えたいのか。同世代だからこそのわかることもたくさんあるはず。ぜひ同世代の人たちを中心に読んでもらいたい。
	告示日	平成28年6月10日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
39	秋田県子ども読書支援センター員	風をつかまえたウィリアム	株式会社さ・え・ら書房	主人公のウィリアム・カムクワンバは、14歳のとき干ばつによる貧困で学校をやめなければならなくなる。しかし、近くの図書館で風車のことを知り、身の回りの廃品を使いながら、手づくりで風車を完成させる。村に初めてあかりが灯り、地下水の汲み上げにより干ばつにも苦しめられなくなる。2000年以降のアフリカマラウィでの実話。子どもは大人がしてあげなければ何もできない無力な存在ではない。どんな過酷な状況でも、自分の力を信じ、やれることから始めてみる、決してあきらめないというエールをこの作品からも感じてほしいと願い推奨する。
	告示日	平成28年9月13日		
40	同上	16歳からの交渉力	株式会社実務教育出版	部活や進路、おこづかいなど、さまざまな悩みを抱えた16歳の高校生たちが、大学のT教授のもとで模擬授業を受けるという、読みやすいストーリー仕立ての本です。高校生たちの失敗例に「ある、ある」と共感しながら読んでいくと、交渉学とは、身近な学生生活から社会人となってからも、問題解決に役立つ実践的な学問であることが分かってきます。交渉学の基本である「相手のニーズや目標、思いなどを効果的に聞き出す力」を身につけ、周囲とのコミュニケーションを築き、自分の夢も叶えていってほしいと思います。
	告示日	平成28年12月9日		

イ 映画

	申出者	題名	発行所	推奨理由
1	長編アニメーション映画「ハードル」秋田県内上映を成功させる県民の会事務局長 吉田 幸雄	長編アニメーション映画「ハードル」	長編アニメーション映画「ハードル」製作委員会	子どもたちに起きている問題の真実に迫り、子どもたちや大人に問題を乗り越えていく勇気を与える作品であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
	告示日	平成16年5月21日		
2	(有)秋田県映画センター代表取締役 小玉 正憲	長編アニメーション映画「あした元気にな～れ!～半分のさつまいも～」	長編アニメーション映画「あした元気にな～れ!～半分のさつまいも～」製作委員会	日本の21世紀を担っていく子ども達や若者が過去を理解し、事実を見つめることはこれからの未来を隣人と共に生きていくためにはとても大切なことです。この映画を鑑賞した後で考え、話し合っていたことが青少年の健全育成に有益であると認められる。
	告示日	平成17年5月20日		

	申出者	題名	発行所	推奨理由
3	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	長編アニメーション映画 「ガラスのうさぎ」	(有) ゴー ゴービジュアル企画ほか	12歳の少女が東京大空襲の体験を通して戦争の悲惨さを知り、その後の混乱と厳しい生活を生き抜きながら平和への願いを渴望する作品であり、これを観て話し合い考えてもらうことにより、青少年が情操を高め、豊かな知識と教養を深めることに寄与するものであると認められる。
	告示日	平成17年9月22日		
4	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	ドキュメンタリー 「プライドinブルー」	制作者バイ オタイド 監督 中村和彦	2006年ドイツで開催された知的障害者国際サッカー大会出場の日本選手を追ったドキュメンタリー映画。代表選手の生い立ちや家族の思い、日本選手としてのプライドなどが感動的に描かれており、選手と同年代の青少年に勇気と夢を持つことの大切さを訴える。
	告示日	平成19年7月20日		
5	(有)秋田県映画センター 事務局長 吉田 幸雄	映画 「ブタがいた教室」	日活	人間としての愛情を豊かに育て、生命を尊重する内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。
	告示日	平成21年7月17日		
6	(有)秋田県映画センター 代表取締役 小玉 正憲	映画 「アンダンテ～稲の旋律」	(株) レジ ェンド・ピ クチャー	心の病が原因で社会に適用できずにひきこもっていた主人公が農業を通じて時をかけながら自立して行く姿が描かれ、自然を愛しながら豊かな心を育て、生きる力を呼び起こす内容となっているなど、青少年の健全な心身の成長に役立つものと認められる。
	告示日	平成22年3月23日		

ウ 有害がん具指定状況一覧

指定番号	指定年月日	種別	品名	制作(販売)会社
1	昭和55年9月2日	がん具空気銃	サンダーボルト	(株) マスダヤ
2	昭和62年7月21日	がん具空気銃	INTERDYNAMIC KG9SP-7010	MARUZEN CO. LMD
3	同上	がん具空気銃	HECKLER&KOCH MP5-A3 22201	(株) 東京マルイ
4	同上	がん具空気銃	Smith&Wesson 44MAGNUM No.6010	MARUZEN CO. LMD
5	昭和63年6月14日	がん具空気銃	CHARTER ARMS44 BULLDOG	(有) カナマル商事
6	同上	がん具空気銃	MGC AIR SOFT GUN CZ75	(株) エム・ジー・シー
7	同上	がん具空気銃	MGC M-93R-AP	(株) エム・ジー・シー
8	同上	がん具空気銃	COLT'S GOVERNMENT CUSTOM MODEL	国際産業(株)
9	平成10年5月22日	刃物(ナイフ)	バタフライナイフ(通称)	形状を規制
10	平成20年7月18日	刃物(ナイフ)	ダガーナイフ	形状を規制

(注) 有害がん具に指定されているものを青少年(18歳未満)に販売することは禁じられています。

2 相談機関一覧

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
教育相談	家庭教育、子育て全般	① 秋田県生涯学習センター ○「スギの子e-mail相談」	秋田市山王中島町1-1	メールアドレス suginoko@mail2.pref.akita.jp
	いじめ問題に悩む子どもや保護者等の相談	② 全国統一ダイヤル 「24時間子供SOSダイヤル」 24時間・365日	総合教育センターまたは中央児童相談所対応	フリーダイヤル 0120(0)78310
	不登校、いじめ、問題行動、生徒指導関係、障害等に関わる就学や進路に関する相談	③ 秋田県総合教育センター ○「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00 ○来所相談（予約制） 月～金 9:00～16:00	潟上市天王字追分西29-76	電話相談専用ダイヤル 018(873)7206 相談専用フリーダイヤル 0120(377)804
	教育全般	④ 各教育事務所 ○「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00 北教育事務所 北教育事務所鹿角出張所 北教育事務所山本出張所 中央教育事務所 中央教育事務所由利出張所 南教育事務所 南教育事務所仙北出張所 南教育事務所雄勝出張所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1 鹿角市花輪字六月田1 能代市御指南町1-10 秋田市山王4-1-2 由利本荘市水林366 横手市四日町3-23横手市水道庁舎3F 大仙市大曲上栄町13-62 湯沢市千石町2-1-10	0120(377)914 0120(377)915 0120(377)917 0120(377)904 0120(377)908 0120(377)943 0120(377)945 0120(377)949
不登校に関すること全般	⑤	かづのこもれび教室 月～金 9:00～15:00	鹿角市花輪字荒田1-1 (鹿角市交流センター内)	0186(22)0257
		北秋田さわやか教室 火～金 9:00～15:00	北秋田市材木町2-2 (中央公民館分館内)	0186(62)4860
		大館おおとり教室 月～金 9:00～15:00	大館市字三の丸60 (大館市勤労青少年ホーム内)	0186(42)4888
		能代市はまなす広場 火～金 9:00～15:00	能代市萩の台1-28 (サンウッド能代内)	0185(52)8282
		中央さわやか教室 火～金 9:00～15:00	潟上市天王字長沼132-21 (潟上市勤労青少年ホーム内)	018(873)7666
		すくうる・みらい 月・火・木・金 9:00～17:00 水 9:00～12:00	秋田市八橋運動公園1-10 (秋田市宮八橋陸上競技場内)	018(823)3082
		由利本荘市ふれあい教室 月水木金 9:15～15:00	由利本荘市東町15 (文化交流館「カダーレ」内)	0184(22)7750
		フレッシュ広場 火～金 9:00～15:00	大仙市大曲日の出町2-7-53 (大仙市大曲交流センター内)	0187(63)8317
		仙北市さくら教室 火～金 9:00～15:00	仙北市角館町外の山19 (仙北市勤労青少年ホーム内)	0187(43)3387
		さくら教室田沢湖分室 火～金 9:00～15:00	仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-1 (田沢湖図書館内)	0187(43)1307
		南かがやき教室 火～金 9:00～15:00	横手市平鹿町醍醐字四ツ屋76 (醍醐公民館内)	0182(25)3080
		西かがやき教室 火～金 9:00～15:00	横手市大雄字三村東18 (大雄農業団地センター内)	0182(23)8648
そよ風教室 火～金 10:00～15:00	湯沢市佐竹町4-25 (湯沢市教育研究所内)	0183(78)0720		

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
児童福祉 相談	子育て、非行、心身 障害、性格上の問 題、情緒不安定、い じめ、虐待など	⑥ 秋田県中央児童相談所 ○子ども家庭相談電話 24時間・365日 ○来所相談(予約した方がよい) 月～金 8:30～17:15 ○家庭訪問による相談 月～金 8:30～17:15 ○メール相談 (お急ぎの場合は、電話で相談し てください。)	秋田市新屋下川原町1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・専用フリーダイヤル 0120(42)4152 ・予約・問い合わせ 018(862)7311 ・予約・問い合わせ 018(862)7311 ・メールアドレス soudan@mail2.pref. akita.jp
		秋田県北児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約した方がよい) 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1 (北秋田地域振興局大館福祉環境部内)	0186(52)3956
		秋田県南児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約した方がよい) 月～金 8:30～17:15	横手市旭川1-3-46 (平鹿地域振興局福祉環境部内)	0182(32)0500
		⑦ 県内各福祉事務所の 家庭児童の相談窓口 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約した方がよい)		
		・北秋田地域振興局大館福祉 環境部(北福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1	0186(52)3951
		・山本地域振興局福祉環境部 (山本福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	能代市御指南町1-10	0185(52)4332
		・秋田地域振興局福祉環境部 (秋田福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	潟上市昭和乱橋字古開172-1	018(855)5171
・平鹿地域振興局福祉環境部 (南福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	横手市旭川1-3-46	0182(32)3294		
・鹿角市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	鹿角市花輪字下花輪50 (鹿角市福祉保健センター内)	0186(30)0235		
・北秋田市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	北秋田市花園町19-1 (北秋田市役所内)	0186(62)6638		
・大館市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	大館市字三の丸103-4	0186(43)7054		
・能代市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	能代市上町1-3 (能代市役所内)	0185(89)2947		
・男鹿市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	男鹿市船川港船川字泉台66-1 (男鹿市役所内)	0185(24)9117		

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
		<ul style="list-style-type: none"> ・潟上市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・秋田市子ども未来センター 「家庭教育相談 ぐりーん・えこー」 月～土 9:00～18:00 ・由利本荘市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・にかほ市子育て長寿支援課 月～金 8:30～17:15 ・大仙市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・仙北市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・横手市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 ・湯沢市福祉事務所 月～金 8:30～17:15 	<ul style="list-style-type: none"> 潟上市天王字棒沼台226-1 (潟上市役所内) 秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5F 由利本荘市尾崎17 (由利本荘市役所内) にかほ市平沢字鳥ノ子淵21 (仁賀保庁舎内) 大仙市大曲花園町1-1 (大仙市役所内) 仙北市西木町上荒井字古堀田47 (仙北市役所西木庁舎内) 横手市中央町8-2 (横手市役所内) 湯沢市佐竹町1-1 (湯沢市役所内) 	<ul style="list-style-type: none"> 018(853)5314 018(887)5337 0184(24)6319 0184(32)3040 0187(63)1111 内線150 0187(43)2280 0182(35)2133 0183(78)0166
少年相談	非行、交友関係、異性問題、いじめ、家庭問題など	⑧ 秋田県警察本部少年女性安全課 少年サポートセンター 「やまびこ電話」 月～金 8:30～17:15 夜間休日 当直員が対応	秋田市山王4-1-5	相談専用電話 018(824)1212
		⑨ 県内各警察署 少年サポートセンター 月～金 8:30～17:15 夜間休日 当直員が対応		
		<ul style="list-style-type: none"> ・鹿角警察署 ・大館警察署 ・北秋田警察署 ・能代警察署 ・五城目警察署 ・男鹿警察署 ・秋田臨港警察署 ・秋田中央警察署 ・秋田東警察署 ・由利本荘警察署 ・にかほ警察署 ・大仙警察署 ・仙北警察署 ・横手警察署 ・湯沢警察署 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿角市花輪字向畑100 大館市根下戸新町1-70 北秋田市鷹巣字下家下1 能代市日吉町1-24 南秋田郡五城目町字七倉178-4 男鹿市船川港船川字新浜町1-4 秋田市土崎港西3-1-8 秋田市千秋明徳町1-9 秋田市上北字百崎字内山60-2 由利本荘市中町27 にかほ市象潟町字入道島15-8 大仙市大曲日の出町1-1-30 仙北市角館町西野川原34-6 横手市安田字越廻71 湯沢市千石町1-3-5 	<ul style="list-style-type: none"> 0186(23)3321 内線281 0186(42)4111 内線283 0186(62)1245 内線281 0185(52)4311 内線282 018(852)4100 内線282 0185(23)2233 内線282 018(845)0141 内線283 018(835)1111 内線284 018(825)5110 内線283 0184(23)4111 内線281 0184(43)2935 内線281 0187(63)3355 内線283 0187(53)2111 内線282 0182(32)2250 内線281 0183(73)2127 内線281
⑩ チャイルド・セーフティ・センター ～ 子ども SOS ～ 年中無休 8:30～22:00 時間外 当直員が対応	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ3F	018(831)3421		

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
		⑪ 県内各少年指導センター ・大館市少年相談センター 「いじめ110番」 (いじめ、不登校、学業、進路等の学校生活や子育て等家庭生活全般の相談) 月・火・木・金 9:00～17:00 ・秋田市少年指導センター 「わかくさ相談電話」 月 10:00～16:00 火～金 9:00～16:00	大館市字桜町南45-2 (大館市立中央公民館内) 秋田市東通仲町4-1 アルヴェ5F (子ども未来センター内)	0120(110)624 相談専用電話 018(884)3868
	いじめ、虐待、学校や家庭での悩みなど	⑫ 秋田地方法務局 ～ 子どもの人権110番 ～ 月～金 8:30～17:15	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎内	0120(007)110
	非行、問題行動など	⑬ 秋田法務少年支援センター 月～金 9:00～17:00	秋田市八橋本町6-3-5 秋田少年鑑別所内	018(865)1222
福祉相談	こころの健康、精神障害、性の悩み、薬物問題、DV被害、身体的発達など	⑭ 秋田県精神保健福祉センター ○電話相談 月～金 9:00～16:00 土・日・祝 10:00～16:00 ○来所相談(予約制) ・一般来所相談 月～金 9:00～16:00	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F	相談専用電話 018(831)3939 018(831)3946
		⑮ 秋田県福祉相談センター 月～金 8:30～19:00 土・日・祝 10:00～18:30	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F	相談専用電話 018(831)2940
		⑯ 県内各保健所 月～金 8:30～17:15 大館保健所 北秋田保健所 能代保健所 秋田中央保健所 秋田市保健所 由利本荘保健所 大仙保健所 横手保健所 湯沢保健所	大館市十二所字平内新田237-1 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 能代市御指南町1-10 潟上市昭和乱橋字古開172-1 秋田市八橋南1-8-3 由利本荘市水林408 大仙市大曲上栄町13-62 横手市旭川1-3-46 湯沢市千石町2-1-10	0186(52)3955 0186(62)1165 0185(55)8023 018(855)5171 018(883)1170 0184(22)4120 0187(63)3403 0182(45)6137 0183(73)6155
		⑰ 秋田県女性相談所 ○女性ダイヤル相談 月～金 8:30～21:00 土・日・祝 9:00～18:00	秋田市手形住吉町4-26	女性ダイヤル相談 018(835)9052 DVホットライン 0120(783)251
		⑱ 秋田県発達障害者支援センター 「ふきのとう秋田」 ○電話相談 月～金 9:00～17:00 ○来所相談(予約制) 月～金 9:00～17:00	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-128 (秋田県立医療療育センター内)	018(826)8030

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
		⑱ 秋田県高次脳機能障害相談・支援センター 月～金 9:00～16:00	大仙市協和上淀川字五百刈田352 (秋田県立リハビリテーション・精神医療センター内)	018(892)3751(代)
		⑳ 秋田県不妊とこころの相談センター ○電話相談 水、金 12:00～14:00 ○面接相談(予約制) 木(第5除く) 13:00～15:00 水(第1・3)、金 14:00～16:00	秋田市広面字蓮沼44-2 (秋田大学医学部附属病院1F 産科婦人科外来内)	・相談電話 018(884)6234 ・面接予約電話 018(884)6666 (月～金 9:00～17:00)
		㉑ 秋田県女性健康支援センター ○電話相談 月・水・金 16:00～20:00 ※上記と併せ助産師会として 月～金 10:00～16:00 相談受付 ○メール相談 月・水・金 16:00～20:00 に返信	※携帯電話の持ち回り及びメールでの相談対応	・電話 090-6454-1334 ・メールアドレス akitajoseikenkou@yahoo.co.jp
しごとに関する相談	主に中学生・高校生から30歳代までを対象に職業適性診断や進路・職業相談、情報提供など	⑳ フレッシュワークAKITA 月～金、土(第2・4)※変更の場合あり 9:00～17:15 北部サテライト 月～金、土(第2・4)※変更の場合あり 9:00～18:00 南部サテライト 月～金、土(第2・4)※変更の場合あり 9:00～18:00	秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3F 大館市御成町3-7-58 いとく大館ショッピングセンター3F 横手市安田字向田147 イオン横手店1F	018(826)1735 0186(44)5100 0182(35)6005
		㉒ 秋田新卒応援ハローワーク(秋田学生職業相談室) 月～金 9:00～17:15	秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3F	018(889)8448
		㉓ Aターンプラザ秋田 月～金 9:00～17:45	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7F (秋田県東京事務所内)	0120(122)255
職業紹介、就業をめぐるこころの悩み相談など	⑳ ハローワーク鹿角 ハローワーク大館 ハローワーク能代 ハローワーク秋田 ハローワーク本荘 ハローワーク大曲 ハローワーク横手 ハローワーク湯沢 ※「しごと・ストレスチェック相談室」の開催日は、要問い合わせ	鹿角市花輪字荒田82-4 大館市清水1-5-20 能代市緑町5-29 秋田市茨島1-12-16 由利本荘市石脇字田尻野18-1 大仙市大曲住吉町33-3 横手市旭川1-2-26 湯沢市清水町4-4-3	0186(23)2173 0186(42)2531 0185(54)7311 018(864)4111 0184(22)3421 0187(63)0335 0182(32)1165 0183(73)6117	

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
	労働条件、中学生・高校生のアルバイト就労、賃金支払など	㉔ 秋田労働局・労働基準監督署 月～金 8:30～17:15 秋田労働局労働基準部監督課 大館労働基準監督署 能代労働基準監督署 秋田労働基準監督署 本荘労働基準監督署 大曲労働基準監督署 横手労働基準監督署	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎3F 大館市三の丸6-2 能代市末広町4-20 秋田市山王7-1-4 由利本荘市水林428 大仙市大曲日の出町1-3-4 横手市旭川1-2-23	018(862)6682 0186(42)4033 0185(52)6151 018(865)3671 0184(22)4124 0187(63)5151 0182(32)3111
	ひとり親家庭の母等に対する就業に関する相談など	㉕ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター 月～金 8:30～17:00	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5F	018(896)1531
ニートの相談	人と対話をすることや自分に自信がない就職希望者を対象に、人との交流の場を通してコミュニケーション力と一歩を踏み出す力をつける(15歳～39歳やその家族等の相談)	㉖ あきた若者サポートステーション・キャリアカウンセリングコーナー(要予約) 月～土 9:00～17:00 ・体験活動(要連絡) 火～土 13:00～17:00	秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3F (フレッシュワークAKITA内)	018(892)6021 018(853)4367
		秋田県南若者サポートステーションよこて 月・火・木・金・土 10:00～16:00	横手市横山町1-1 (すこやか横手1F)	0182(23)5101
ひきこもりの相談	18歳以上のひきこもり状態にある本人やその家族等の相談	㉗ 秋田県ひきこもり相談支援センター 月～金 10:00～16:00 ※面接相談は事前に要予約	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F (秋田県精神保健福祉センター内)	018(831)2525
子ども・若者に関する市町村の総合相談窓口	社会生活に困難を抱える子ども・若者の相談	㉘ 大仙市子ども・若者総合相談センター 9:00～17:00 (土・日・祝祭日も開所)	大仙市大曲丸の内町1-11-2	0187(66)1106
		三種町子ども・若者総合相談センター 月・火・水・金・土 10:00～17:00	山本郡三種町森岳字石倉沢1-2	0185(72)4133
その他の相談	消費生活相談(多重債務や契約トラブルなど)	㉙ 秋田県生活センター 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F	018(835)0999
	交通事故相談(交通事故に伴う損害賠償問題など)	㉚ 交通事故相談窓口 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F (秋田県生活センター内)	相談専用ダイヤル 018(836)7804・7805
	外国人からの相談(日本語学習や家族問題、教育などについて)	㉛ 外国人相談センター 月～金 9:00～17:45 (日本語のみ) 木 13:00～15:00 (英語・中国語・韓国語)	秋田市中通2-3-8 アトリオン1F (公財)秋田県国際交流協会内)	相談専用ダイヤル 018(884)7050

3 県内の主な青少年団体の概要

(1) 秋田県青少年団体連絡協議会に加入している団体

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
1	秋田県青少年団体連絡協議会 【12団体 H28.12現在】	この会は、青少年団体相互の連絡提携を図りながら、進んで青少年活動の充実強化に努め、明るく豊かな郷土社会をつくることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2304 FAX. 018-847-6350
2	秋田県連合青年会 【26人 H29.1現在】	全県青年会の連絡協調を図るとともに、会員の自主・自立の精神を養い、豊かな郷土を建設し地域社会の発展を図ることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2304 FAX. 018-847-6350
3	公益社団法人日本青年会議所 東北地区秋田ブロック協議会 【334人 H28.8現在】	県内各地11ロムの青年会議所の質的向上を図り、全県的な事業活動を促進するとともに、日本青年会議所との連絡調整を行う。	〒010-0951 秋田市山王二丁目1-54 三交ビル3F TEL. 018-824-7070 FAX. 018-824-7071
4	秋田県商工会青年部連合会 【833人 H28.8現在】	商工会青年部の健全な発展を図るとともに、商工会組織の強化に寄与することを目的とする。	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館4F TEL. 018-863-8492 FAX. 018-863-8490
5	秋田県農業協同組合青年部協議会 【1,715人 H28.8現在】	本協議会は、農村青年の連絡提携を密接にし、同士の結束を固め、青年の情熱と共同の力をもって自主的に農業協同組合運動に参加し、農業の近代化を促進して、農村の民主化を図り、社会的経済の向上を期すること。	〒010-0976 秋田市八橋南二丁目10-16 TEL. 018-864-2121 FAX. 018-888-1184
6	秋田県農業近代化ゼミナール 連絡協議会 【131人 H28.8現在】	秋田県農業近代化ゼミナールを自主的な学習活動として展開するため、各農業近代化ゼミナール研修グループの連絡調整を図り、もって秋田県農業の担い手としての農業青年の資質の向上を目的とする。	〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 秋田県農林政策課（事務局） TEL. 018-860-1726 FAX. 018-860-3842
7	秋田県BBS連盟 【35人 H28.8現在】	BBSとはBig Brothers and Sisters Movement（兄や姉のような身近な存在として）の略です。地域の若い住民が、非行少年の兄や姉のような存在として、友だち付き合いをしながら、その少年が自分で問題を解決したりするのを、側面から援助する活動をします。	〒011-0951 秋田市山王七丁目1-2 秋田保護観察所内 TEL. 018-862-3903 FAX. 018-888-1385
8	日本海洋少年団秋田県連盟 【51人 H28.8現在】	海に親しみ、海に学び、海にきたえるをモットーとし、団体訓練を通じて海事に関する知識と技術を習得するとともに、少年の健全育成を図ることを目的とする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2303 FAX. 018-847-6350
9	秋田県青友会 【165人 H28.8現在】	内閣府主催青年海外派遣の事後活動として、会員の親睦を図るとともに、海外知識を広く普及し、県内青少年の健全育成に協力する。	（メールアドレス） iyoe.akita@gmail.com
10	秋田県青年赤十字奉仕団連絡協議会 【204人 H28.8現在】	青年赤十字奉仕団の全県的な連絡調整を図るとともに、その活動を促進し、且つ健全な発展を期するため必要な事項に対して、研究協議をすることを目的とする。	〒011-0922 秋田市旭北栄町1-5 日本赤十字社秋田県支部内 TEL. 018-864-2731 FAX. 018-864-6852

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
11	日本ボーイスカウト秋田県連盟 【226人 H28.8現在】	「そなえよ、つねに奉仕の精神」を身につけ、野外活動の中で年齢に応じた技術や技能を習得し、ゲーム等を楽しみながら、すぐれた人格、健全な身体、社会に奉仕する豊かな心を育む。また、国際的な交わりを尊ぶ青少年を育てる。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-857-0068 FAX. 018-857-0068
12	ガールスカウト秋田県連盟 【74人 H28.8現在】	少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために責任ある市民として、自ら考え行動できる人となれるようにする。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-880-2304 FAX. 018-847-6350
13	秋田県レクリエーション協会 【625人 H28.8現在】	レクリエーション指導者の養成のみならずレクリエーションを原動力として、市民とともに地域の活性化を図る。	〒011-0905 秋田市寺内神屋敷3-1 秋田県青少年交流センター内 TEL. 018-847-6143 FAX. 018-847-6143

(2) 青年団体

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
1	秋田県手話サークル連絡協議会 【255人 H28.3現在】	各地域の手話サークル相互の連絡調整と、研修及び研究により、聴覚障害者の暮らしと権利を守り、地域社会の福祉の推進を図ることを目的とする。	〒010-0965 秋田市八橋新川向4-15-301 TEL. 018-865-1250（石塚） FAX. 018-865-1250
2	ヤートセ秋田祭実行委員会 【25人 H28.10現在】	ヤートセ秋田祭を通じて地元に残る伝統の継承・再発掘を行い、地域を大切にすることを育むと同時に、祭という場の中で「世代を越えた交流」をし、自ら魅力ある秋田を創り出す人々を増やしていくことを目指す。	〒010-0001 秋田市中通二丁目1-41-1F TEL. 018-893-5348 FAX. 018-893-5348
3	森と水の協会林業後継者部会 【271人 H28.4現在】	地域の担い手である林業後継者に対し、林業技術指導や自主活動支援などの林業普及活動を行い、地域林業の維持・振興を図る。	〒010-1941 秋田市川尻大川反170-169 森林環境会館内 TEL. 018-883-1252 FAX. 018-883-1256

(3) 県内の主な少年団体

	団体名【会（団）員数】	活動の主要目的	事務局・連絡先
1	秋田県スポーツ少年団 【17,321人 H28.9現在】	スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図るとともに、青少年の心身の健全育成に資する。	〒010-0974 秋田市八橋運動公園1-5 秋田県スポーツ科学センター内 TEL. 018-866-3916 FAX. 018-864-5752
2	秋田県高等学校青少年赤十字協議会 【1,096人 H28.12現在】	高等学校青少年赤十字の代表機関として赤十字精神の普及・発展に努め、各校相互の親睦並びに連絡を図るとともに、国際親善の理解に努める。	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 TEL. 018-864-2731 FAX. 018-864-6852

4 市町村青少年行政主管課一覽

平成28年4月1日現在

市町村名	担 当 課 名	〒	住 所	TEL
秋田市	子ども未来部少年指導センター	010-8506	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センター5階	018-884-3869
能代市	生涯学習・スポーツ振興課	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1	0185-73-5285
横手市	学校教育課	013-8601	横手市条里1-1-64	0182-35-2414
大館市	生涯学習課	018-3595	大館市早口字上野43-1	0186-43-7113
男鹿市	生涯学習課	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-24-9102
湯沢市	生涯学習課	012-8501	湯沢市佐竹町1-1	0183-73-2163
鹿角市	生涯学習課	018-5201	鹿角市花輪字荒田4-1	0186-30-0292
由利本荘市	生涯学習課	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61	0184-32-1332
潟上市	文化スポーツ課	010-0201	潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5363
大仙市	生涯学習課	014-0062	大仙市大曲上栄町2-16	0187-63-1111
北秋田市	生涯学習課	018-3312	北秋田市花園町15-1	0186-62-1130
にかほ市	生涯学習課	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2	0184-38-2171
仙北市	市民生活課	014-0392	仙北市角館町東勝楽丁19	0187-43-3308
小坂町	教育委員会	017-0201	小坂町小坂字砂森7-1	0186-29-2069
上小阿仁村	住民福祉課	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原118	0186-77-2222
藤里町	生涯学習課	018-3201	藤里町藤琴字家の後67	0185-79-1327
三種町	生涯学習課	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3	0185-87-2113
八峰町	生涯学習課	018-2507	八峰町峰浜田中字野田沢20-1	0185-76-2323
五城目町	健康福祉課	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1	018-852-5180
八郎潟町	教育委員会	018-1692	八郎潟町字大道80	018-875-5812
井川町	町民課	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	018-874-4416
大潟村	住民生活課	010-0494	大潟村字中央1-1	0185-45-2114
美郷町	生涯学習課	019-1234	美郷町飯詰字北中島37-1	0187-84-4915
羽後町	生活環境課	012-1131	羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111
東成瀬村	教育委員会	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182-47-3415

5 青少年育成県・市町村民会議一覽

平成28年4月1日現在

市町村名	名 称	〒	住 所	TEL
	青少年育成秋田県民会議	010-8570	秋田市山王4-1-1 男女共同参画課内	018(860)1554
秋田市	青少年育成秋田市民会議	010-8506	秋田市東通仲町4-1	018(884)3869
能代市	青少年育成能代市民会議	018-3192	能代市二ツ井町字上台1-1	0185(73)5285
横手市	青少年育成横手市民会議	013-8601	横手市条里1-1-64	0182(32)2414
大館市	青少年育成大館市民会議	017-0822	大館市早口字上野43-1	0186(43)7113
男鹿市	青少年育成男鹿市民会議	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185(24)9102
湯沢市	青少年育成湯沢市民会議	012-8501	湯沢市佐竹町1-1	0183(73)2163
鹿角市	青少年育成鹿角市民会議	018-5201	鹿角市花輪字荒田4-1	0186(30)0292
由利本荘市	青少年育成由利本荘市民会議	018-0692	由利本荘市西目町沼田字弁天前40-61	0184(32)1332
潟上市	青少年育成潟上市市民会議	018-0201	潟上市天王棒沼台226-1	018(853)5363
大仙市	青少年育成大仙市民会議	014-8601	大仙市大曲上栄町2-16	0187(63)7262
北秋田市	青少年育成北秋田市民会議	018-3312	北秋田市花園町15-1	0186(62)1130
にかほ市	青少年育成にかほ市民会議	018-0311	にかほ市金浦字南金浦49-2	0184(38)2171
仙北市	青少年育成仙北市民会議	014-0325	仙北市角館町東勝楽丁19	0187(43)3308
小坂町	青少年育成小坂町民会議	017-0201	小坂町小坂字砂森7-1	0186(29)2069
上小阿仁村	青少年育成上小阿仁村民会議	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原118	0186(77)2222
藤里町	青少年育成藤里町民会議	018-3201	藤里町藤琴字家の後67	0185(79)1327
三種町	青少年育成三種町民会議	018-2104	三種町鹿渡字東二本柳29-3	0185(87)2113
八峰町	青少年育成八峰町民会議	018-2507	八峰町峰浜田中字野田沢20-1	0185(76)2323
五城目町	青少年育成五城目町民会議	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1	018(852)5180
八郎潟町	青少年育成八郎潟町民会議	018-1692	八郎潟町字大道80	018(875)5812
井川町	青少年育成井川町民会議	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2	018(874)4424
大潟村	青少年育成大潟村民会議	010-0494	大潟村字中央1-1	0185(45)2114
美郷町	青少年育成美郷町民会議	019-1234	美郷町飯詰字北中島37-1	0187(84)4915
羽後町	青少年育成羽後町民会議	012-1131	羽後町西馬音内字中野177	0183(62)2111
東成瀬村	青少年育成東成瀬村民会議	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182(47)3415